刑政第52巻第9号

矯正図書館

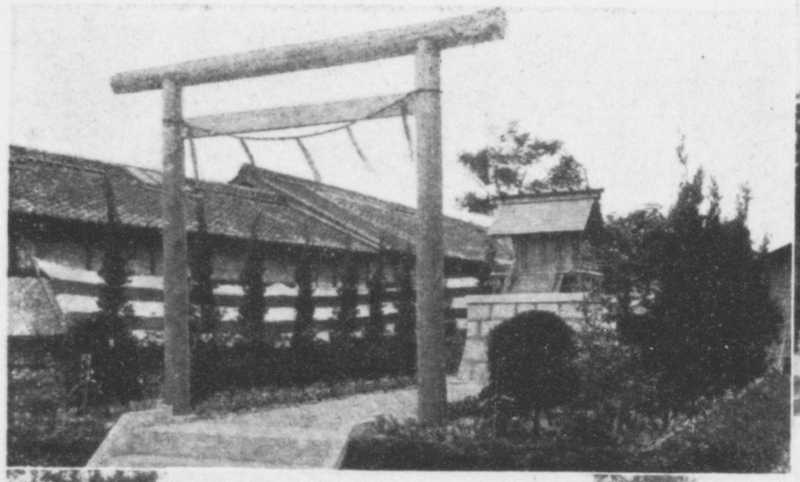
刑政

第五十二卷　九月號　第九號

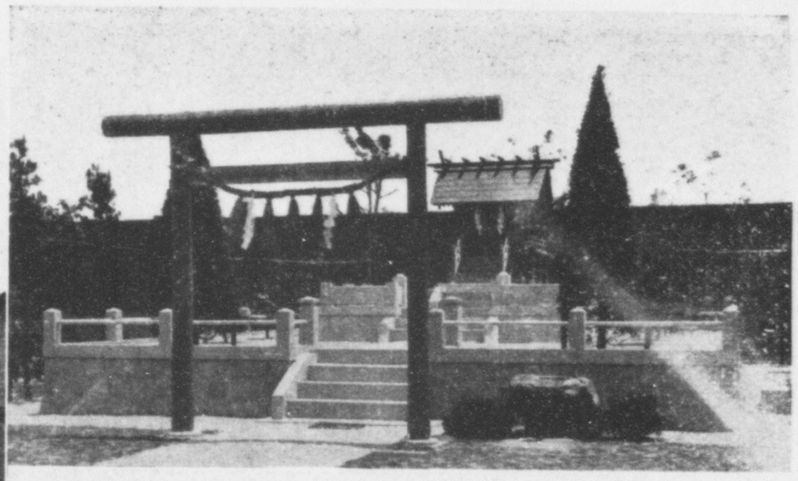
下級刑務官の待遇に就て（卷頭言）安達勝清二
司法保護事業の本質——新立法を機緣として（一）市川秀雄五
古代日本民族の犯罪に對する觀念　野村瀧雄三
司獄官制度因革略（七・完）辻敬助三〇
全體主義とは何を意味するか　吉田熊次元
代用品工業瞥見（二）前田靜雄四四
プロシヤ刑務法（八）五五
イタリアの新戒護職員服務規則（五）六四
アルゼンチン共和國の行刑管理　七〇
海外時報　七九
先輩にもの聽く會（三・完）大阪刑務所八七
少年行刑に於ける漁撈作業の將來性に就て　英保初生九六

財團法人　刑務協會發行

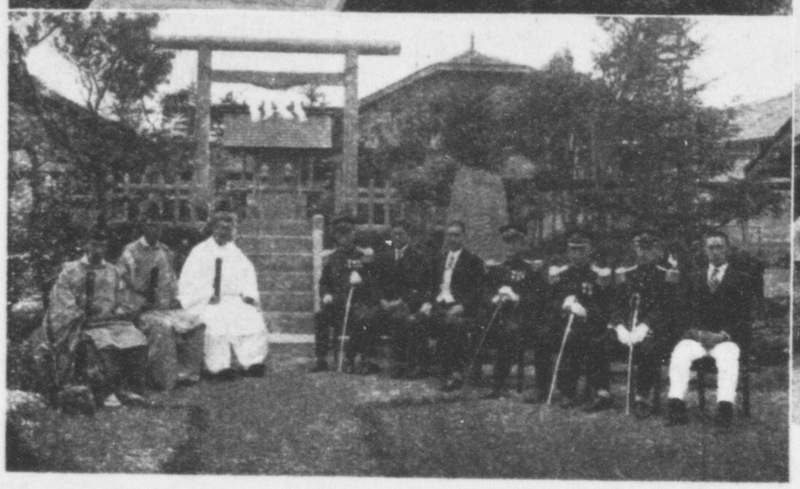
矯正図書館



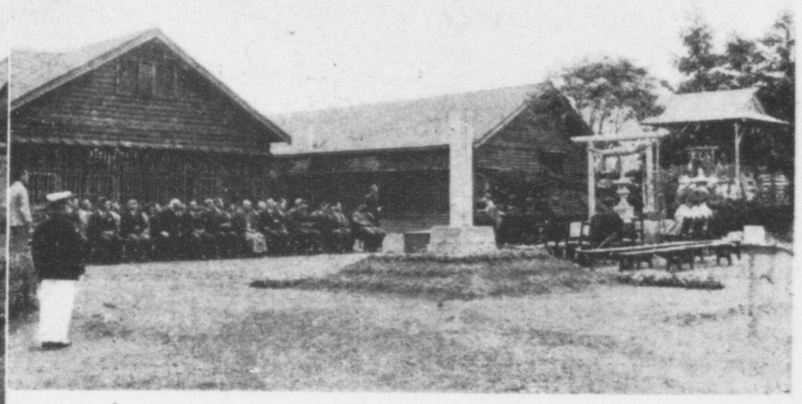
小倉



佐賀



釧路



旭川

支所　遙拝所　竣工所

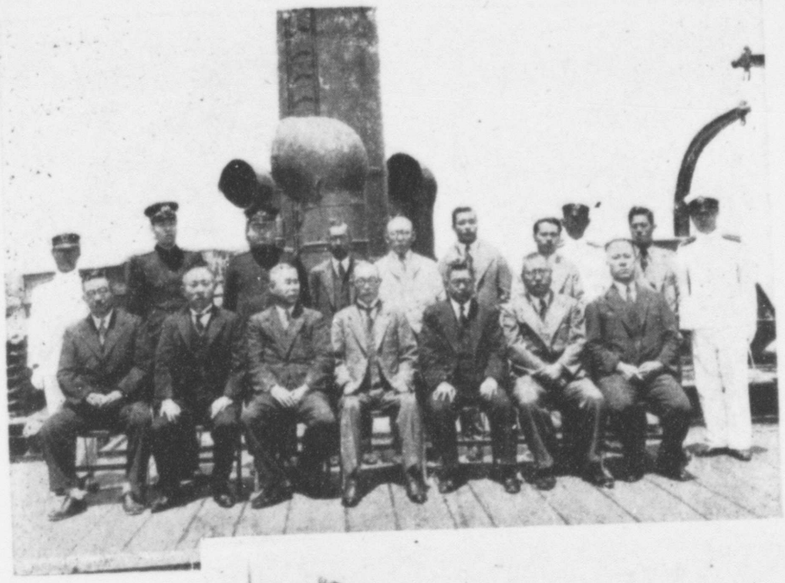
刑政第52巻第9号

矯正図書館

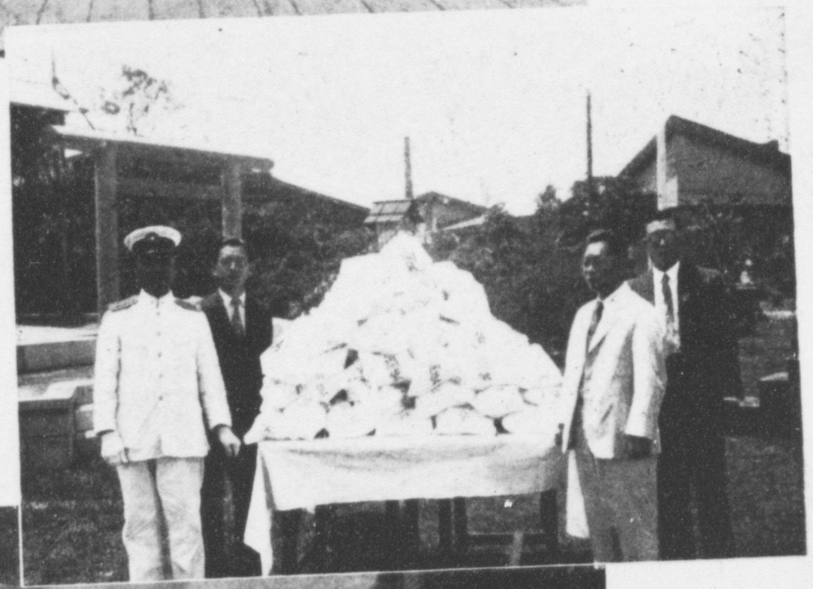
刑政

九月號

第五十二卷
第九號



倉本政務次官巡視
浦賀少年刑務所



支那事變記念日
慰問袋献納式
小菅刑務所



支那事變記念日戰闘
教練
岩國少年刑務所

刑政第52巻第9号
矯正図書館

下級刑務官の待遇に就て

安達勝清

一般社會に於て職責の重大なるに比較して待遇の菲薄なる代表的存在は小學校教師と巡査だと言はれてゐるが固より小學校教師は國民教育の基本をその一手に負託され將來國家を双肩に荷ふ小國民の教導にあるが故にその任務は極めて重い。又巡査は司法行政の兩面から國内治安工作の最前線に立つて國民をして安居樂業せしめつゝあるの重責に日夜働き通して居ることも社會萬人の認むるところであるが兩者に酬ゆるところの待遇は適當であると考へられてゐない。

ところが之にも增してその職責に比較して待遇の劣惡なるものに下級刑務官があることに社會は逸目してはならない。下級刑務官即ち看守は或る意味に於て小學校教師と巡査の二者の資格を具有するものと私は思ふ。看守は受刑者を教導する點に於て小學校教師と略同じ目的を有し善良なる國民への再教育と言ふ重任を負ふてゐる。同時に看守は受刑者が獄内に於て規律に反する行爲を爲した時には之を摘發懲戒する獄内警察官なのである。約言すれば仁愛の精神を以て囚人を教育し暴あれば力を以て之を押へるのが看守の職責である。

凡そ人を教導する場合に素直なる者を導くことは容易な術であるが一度曲つた者を矯め直すことは極めて困難である。從つて純情無垢な小學兒童を導くことにはその容易性と發展性を極度に利用して教育の效果を十二分に發揮せしめることが出來るのであるが、反之一度邪道に陷入つた者は正しき軌道に復せしむることさへ至難な術であつて、之を導くには教導者自らが行を行ふ考へで事に當らねば容易に改過遷善の效果を齎らすことの出來ないことは贅言を要せぬところである。而して教導者が同時に摘發者であり懲戒者であることは學校の先生に劍を持たす樣なものであつて、凡庸な人を以てしてはその任務を圓滿に全うすることは出來ぬ。却つて動もすると劍に賴り勝ちとなつて眞の教化目的を逸脫する危險があるから、その人を得ると云ふことは中々容易でないのである。昔から一人前の看守を得るには三年を要すると云はれてゐるが、至極尤の話である。看守は實に此の兩樣の資格を以て日夜受刑者に接觸し、更生した國民を一人でも多く社會に歸へすことを念願として、日夜之れ足らざるの思ひを以て職務に精勵してゐるのである。だが監獄の存在と云ふものが社會と隔離されて居り、善良なる國民に對しては全く用のない存在であるが爲に動もすると社會的考慮が拂はれぬ爲に、自然看守たる者の待遇に付ても考慮が拂はれなかつたのが今日までの經過であり、司法省が之迄幾度か看守の待遇是正を試みつゝも豫算關係に於てその解決を見なかつたのも蓋しそのあたりに原因が存在して居たのではあるまいか。

私は毎日役所に通ふ際に、四谷見付近くの消防署の望樓に一秒一刻も休むことなく火事見張をしてゐる立番消防夫を見る毎に看守との待遇を比較し、看守の待遇が遙に及ばないのを想起し深き嘆きを思ふ。立番消防夫が冬の日も雨の日も夜も晝も絶え間なく見張つてゐる御蔭で、社會人は火災より免れて安んじて營業にいそしむことが出來る。固より見張りの仕事は比較的機械的な職務であるから、その點で巡査よりも待遇が劣ると云ふのも一の理由であらう。然し看守に比較して遙に待遇が良いと云ふ事は、看守の待遇を是正することについて有力なる理由の一たるを失はない。看守の職務は斷じて「牢番」ではない。又單

刑政第52巻第9号
矯正図書館

なる見張りではない。彼等は過誤に陷つた皇國の民を牢獄より社會に復歸させる爲には社會人に親知し得ない涙ぐましき努力を拂つてゐる。現在の牢獄は檻ではなく訓練所であり、道場であり、敎會であり、學校である。人を更生せしむる所である。看守は實に更生所の先生なのである。その先生が小學校敎師や巡査や消防手と比較して遙に低率なる待遇に在ることは果して妥當であらうか。蓋し一つの社會問題である。

現下の非常時局下に於て一官吏層の待遇是正を叫ぶ事は愼むべきことを犯してゐるやうであるが、支那事變勃發以來看守が殷賑産業に轉じたる數は千六百名を突破してゐる。この事實は下級官吏層に惹起した時局の共通現象だとして看過することは許されないところであるまいか。看守の此の轉職の記錄は下級官吏層の最高記錄であり、その待遇が菲薄なる爲に如何に多くの彼等が利を追ふて殷賑産業に走つたかを物語る有力なる證左となるのではあるまいか。

政府は時局柄本俸の增額は考慮して居ないが、給與に於て適當なる方策を講じ、財界に於ける跋行景氣に善處して下級官吏の對策を樹立する意嚮であると新聞紙は報じ、府縣費を以てする官公吏に對しては既に救濟の具體策が講ぜられつゝあるとの事であるが、獨り下級の刑務官については技術的にあるところもある。衆議院に於ては全會一致を以て看守の待遇を改善すべしとの建議案を可決して居ること既に二回に及んでゐる。國民の選良にして此の必要を認めてゐることは何是正の實が達せられないことは遺憾千萬である。

者が叫ぶよりも有力であり意を强ふするところである。

私は玆に全國八千の下級刑務官の爲に敢て待遇の是正を叫ぶ、彼等をして後顧の憂なく聖職に傾注するの基礎を速に與ふべきことを政府並に世の識者に要請するものである。

司法保護事業の本質（一）

——新立法の實施を機緣として——

市川秀雄

一、はしがき
二、司法保護思想の歷史的展開（以上本號）
三、司法保護と文化國理念
四、刑政に於ける司法保護の地位
五、司法保護事業の本質
六、むすび

一

去る第七十四議會に於いて司法省提出にかゝる司法保護事業法が成立した。（註一）顧みれば、昨年九月十三日の司法保護記念日といふ司法保護にとつて、まことに意義深い日を期して、わが邦に於ける司法保護事業團體全般の統制機關なる全日本司法保護事業聯盟によつて司法保護委員制が確立せられたことは、刑事界、特に司法保護に關心をもたれる人々の記憶に、いまなほ、新らしき事實である。（註二）

われわれは當時、司法保護委員制の確立せられたことによつて、司法保護全般の國家的、制度化的傾向が濃厚になつたことに愉快を感じたのであつた。（註三）さうして、司法保護委員制は、要するに、此の制度を國家的に國法上の

刑政第52巻第9号
矯正図書館

ものたらしめんとする運動だ、として識者から眺められたのであつた。（註四）しかるに、その司法保護委員制が確立せられてから暮年ならずして、いままた、司法保護事業法が戰時の非常時議會と謂はれた第七十四帝國議會を通過し、迅くもそれが國法としての成立をみることになつた。われわれは、當局の司法保護に對する熱意と努力とに對して格別の敬意と感謝とを表さねばならない。

抑々、司法保護事業法は前期第七十三帝國議會に於いてその成立をみた社會事業法（昭和十三年法律第五十九號）の思想的影響を受けてゐるところ多大なるものがあると考へられるのであるが、われわれは、その社會事業法もまたその成案までに幾多の紆餘曲折を重ねた末漸く制定せられたことを回想しなければならぬ。（註五）さうして、社會事業法は、いはゆる非常時法として、それが非常時なるが故に、殊さらに必要なものとしてその成立が早められたのであつた。司法保護事業法も、また、同樣に、非常時法として、とりわけ非常時銃後の治安確保といふ喫緊の時務にあつては、司法保護といふやうな思想が世の人々にその理解を吝まれたのにもよるところが多かつたのであらうけれども、一面、司法保護事業に關する法律の如きは、しかくその實施を急ぐべき性質のものとは考へられなかつたことにも由來したのであらう。（註七）

要するに、司法保護事業法の制定に就いては、それが司法當局の司法保護及び司法保護事業に對する熱意と努力とに依るところ、もとより、多大であるけれども、非常時たるが故に非常時法として、その成立を促進せしめられたる

かの感がなきにしもあらずとして、われわれに、考へられるのである。しかし、司法保護事業法は、牧野博士も曰はれる如く、事の本質に於いて考へるときは、それは、まさしく平常時に於いて重要視せらるべき法律である。（註八）このことは、司法保護事業法に關する過ぐる帝國議會の委員會に於ける法案審議の委員の裡に於いても同樣に充分に理解せられてゐたところであつた。（註九）すなはち、司法保護事業法は常時法であり、しかも恒常性を有する法律である。それは、非常時に於ける人的資源確保のために、或は、非常時下銃後の治安維持に役立つことの多大なることは言ふまでもなく、また非常時下銃後の治安確保の方策として必要喫緊のものなること明白であるけれども、——さうして、それは、まさしくこのために世の人々に對して注意を喚起せしめたのであり、そのために、しかく速かに法案が議會を通過したかに考へられる。われわれは、それにつけても、司法保護事業といふものが如何に地味な、華やかならざる事業であるかといふことを感ずるのである。——しかし、司法保護事業法は、非常時といふ一般的興奮のために、乃至は非常時のためといふ一時的必要のためのみによつて制定をみた法律ではない。司法大臣はその法案提出の趣旨の說明に於いても、それは、司法保護事業法が非常時下に於いては特に必要であつて、此の法律の效果、能率を發揮する點に於いて、非常時にあつては特に著大なるものゝあることを率直に强調せられたのであつて、此の法律が平常時にあつても極めて必要なることを否定せられたのではない。まことに、司法保護事業法は非常時を超越して、凡そ世に犯罪といふものが行はれる限り、犯非人の最後の一人のものをまで、正しき皇國の民として——國家有用の民として——社會＝國民共同體の裡に復歸せしめるために、その法律の姿、その內容は變化しても、非常時といふことを超えたものとして、恒常的にその存在の理由と必要とを世の人々に對つて主張し得る法律なのである。

勿論、今次の司法保護事業法は、過渡的な、經過時法的なものである。（註一〇）司法保護事業の思想は今後不斷に進步せねばならぬ、また、進化せねばならぬ。さうして、司法保護事業も、また、今後不息に進步せねばならぬ。

刑政第52巻第9号
矯正図書館

進化せねばならぬ。司法保護事業法は司法保護の思想及び司法保護事業それ自體を進歩せしめ、進化せしめるための原動力として、おのれ自身を恒に、不斷に進歩せしめねばならず、また、進化せしめねばならぬ。われわれは、こゝに、今次の司法保護事業法制定の意義を理解するものである。

われわれは、いま、此のたびの司法保護事業法をみて、當局の司法保護事業に對する意氣と抱負との大なるを看取し得る。さうして、當路者の意氣と抱負のしかく大なる新立法も、いよいよ近くそれが實施の運びとならうとしてゐると聞いてゐる。その實施に當つては、必ずや、わが邦の司法保護事業が數歩前進をなすであらうことを確信して、われわれは、その欣びに堪へざるものがあるとともに、新立法の近く實施せられんとするのを機緣として、司法保護事業の將來のために少しくその本質を考察してみたいと思ふ。

（註一）今次成立の司法保護事業法については、既に、牧野博士の批評と考察とが發表せられた。同博士「民事政策と刑事政策」警察研究第一〇巻第四號第二一頁以下、同じく「非常時法の非常性と恒常性」日本評論昭和十四年六月號第三七頁以下。

（註二）司法保護委員制については、全日本司法保護事業聯盟編「司法保護委員制度の話」參照。なほ、序手ながら司法保護委員制は、わが邦に於いては、既に夙く方面委員制度の立案者であられた小河滋次郎博士の創唱にかゝるところであり、大正二年福井縣に於いて試みられたのであつたが、臺灣に於いても、昭和七年頃から此の制度が同地の司法保護團體の手で實施せられてゐることを明かにして置きたい。

（註三）拙稿「司法保護制度の黎明と監獄制度の黄昏」司法保護第十二號揭載參照。

（註四）例へば、正木亮檢事「刑事政策汎論」第四七九頁

（註五）社會事業法は我が國社會事業の現狀に鑑みて其の適當な指導監督の制を設け、其の連絡統制の途を拓き、奬勵助成の方法を確立し、以て現下の非常時局に善處して、本邦公私社會事業の健全なる發展を圖らんがために、政府が此法律を制定することになつたとせられてゐる。さうして、社會事業法案は、夙くから社會局に於いて立案せられてあつたが、昭和十二年十二月其の要綱案が作成され、同年十二月十三日社會事業調査會第十三回總會に於いて諮問せられ、續いて數回の特別委員會の審議を經て、特別委員會に於ける同要綱修正案及び附帶決議案は滿場一致可決せられた。其の可決された社會事業法は要綱第七十三議會に提出されることゝなつたのである。而して、其の社會事業法案は一種の非常時的社會立法として第七十三回帝國議會を通過してその制定を見たのであつた。われわれは、社會事業法と今回制定を見た司法保護事業法と其の法律の目的の相似性に於いて、將たまた其の立法成立の經過に於いて其處に幾多の相似性――例へば、兩法ともに議會に於いて保護助長の經費の餘りにも少ないこと、さうして其法案は保護助長といふよりも、寧ろ監督を嚴にした嫌があるとの非難があつたこと等――を發見するのである。

（註六）衆議院議員小林錡氏外數名により司法保護法案が第六十四帝國議會、第六十五帝國議會、第六十七帝國議會に提案され、衆議院はつねに通過したが、貴族院でつねに審議未了に罵つた。法學協會雜誌第五二巻第一四〇頁參照。司法省保護課編「司法保護資料」第三輯參照。

（註七）當時は同法案に對し當局自身その成立を急ぐ要なしとせられ愼重な態度をとられた如くであつた。

（註八）牧野博士「民事政策と刑事政策」前揭第二一頁

（註九）同法案委員會議事速記錄參照。

（註一〇）註九揭記の議事速記錄に於ける森山司法省保護課長の一般委員に對する答辯參照。

二

司法保護それ自體の社會的實踐としての司法保護事業の本質を考察するに當つては、先づ司法保護それ自體の本質を明かにする必要がある。さうして、司法保護それ自體の本質を明かにするためには、司法保護の刑政全體に對する地位、或は、刑政全體系中に於ける司法保護の占むる地位を考察しなければならぬ。しかし、いまは、そのまへに、先づ司法保護の思想の起源及びその發展の沿革の歷史を發生史的に且つ思想史的に瞥見して之が考察をすることから事を始めやう。

惟ふに、司法保護といふ思想それ自體は既に夙くから存在し、それが實踐せられてゐたことは洋の東西を問はな

刑政第52巻第9号
矯正図書館

い。それは、われわれが、歴史を繙けば容易に知り得られるところである。（註一）往昔の沿革的な司法保護の思想——昔時にあつては、むしろ、在囚或は免囚（出獄者）保護の思想といふを適用としやう。司法保護が少年保護、思想犯者保護、一般釋放者保護と分化したのはずつと後に至つてのことである。——は個人的憐憫慈惠の情、或は、宗教的情熱から行はれたのであつて、囚人は憐むべきものとの意識からのみその保護は行はれ、他の目的、すなはち、對社會的顧慮に於いて行はれたのでも、また、對社會的顧慮からその必要が認識されたのでもなかつた。（註二）況んや、對國家的顧慮に於いて行はれたのでも、また、對國家的顧慮からその必要が認識されたのでもないこと勿論であつた。それは、西洋にあつては、原始基督教乃至中世期基督教思想のカリタスの觀念の影響によるところ明かなものであり、我が國を始めとして東洋にあつては、佛教思想の慈悲の觀念の影響によるところのもの明白なのである。（註三）要するに、洋の東西を問はず、司法保護思想の萌芽は、宗教的情熱から主として發源してゐるとすることは謬見とせらるべきではない。この慈惠的或は宗教的慈悲の熱情よりする沿革的な司法保護思想の理念は、後世永く司法保護思想の理念として傳承せられ、傳統的な司法保護思想の根本的な概念を形成した。さうして、その影響は最近にまで及んでゐるのである。（註四）

司法保護思想が對社會的顧慮に於いて、司法保護といふ名辭の下に公然と世の人々の口にのぼせられ、言語に語られたのは極めて最近、それは明確には明治以後昭和の世になつてからのことである。わが邦に於いても、對社會的顧慮に於いて刑事政策的見地から釋放者を保護しやうとしたのは德川時代中葉から存在したには相違ない。すなはち、各藩に於いては、それが區々、思ひ思ひではあつたが備荒救貧の制度が樹立され、五代將軍綱吉の溜の制度、保安處分と考へられる佐渡金山の鑛山役夫の制度、加賀藩主前田綱則の非人小屋の制度、長谷川平藏の意見に基いて松平樂翁が創意したといはれ、寛政二年に鐵砲洲向島（石川島）に設けられた人足寄場の制度の如きは、德川幕府の行つた

刑政第52巻第9号
矯正図書館

的な司法保護思想の傳統を脫し得なかつたかに思はれる。

しかし、大正の末期、昭和期に入るに從つて、わが邦の資本主義も漸く爛熟し、資本主義の基調をなす個人主義、自由主義が盛大の極を致したとともに、自由競爭の激化は犯罪の急激な增加を伴ひ社會は自己自身のために對犯罪策としての司法保護を考慮せざるを得なくなつた。また、一面、慈惠思想は、封建社會とは異り、自由競爭を本質とする資本主義社會に於いては之と本質的に相容れない思想となり——資本主義社會に於いては、各人は凡て平等なるものであり、獨立獨歩すべきものとせられた。さうして、資本主義社會に於いては、自由平等なる地位に於ける自由競爭といふことが、實にその社會の正義として豫定せられたのである。自由競爭の裡に於いては、豫定調和の說によつて自ら其の間に於いて、利益は社會に於いて調節せられると考へられたとともに、また一方、進化論の曲解は弱肉強食、優勝劣敗は當然のこととせられたのであつた。——こゝに、傳統的な封建的慈惠思想を基調とする司法保護思想を蟬脫して、社會一般に、世俗的にも社會的顧慮に基く近代的な資本主義的司法保護思想が起つて來たのである。こゝに於いては、司法保護は單なる慈惠的な、犯罪人個人に對する思想からする保護ではなく、對社會的な社會防衛的な顧慮からする社會的合目的々な司法保護をその思想の根本とする。（註七）

もとより資本主義社會と雖全く封建社會的素質の殘滓を存しないわけではなく、また、資本主義社會に於いても、封建的社會の特質が全部拂拭せられるわけではない。資本主義社會に於けるとは別な形式に於いて、また、それとは異つた文化的意義に於いて封建的社會と同樣な現象形態があらはれることはありふれたことである。例へば、封建社會に於ける身分的階級は資本主義社會に於いては經濟的階級として變形して現はれた如くである。されば、近代的資本主義的司法保護思想の理念に於いても、慈惠的思想によるものが殘存してゐるのであり、之を全く排斥し乃至之を必要とせぬものとするのでは全然ない。惟ふに、司法保護思想に於ける慈惠的理念は、沿革的に見ても、われわれは、司法保護思想に於けるその文化的意義と價値とを充分尊重せねばならぬのである。しかも、激烈なる自由競爭を豫定する資本主義社會に於いては、それによつて生ずべき社會の不調和、不均衡を調整するものとして慈惠といふことは、無意識裡に社會的に大いに役立つてゐるものなることを、われわれは、閑却してはならぬ。——されば、資本主義の思想を生んだ佛蘭西大革命に於いても、自由、平等といふ合言葉とともに、實に、友愛といふ合言葉を生んだのであつた。われわれは、こゝに資本主義精神の倫理性乃至資本主義に於ける倫理を認識することが出來るのである。——從つて、近代資本主義社會の司法保護思想に於いても、慈惠はその理念として殘存してゐるのであり、また、殘存せねばならぬのである。こゝに、近代的資本主義社會の司法保護思想に於ける慈惠（カリタス）の文化的意義が價値づけられる。しかも、司法保護といふ保護なる概念の裡には既に慈惠的觀念が包藏されてゐるとせねばならぬ。

されば、近代的資本主義社會の司法保護思想に於いては慈惠の觀念を尊重すべきこと、もとより、さることながら、それに加へるに、社會的顧慮によつて司法保護を社會的合目的々に實踐せねばならぬのであつた。これに就いては、われわれは、資本主義に於いては合理主義——それは、實に極端なる合理主義である——を其の基調とするものであり、それ故に、また、合目的々思想（Zweckmässigkeitsgedanke）を極度に尊重するものであることを充分注意し、之を考へ合はせねばならない。されば、之を端的にいふならば、資本主義的時期に於ける司法保護は犯罪人個人のためと同時に、實に社會のためにも亦實踐せられるのである。もし、いま、極言することが許されるならば、寧ろそれは第一義的には司法保護は社會のために行はれ、犯人個人に對し慈惠的に行はれるのは第二義的の意味を有するに過ぎないのである。かくて、司法保護事業を社會自らが社會政策として團體的に、社會的に行ふやうになつた。（註八）かやうにして、司法保護は個人的なそれから、社會的なそれにその理念がおのづから高められることになつ

刑政第52巻第9号
矯正図書館

たのである。しかし、こゝに深く注意しなければならないことは、こゝにいふ社會とは資本主義に於ける社會、すなはち、自由市民的社會を意味し、決して社會すなはち國家乃至全體主義的な國民共同體の如きものを意味するものではなかつたことである。されば、資本主義的司法保護は、それが全體主義的或は團體主義的外觀を示してゐるものであつたけれども、未だ國家が行ふ純然たる國家的な刑政の一職能として重要視せられるには至らなかつた。しかし、かやうなのを、われわれは、また、司法保護思想に於ける一進化とすることを得るであらうし、さうして、それを、われわれは、或る意味に於いて司法保護思想の社會化、または衆民化といふ。(註九)

扨て、司法保護の思想は前叙の如く、その進化の道途を辿つたのであるが、それは最近の國家思想、社會思潮の變遷に伴つて、さらに進化を重ねばならぬことになつた。

惟ふに、資本主義社會に於いて自由競爭を以て社會行動の正義に適ふものとして是認し、之を以て社會進化の前提となしたのは、いふまでもなく、謂はゆる豫定調和の說を豫定して居つたからである。しかるに、天上界に於ける自然現象たる天體間の豫定的調和の理論は、之を直ちに地上に移下し來つて、社會現象に充てはめんとしても、到底妥當するものではなかつた。(註一〇) 蓋し、それは自然現象の理法を不當に社會現象に妥當せしめんとするに外ならなかつた。されば、資本主義社會が、謂はゆる「見えざる手」の働きを期待したところに、社會調和の破綻があつたのであり、そこに國家が資本主義社會に期待してゐた、かの「統制の手」「指導の手」を以て社會調和の矛盾を排除するために乘り出さねばならぬことになつたのである。こゝに、近時國家の權威が再び——佛蘭西革命によつて、國家の權威は個人の後ろに、社會の後ろにおしやられた——認識を深められたのである。社會狀態の平常に於いても近時、國家の「統制の手」「指導の手」は大いに必要とされたのであつたけれども、世界的非常時の偏奇性は、ますます、社會的不調和を現出し、その矛盾を露呈し、國家は社會に於ける調和の必要上自己の「統制の手」「指導の手」の働きをいよいよ迫られるに至つた。

かやうにして、司法保護の分野に於いても此の如き社會相の影響が明白に反映して、司法保護事業について、國家はいままでの如く民間の保護團體或は社會に事を凡べて打委かせておくわけにゆかなくなつたのである。國家は司法保護事業を、いまや、社會或は民間の閑事業として拱手傍觀することを得なくなつた。國家は司法保護事業を、いまや、自ら經營するか、然らずんば、少くとも、之を自己の「統制の手」或は「指導の手」を以て助長し、ますます、その機能を發揮せしめねばならなくなつたのである。(註一一) かくて、司法保護の思想は社會的なそれから、國家的なそれに近づくことになつた。今次の司法保護事業法は、かくの如きところにその文化的意義を主張し得るものといふことを得よう。

司法保護事業に國家的「統制の手」「指導の手」が加へられる必要性が生じ、司法保護事業に國家性を賦與することが濃厚になつたのとともに、また一方、司法保護思想自體が、さらに最近の國家思潮の影響を受けて、また進化を重ねねばならないことになつたのである。

抑々、最近の世界思潮の基調をなすものは全體主義の理論であり、世界の各國家は、その政體の如何を問はず、また、好むと好まざるとに拘はらず、全體主義的思想をその國家思想の基調とするに至つた。從つて、その國家思潮の基調に於いては國家主義的色彩が濃厚である。かくて、最近の世界觀、國家思想は全體主義的である故に、個人をして全體、すなはち、國家に卽した行動をなさしむることを要請する。(註一二) その結果は犯罪人乃至要保護者に對しても、先づ全體たる國民共同體の一員に完全に還元し、或は完全なる一員として再構成せられるやうになることを國家は要請する。詳言すれば、國家は犯罪人乃至要保護者に對して國家有用の民として還元せんことを要求するのであり、かゝる意味に於いてなす國家の司法保護を實踐する必要に迫られてゐるのである。このために國家は自ら司法保

刑政第52巻第9号
矯正図書館

護事業は最早や單なる個人に對する慈惠、或は單なる市民社會的顧慮に止まるものではなくて、國家自身の必要よりするものでめる。かゝる現象は、ナチス獨逸に於ける少年保護思想の積極的轉換をみれば思ひ半ばに過ぐるものがあらう。（註一三）さらに、之をわが國のそれに實例をとるならば、今次成立の司法保護事業法第二條が「前條ノ保護ニ於テハ本人カ更ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止シ之ヲシテ進ンテ臣民ノ本分ヲ恪守セシムル爲性格ノ陶冶、生業ノ助成其ノ他適當ノ處置ヲ以テ本人ヲ輔導スルモノトス」と立言してゐるのが積極的に司法保護思想の國家的展開を示唆したものであると思ふ。（註一四）こゝに於いては、司法保護は單に再犯防止といふ在來の對社會的意味の消極的司法保護思想を止揚して全體主義的、國家的司法保護觀察法の第二條には、單に「保護觀察ニ於テハ本人ヲ保護シテ更ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止スル爲其ノ思想及行動ヲ觀察スルモノトス」とある消極的なのと司法保護事業法第二條の積極的なのとを對比するときには、這般の消息は一層明瞭に看取せられるであらう。すなはち、何といつても思想犯保護觀察法はわが邦に於ける資本主義の全盛期に制定せられた法律であり、今次制定せられた司法保護事業法は全體主義的、國家主義的思想勃興期に制定された法律であることを、われわれは、充分認識することが出來るのである。さうして、司法保護事業法第二條に表示された積極的な司法保護の思想は司法保護事業そのものゝ國家性を闡明し、司法保護事業の將來の動向をわれわれに示唆してゐるものであると考へる。われわれは、之を以て、また、司法保護思想の一進歩、一進化といつても差しつかへないであらう。

さうしてかゝる司法保護思想の國家性化の傾向に非常時といふことが——とりわけわが邦に於いて——拍車をかけることになつたのである。かくて、司法保護は、いまや、司法保護思想の方面から觀察するも、司法保護事業の方面からみても、それは完全に國家的のものといふことになり、司法保護事業そのものを國家が經營運行せねばならなくなつたのである。されば、司法保護思想は、また完全に一進化をなして、社會的なそのものから國家的なそれになつたのである。かゝる見地から、司法保護思想を回顧し、ついで之を展望するときは、今次の司法保護事業法は、かゝる意味に於いて過渡的な、暫定的な、一時的經過時的なものであると考へられる。それは、さらに國家的なものに進化せねばならぬのである。われわれは、これを國家的なものに進化させねばならぬのである。（註一五）

かやうなのが司法保護思想の歷史的變遷であり、その進化の歷史である。司法保護の思想も、また、歷史のうちに歷史とともに具體的に變轉形成せられ、從つて、それ自身の固有の歷史をもつてゐるのである。さうして、最近の國家的司法保護の思想は、また廣く司法保護思想の中の一つの「歷史的個體」であることがわかるのである。われわれは、かゝる司法保護思想のもつ歷史性及びその歷史的意味を無視して司法保護乃至司法保護事業の本質を論ずるわけにはゆかない。

（註一）わが邦に於ける釋放者保護は古代から行はれてゐた。これは由來「その罪を憎んで、その人を憎まず」といふ東洋的な傳統思想がわが邦に行はれてゐたことにもよるのであらう。しかし、我が國に於ける司法保護の思想萌芽は佛敎思想と深い關係があることは疑ひない。而も、其の慈惠の心は佛敎の影響によるものであり、佛敎の觀念から出てゐるものなることを注意せねばならぬ。西洋に於ける釋放者保護事業はアメリカのヒラデイヤに於いてリチヤード・ホイスター氏が一七七六年に出獄人保護のため「保護協會」(The Philadelphia Society for assisting distressed prisoners)を創設したのが保護事業の嚆矢とせられてゐる。リチヤード・ホイスター氏は彼の住宅が監獄の近傍に在つたので釋放者の姿が如何にも痛々しく、健康を害して居り且つ喪家の犬の如き有樣なのを見て憐憫の情を起し、身體衰弱し且つ意氣も悄沈してゐるものが、果して明日からの生存競爭に堪へ得るで

刑政第52巻第9号
矯正図書館

あらうか——彼は既に生存競爭場裡の劣敗者なのであつた——之を救ふことこそ優勝者の、富有者の義務であり、人類の道德であり、正義でなければならないと考へ、最初はその一人を引取り二人を引取つて保護を始めたのがもとでヒラデルフイア保護協會の濫觴をなしたといはれてゐる。要するに西洋の司法保護の思想が博愛、すなはち、キリスト敎のカリタス（Caritas）の觀念から出てゐるものなることは明かである。されば司法保護思想の萠芽は洋の東西を問はず宗敎的な觀念と夙くから關係があるのである。

（註二）釋放者保護が慈惠、憐愍から行はれたことに關して詳しくは、J. Beeking, Das RJWG. und die Caritas. 1932. 參照。

（註三）例へば、朝鮮に於ける司法保護思想の萠芽も、朝鮮に於いては、古來刑獄の事を以て國政の重要事としたとともに、他面赦宥と恤囚とをも重要視して、之を以て善政の第一義となし、之に依つて民心を收攬し治化の實績を擧げんとしたとせられてゐる。しかし、赦宥と恤囚をしかく重要視した原因は、夙くから佛敎思想に影響された朝鮮に於いては、その影響の下に歷代國王の惻隱の心、哀恤の至情、慈悲に發するところであると考へられる。赦宥と恤囚とが民心收攬、治化の實績を擧げやうとする功利的政策に役立つたことは勿論であらうが、必ずしもかゝる功利的思想からのみ出たものではないと思ふ。それは、歷代國王の中司法保護に格別に意を用ひたとせられる世宗王、英祖王、正宗王等の事例に見れば此の間の消息が窺はれる。

（註四）例へば、獨逸に於いても最近に至るまでカリタス思想が少年保護法の根本精神とせられてゐるが如きはその好例である。之につき、J. Beeking, a. a. O. S. 4 參照、わが邦に於いても少年法は謂はゆる「愛の法律」とせられてゐる。

（註五）我が國に於いては明治時代に入つてから眞の意味の民間の司法保護事業が創始されたことは周知なことである。さうして、その民間保護團體の嚆矢は明治二十一年三月靜岡縣出獄人保護會社を金原明善氏が設立したことであるとされてゐる。爾後引きつづいて、明治二十三年以降埼玉縣慈惠會免囚保護院、大分縣出獄人保護會社等が設立され、諸所に民間の保護團體が設けられたこと人の知るところである。さうして、之等の保護團體は對社會的顧慮に於いて設立せられるのである。

（註六）我が國に於ても明治時代の初めには、一種の國家的な司法保護が行はれてゐたことは注目すべきである。すなはち、明治五年の監獄則典造第十條に懲治監を監獄と區別し服役滿期後の未改悛者、生活無能力者、無產者にして職を滿期後見付け難い者等を懲治監內に在留せしめ一種の職業敎育を施すことをしたやうなのは一種の强制的司法保護であつて、現行の滿洲國監獄法に規定されてゐる「保護在留」の制度に相當するものが行はれてゐたのである。しかし、此の監獄則は其の後別房留置の制度に改められたが、明治二十二年に監獄則改正によつて此の「別房留置」の制度は廢止された。此の制度の廢止に當つては同時に各地方長官及び集治監典獄に對し其の救護方奬勵に付て訓令を內務省は發したのであつたが、要するに法規による國家的司法保護施設はなくなつたことになつた。「保護在留」及び「別房留置」の制度に就ては後に詳述する。

（註七）思想犯保護觀察法の如きその好典型といふことが出來やう。

（註八）母子保護法、救護法、兒童虐待防止法の如き法律は社會政策的法律ではあるが、またその典型となし得やう。

（註九）司法保護事業法は、そのうちに司法保護委員の制をとり入れたのであるが、之は司法保護事業全般に於ける民衆の參加であり、協力である。私は之を全司法保護事業の衆民化であり、社會化であると思ふ。こゝでは、これと異つた意味に於いて司法保護思想の社會化といふのである。それ故に特に「或る意味に於いて」と附加した。

（註一〇）嘗てはアダム・スミスによつて經濟社會には絕えず謂はゆる「見えざる手」が働いてゐて社會にはおのづから「利益の調和」（Harmonie der Interessen）が行はれてゐると樂觀せられたのであつた。それが、いまや、此の「見えざる手」の働きが否定せられ、經濟社會には「計畫經濟」乃至「意思經濟」によつて統制が行はれねばならぬと唱へられるに至つた。之に對し、ゾムバルト敎授は次の如く曰はれるのである。曰く、『十八世紀に於いては天體は引力と反撥力とによつて永遠の平衡を保ち、そして驚嘆すべき調和に於いてその軌道を步んでゐたといふのである。人々は此の思想を人間社會に移植して形而上學的な「豫定調和」の觀念と結び付けた。それによれば人間社會にとつても正しく天上界に於けると同樣に、神から定められた秩序があり、その秩序によれば個人にとつても全體にとつても幸福と安寧の最大量が完全に期待されると思はれてゐた。此の「自然的秩序」は有力なる一派の人々の見解によれば、恰も天體が引力と反撥力とによつて「天上の調和」がもたらされたと同樣に個々の經濟主體の自由活動に於いても地上に於ける「利害關係の調和」が招來されるだらうとせられてゐたのであつた』と。敎授は此の如き珍奇な思想（a. a. O. S. 14 ff.）を說かれて後、計畫經濟こそ經濟社會に於ける將來の根本思想であるとせられる。（W. Sombart, Die Zukunft des Kapitalismus. S. 14 ff.）

（註一一）司法保護事業に對し國家がその統制の手を働かせるやうになることの原由については國家思想が法治國家から文化國家になつたこととまた關聯して考へられる。それが詳細は本稿の後段に於いて少しく事を論じやう。

（註一二）全體主義にいふ全體とは具體的普遍を意味し、それは歴史的（時間的）存在をもち、歴史とともに部分を統一する全體として部分とともに自己を無限に發展せしめる具體的なる、すなはち、特殊なる全體を意味する。從つて、その全體とは歴史をもつ特殊なる國家、民族を意味する。

（註一三）拙稿「刑政と少年保護について――少年保護法の歴史的必然性――」三田新聞第四一五號掲載。拙稿「ナチス少年保護の積極性」司法保護第九號以下掲載參照。

（註一四）此の司法保護事業法第二條が司法保護の本質或は目的を端的にその法文に於いて表示したことは、最近の農地調整法がその第一條に「本法ハ互讓相助ノ精神ニ則リ農地ノ所有者及耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持增進ヲ圖リ以テ農村ノ經濟更生及農村平和ノ保持ヲ期スル爲農地關係ノ調整を爲スヲ以テ目的トス」として農地調整法の精神を端的に示してゐるのと似てゐると考へられ、農地調整法と同樣に、司法保護の精神を卒直に闡明したものと思ふ。さうして、それは司法保護思想の理念の國家性への華々しい轉回を明示してゐるのである。

（註一五）森山司法省保護課長も司法保護事業を國家自身經營運用するのを以て妥當なりとせられ、本法の過渡的法律なることを認めて居られる。前掲議事速記錄中に於ける森山課長の古島委員及び一松委員の質問に對する答辯參照。

古代日本民族の犯罪に對する觀念

野村瀧雄

一　古代人の犯罪觀
二　ツミ、トガ、ケガレ等の言語學的意義
三　古代人の犯罪現象に對する考へ方
四　祓祓の意義
五　古事記、日本書紀及大祓の祝詞等に現れたる犯罪に付て

お詫び

編輯部から、何か寄稿せよとのことでありましたので、淺學菲才をも省みず、貴重なる「刑政」誌上を汚し、まことに申譯がありません、その内容たるや甚だ淺薄で多くの矛盾や誤謬のあることと思ひます。何うか御叱正下さいます樣お願ひ致します。

一　古代人の犯罪觀

古代の日本民族は、犯罪に付て之を何う云ふ風に考へてゐたかと云ふと、その當時は、未だ犯罪と云ふ言葉は無く、ツミ（罪）、トガ（科）、ケガレ（穢）等の言葉を用ひてゐたのである。而して、ツミとは現在の刑法の故意犯のことであり、トガとは過失犯のことであり、ケガレとは廣く不吉や穢のことを意味するのである。併し乍ら、これらは、決して現在の犯罪の觀念と同じものではなく、それよりも、もつと廣い意味に考へられてゐたことは古事記（註一・註三）、日本書紀（註二）等の神典や又大祓の祝詞（第四段目）に「如斯知食須國乃中仁成出武天之益人等我。過犯家武雜雜乃罪事波。天津罪止波畔放。溝埋。樋放。頻蒔。串刺。生剝。逆剝。屎仁許訴太久乃罪乎天津罪止宣別氣氐。國津罪止波生膚斷。死膚斷。白人胡久美。川入火熱。己母犯罪。己子犯罪

刑政第52巻第9号
矯正図書館

母與子犯罪。子與母犯罪。畜犯罪。昆蟲乃災。高津神乃災。高津鳥乃災。畜仆志。蠱物爲罪。許許太久乃罪出武云々」、とあることによりて知ることが出來る。

(一) 爾に速須佐之男命、天照大神に白し給はく。我が心清明き故に我が生めりし子、手弱女を得つ。此に因りて言さば、自ら我勝ちぬ、と云ひて。勝佐備に、天照大御神の營田の畔離ち其の溝埋め、亦其大嘗聞看す殿に屎麻理散しき。故然すれども、天照大御神はとがめずて告り給はく。屎如すは醉ひて吐散すとこそ我那勢の命、如此爲つらめ。又田の畔離ち、溝埋むるは。地を阿多良斯登計替、我那勢の命、如此爲つらめと詔り直したまへども猶其の惡しき態止すて轉あり。天照大御神、忌服屋に坐しまして、神御衣織らしめ給ふ時に、其の服屋の頂を穿ちて、天斑馬を逆剝に剝ぎて、墮し入る時に、天衣織女、見驚きて、梭に陰土を衝きて死せき。故於是天照大御神、見畏みて、天石屋戸を閉てて刺許母理坐しましき。(古事記上卷)

(二) 是の後に、素戔嗚尊の爲行、甚だ無狀し。何にとなれば、天照大神、天狹田長田を以て御田と爲したまふ。時に素戔嗚尊、春は則ち重播種子し、且其の畔を毀つ。秋は則ち天斑駒を放ち、田の中に伏す。復天照大神新嘗きこしめす時を見て、則ち陰に新嘗宮に放戾る。又天照大神の方に神衣を織りつつ齋服殿に居しますを見て、則ち天斑駒を剝ぎて、殿の甍を穿ちて投げ納る。この時に天照大神驚動きたまひて、梭を以て、身を傷しむ、是れに由りて發慍りまして、乃ち天石窟に入りきまして、磐戸を閉して幽例りましぬ。(日本書紀 卷一 神代上)

(三) 爾、驚き懼みて、殯宮に坐せまつりて、更に國の大奴佐を取りて、生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戸、上通下通婚、馬婚、牛婚、鶏婚、犬婚、の罪類を種種求きて、國の大祓爲て亦、建內宿禰、沙庭に居て、神の命を請奉りき。(古事記 仲哀天皇の章)

由之觀是、古代の日本民族の犯罪に對する觀念は、唯單に人の行爲のみならず、一般に惡事、疾病、不具、天變地變、動物の災害、落雷、穢等の自然現象の如きものをも犯罪と考へてゐたと云ふことが例證される。

二 「ツミ」「トガ」「ケガレ」等の言語學的意義

古來日本民族は、言葉には、それぞれ靈魂があると信じてゐた。學者のツミ、トガ、ケガレ等に對する言靈學的の解釋によれば「ツミ」と云ふ言葉は、ツツシム(愼しむ)ツツム(包む)ツム(積む)又は(摘む)等の意味であつて、愼しむとは、ツミをつつしみ避けること、包むとは、ツミを包み隱すことより起つたものであると云はれてゐる。又積むとは、積み重ねることであつて、仕事を怠つて、積んで置くの意味であり、摘むとは、摘み切るの意であつて、草木の新芽を摘み切り、將來を斷つと云ふ意味より起つたのであると解せられてゐる。

「トガ」とは、尖らす、研ぐ、銳毛などと同樣な意味であつて、人間の心が尖銳化することである。何故に心が尖銳化することがトガであるか、と云ふと、それは、人が若し外界から強い刺戟を受けて、神經が極度に興奮すると、其の安定を欠いて尖銳化し、遂に種々なるトガ(過失)を惹起するに至るからである。

「ケガレ」とは氣枯(穢れ)ることであつて、元氣旺盛、張り切るなどと全く反對の意味である。卽ち精神が不愉快で、生氣を失ひ意氣消沈する樣な狀態を意味する。人は斯る場合には、必ず精神に間隙が出來て、それがために注意を缺く結果、いろ〳〵の問題を起す因となる。又氣枯(穢れ)は、「怪我」と同じ意味である。それは何故かと云ふと、古代日本民族が、血を忌み嫌つた思想から起つたのであつて、若し人が過つて負傷などによつて出血して汚すと其處が血で穢されたと考へたのである。それで「怪我」と云ふのは一穢す」と書くべきであると解されてゐる。

以上の如く、ツミ、トガ、ケガレなどの言葉を言靈學的に考へると、何れも廣い範圍の罪惡の意味を持つてゐることが解る。

三 古代人の犯罪現象に對する考へ方

古代日本民族は、ツミ、トガ、ケガレなどの犯罪現象に對して、何う云ふ風に考へてゐたか、と云ふことは、頗る興味ある問題である。上代人の之に對する思想は、極めて宗教的(古神道)であることが其の特色である。何ぜならば、當時は未だ、充分に支那文化の影響のなかつた時代のことであつたから、それは日本民族獨特の考へ方であると云ふべきである。

刑政第52巻第9号
矯正図書館

然らばツミ（故意犯）、トガ（過失犯）などの主として人の行爲に基くものに對しての觀方は如何と云ふと、之には先づその前提として、上代人の懷いてゐた原人觀を考へて見る必要がある。

上代日本民族の原人觀によると、「人類の始祖は神なり、人は其の子なり、故に人も亦神なり」と云ふ樣な信仰を持つてゐた。それは、古事記や日本書紀などの神典にある如く、これらは殆んど神の名で滿ちてゐる。上代ではお互に人を呼ぶのに何々之命と云つてゐた。みことは卽ち神の意である。男は何々彦之命、女は何々姫之命と稱し、彦とは日子又は靈子のことであり姫とは日女又は靈女の意である。

この樣に、「人は神なり」との原人觀を持つてゐたから、人は何人も生れながらにして、自ら神性を具へてゐる。卽ち人の身體には其の始祖たる神の分靈が宿つてゐると信じてゐた。而して、この分靈を「直靈」（佛性、佛心、良心、善心、眞心、正心、）と云ひ、この反對のものを「禍津日」（煩惱、惡心、邪心、妄心、惡魔、曲心）と稱してゐた。併しこの直靈と禍津日とは、人の心の中に決して、對立的に存在してゐるのではなく、寧ろ兩者は不二であつて、つまり人の心の作用の如何によつて直靈ともなり或は又禍津日ともなるのであると觀るのが妥當であらう。（註四）

（四）是を以て、伊邪那岐大神の詔りたまはく、吾は、いなしこめしき國に到りて在りけり。故れ吾は御身の禊爲な、と詔り給ひて：中略：於是、上瀨は瀨の速し。下瀨は瀨弱し。と詔りごち給ひて、初めて中瀨に墮迦豆伎て、滌ぎ給ふ時に成りませる神の名は八十禍津日。次に大禍津日神。この二神は共の穢き繁國に至りましし時の汚垢に因りて成りませる神なり。次に共の禍を直さんと爲て成りませる神の名は神直日神。次に大直日神。（古事記 上卷）

さて、犯罪心理の現象を、直靈と禍津日との心の作用の如何にあり、との見解により、人がツミ、（故意犯）、トガ（過失犯）など人の行爲に基く罪を犯すに至るのは、生れながらに身體內に宿つてゐる直靈が、外界の肉體的五管のいろ〳〵の慾望のために、氣枯れて、それが爲精神に間隙が出來、之に乘じて、八十禍津日、大禍津日が侵入し來り遂に直靈（神性）を包み隱し、もろもろの禍事（枉事、曲事、罪事、）を惹起せしむるに至るのであると考へてゐた。

次に上代人は、何ぜ人の行爲に基かない所の天變地變

動物の災害、不具、疾病、呪咀、汚穢などをも罪と考へるに至つたかと云ふと、それらの自然現象も亦矢張り人の穢れから起るのである、と考へてゐたからである。それでは何うして自然現象の如きものが人の穢れから起ると信ずるに至つたか、と云ふとそれは上代人の靈魂觀、神觀等に因るのであると考へられる。卽ち上代人の靈魂觀、神觀等によると、大祓の祝詞にも「高天原（宇宙）に神留（神詰）りまします云々」と、ある樣に神は宇宙に充滿してゐる。宇宙の森羅萬象一切の物質に靈魂が宿つてゐる。この宇宙の萬物一切は同根一體であつて、共に相通じてゐる。と云ふ一種の汎神論的信仰を持つてゐたからである。

されば、若し人間界が氣枯（穢れる）ると、それが宇宙の萬物へ相通じて、宇宙も亦氣枯る結果いろ〳〵の天災地變が起るに至ると信じてゐたのである。之に付て或る神道家は「天災地變の原因が自然的現象の發動にのみ因らないで、人間の驕慢、宇宙の冒瀆、神の攝理の犯反に對する必然の膺懲であると考へることが果して迷信であり、無智であるとのみ、一笑に附して善いものでせうか云々」と云はれてゐる。

さて古代人がツミ（故意犯）、トガ（過失犯）などの起る原因は、人が神の分靈として承け繼で其の身體內に生れながらに宿つてゐる直靈が偶々禍津日の爲に包み隱されることに因ると考へ、又人の行爲に基かない所の自然現象が、人のケガレ卽ち氣枯（穢れ）に因つて起ると考へた結果一切のツミ、トガ、ケガレ等の原因は結局人の心の作用にあり、と云ふことに歸着するのである。この樣に犯罪現象を唯心論的に考へてゐたから之等のものを除去するには、身を淸め心を淸むる祓の行によつて、再び直靈を顯現するにありと考へたのである。

古代人は、宇宙の一切の過去のツミ、トガ、ケガレ等はこの祓によつて、サツパリと拂ひ淸められて消滅し、又この行によつて直靈が顯現して、將來ツミ、トガ、ケガレ等を犯すことがないと信じてゐた。我國古來より行はれてゐる大祓の神事の如きは、斯る意味に於て最も重要なる國家的の行事であると云はねばならぬ。卽ち大祓の倫理的意義は、この祓の神事によつて、これ迄に國民の犯したる一切のツミ、トガ、ケガレ等を拂ひ淸めて、曲れるを直し正す所の改過遷善にあるのである。

四 禊祓の意義

禊祓の根本精神は、一切のツミ、トガ、ケガレ等を拂ひ淸めて、人が生れながらに持つてゐる直靈を顯現し

刑政第52巻第9号
矯正図書館

て、人格の統一をはかり神人合一、大宇宙と自我の一如の境地に至る所の行にある。

祓祓の起原は、神典にある如く、伊邪那岐之命が既に神退りませし伊邪那美之命を追て黄泉の國へ會ひに行かれて、穢れ給ひしを祓ひ清むる爲に、筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原で祓祓を遊された、と云ふ傳說に始ると云はれてゐる。（註五）

（五）是を以て伊邪那岐之大神詔り給はく、「吾は伊那志許米志許米岐、きたなき國に到りてありけり。かれ吾は御身の祓せな」。と宣給ひて、筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原に出でまして、祓祓給ひき云々。（古事記 上卷）

他の諸民族に於ても、種々なる形式に於て祓祓の行事はあるが、特に日本民族は、古來より日本民族獨特の祓祓の思想と行とによつて、大祓の神事として、國民生活に徹底してゐたと云ふことは、遂にこれが現代日本民族の潔癖を尊ぶの國民性を作りあげるに至つたと云ふも決して過言ではない。

祓祓の意義に付て、言靈學的に學者の解く所によると、祓と祓とには何れも主觀と客觀の二方面があり祓は主觀的には「張る靈」のことであつて、精神を緊張して張り切るの意であり、客觀的には、「拂ふ」の意であつて、外部の汚れをサツパリと拂ひ清めて清淨になることである。次に祓は、主觀的には、「靈注」の意である。又客觀的には、「水注」の意であつて、水を肉體に注いで清淨にすることである。

要之、祓祓の完成は、主觀的祓祓と客觀的祓祓の行によつてのみ始めて其の目的が達成されるのである。

五　古事記、日本書紀及大祓の祝詞に現れたる犯罪の種類

古代のツミを大別して天津罪、國津罪の二種類に分類することが出來る。天津罪とは、須佐之男命が高天原に於て、犯されたと云はれてゐるツミであつて、之には、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戸等の種類がある。（註一・二・三參照）

（1）畔放（あはなち）又阿離（あはなち）、これは、田の畔を破壞して作物の出來ない樣にする罪である。

（2）溝埋（みぞうめ）、これは田へ水を引くために作られた溝を埋めて、水利の便を害する罪である。

（3）樋放（ひはなち）、これは、水利の便を害して農耕を妨げることであつて、樋と云ふのは、水門の入口の戸の意味である。之を開放して、水路の調節を妨害する罪である。

（4）頻蒔（しきまき）又重蒔（しきまき）、これは、一度種子を蒔いた上に更に種子を蒔いて、其の發芽を妨害する罪である。

（5）串刺（くしさし）これは、田の中に尖つた杭を立てて、人が田に入る時に傷く樣にして、農耕を妨害する罪である。

（6）生剝（いきはぎ）これは、生きたまま獸類の皮を剝ぐ罪である。

（7）逆剝（さかはぎ）、これは獸類の皮を尻の方から剝ぐ罪であつて、生剝と共に、慘虐な罪である。

（8）屎戸（くそへ）これは、大便を所かまはず散らす罪である。

これ等の天津罪の解釋に付ては、學者によつていろいろ異なつてゐるが、こゝには普通の解釋を揭げておくことにする。

次に國津罪とは、天孫降臨以後の天之益人等（國民）の犯した罪を云ふのである。これには、生の膚斷、死の膚斷、白人、胡久美、川入火燒、己が母を犯せる罪、己が子を犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母を犯せる罪、畜生を犯せる罪、昆蟲の災、高津神の災、高津鳥の災、畜仆、蠱物なす罪等の種類がある。

（1）生の膚斷（いきのはだたち）これは、生きた人間に對して傷害を加ふる罪である。

（2）死の膚斷（しのはだたち）これは、人間の死體を損壞する罪である。

（3）白人（しらびと）これは、通說としては、白癩など一種の皮膚病のことであると云ひ、第二說には、白人種のことであると云ひ、第三說には新羅人のことであると云はれてゐる。

（4）胡久美（こくみ）、これは、通說としては、癤、疣などのある不具のことであるとし、第二說には、高句麗、高麗人であると云はれ、第三說には「こけくるみ」の意であつて、印度人のことであると云はれてゐる。

（5）川入火燒（かはいれふやき）川入とは、川へ不淨の物を投げ入れて水を汚したり、屍を投したり、人を川に入れて殺したりする罪であり、又火燒とは放火をしたり人を火に入れて燒き殺したりする罪である。

（6）己が母を犯せる罪　これは、實母を犯す罪である。

刑政第52巻第9号
矯正図書館

(7)己が子を犯せる罪　これは、父又は母が實子を犯す罪である。

(8)母と子を犯せる罪　これは、自分の母と實子を犯すことではなく、先づ一人の女を犯し、その女が他の男との間に生んだ子をも亦犯す罪である。

(9)子と母を犯せる罪　これは、先づ一人の女を犯し、その女の母をも亦犯す罪であつて、實子と實母を犯すの意ではない。

(10)畜(けもの)犯せる罪　これは、馬、牛、犬、鷄などの家畜を犯す罪である。

(11)昆蟲の災（はふむしのわざはひ）　これは、蛇、蝮、蜈蚣などの毒蟲の災害を云ふのである。

(12)高津神の災（たかつかみのわざはひ）　これは、落雷、隕石などの災害を云ふのである。

(13)高津鳥の災（たかつとりのわざはひ）　これは、鳥が作物を荒したり、又人間が鷹や鷲などにさらわれる様な災害を云ふのである。

(14)畜仆し（けものたふし）　これは、他人の家畜類を殺す罪である。

(15)蠱物なす罪（まじものなすつみ）　これは、他人を呪咀する罪である。

以上の罪の中で、天災とか病氣とか、動物の災害などを何故に、罪と考へてゐたかに付ては前に說明の通りである。

尙白人、胡久美等が、病氣を意味するのではなく、異人種のことであるとの說の根據は、日本人には、(6)より(10)に至る性的犯罪が到底あるべからざることであつて、これは、他民族の卑猥なる風俗であるとの見解によるからである。（註六・七・八）

(六)己が母を犯せる罪以下の邪淫罪ですが、これは國津罪としても餘りに極端なので、他の意義を宿すものではないかと考へさせられます。中略　古事記の仲哀天皇崩御の後に於ける大祓の條を見ますと、生剝(いきはぎ)、逆剝(さかはぎ)、阿離(あはなち)、溝埋(みぞうめ)、屎戸(くそへ)、上通下通婚(おやこたはけ)、馬婚(うまたはけ)、牛婚(うしたはけ)、鷄婚(にはとりたはけ)、犬婚(いぬたはけ)とありまして、このタハケと云ふことが、單に姦淫と云ふことでは何うしても無い様に考へられます。（註三參照）でこれを佛典に充てて見ると佛教では彼の外道を卑み特に「苦行外道」と云つて、終日片足で立つて鷄の眞似をしそれが生天修道の一種と心得てゐる「鷄戒」始め犬の眞似をする「狗戒」牛の眞似する「牛戒」そう云つた澤山のものがある。それを非常に卑んでゐる所を見ると或は我國にも左樣な風習が行はれてゐたかも知れんと思ふ。詳しい考證は勿論至難だが、その苦行外道の樣な風習があつて犬の眞似や馬や牛の眞似をする者を犬婚、馬婚、牛婚、鷄婚なぞと呼び、母と子がその位置を置き換へて一日中子供が母の眞似をなし、母が子供になつて暮すと云ふ上通下通婚もあつたかも知れない。或は又我國にもタブーが存したのでそのタブーを犯すことを云ふのではないかとも考へられる。母がタブーであることは、世界共通であるから母から犯し、子から犯し、子と母とが双方から犯し合ふタブーの戒めではないだらうか。（水谷淸著大祓講話二一九頁）

(七)公平な立場から大祓を考へて、之が新羅、高麗の風俗であるか、又日本にもかう云ふ風俗があつたものかを考へて見ますと、必ずしも白色人種、黑色人種或は新羅人、高麗人の風俗であつたとは云はれない事であらうと思ひます。矢張り白人、胡久美は病氣の一種と見るのが穩當であらうと思はれます。只ここに考へねばならぬ事は、白人、胡久美は、先刻申し上げました樣に「なまづ」「せむし」の病氣であり病氣が祓の中に入ることは論がないと致しましても、白人、胡久美だけを入れて罪とするのは穩當でない樣に思はれます。もつと他に祓はなければならぬ病氣が澤山あります。チブス、コレラの如き流行病、又古來からある疱瘡、肺病等澤山あり、白人、胡久美だけ重大な祓の中に數へてゐる事に疑はしい點があるのでありまして、三說中何れを取るべきかは、明確には斷言出來ぬのであります。（今泉定助述　大祓講義一二四頁）

(八)この國津罪の中で、特に注目せねばならぬのは性の罪だ。子が親に通じたり、親が子に通じたりする不倫な行爲や、人間でありながら馬や、牛や、犬や、鷄や、さうした畜類を姦することを當時の人間が嫌つて居たことは、祝詞の言葉で知ることが出來るが、其の裏面には親子が通じたり、牛馬犬鷄を姦する樣な人間の多かつたことを證據立てて居る。（澤田撫松著　刑罰史六頁參照）　以上

刑政第52巻第9号
矯正図書館

司獄官制度因革略（七・完）

辻　敬助

第六期　監獄制度革新時代（續）

大正十一年十月司獄官の待遇を是正す

大正十年六月山岡萬之助氏の監獄局長となるや鋭意行刑各部面の刷新を圖る所ありしが、時勢の推移に伴ひ監獄の經營愈々困難を加ふるの實情に在るに鑑み、更に行刑部内局面の一新を期せんが爲め典獄以下各官の待遇是正を要望し、遂に大正十一年十月勅令第四三五號を以て控訴院所在地の刑務所長たる典獄は高等官々等俸給令第一號表の官と爲し、尚勅令第四三八號を以て奏任及判任待遇監獄職員給與令を改正し、保健技師は一級四千五百圓、敎誨師は同三千百圓、共に三等官の待遇と爲し、同時に又在來傭人なりし授業手を判任待遇の作業技手と爲し、因て職業訓練に堪能なる人材を招致せんことを期した、看守女監取締等の月俸は更に俸給令上著しく改善せられたるを以て今回は其まゝ据置かれたが、上級司獄官の待遇は著しく改善せられ多年の懸案たりし司獄官優遇の實を擧ぐるを得、之に依りて大に部内の士氣を作振し、一面又新人の招致にも成功するに至つたことは特筆せらるべきである。

現業職員に勤勉手當を給與す

尙之と相前後して看守の待遇改善並に作業施設改善の目的を以て、遞信鐵道等現業員に對する勤勉手當給與令（大正九年勅令）を改正し、（一）新に司法省所管監獄に於ける現業員を加へ、司法省訓令を以て刑務所現業員勤勉手當給與規程を設け、（二）刑務所に於ける現業員作業技手、看守及傭人にして八時間を超ゆる勤務に服し、職務上特に勤勉なる者に對し、勤勉手當を給與することゝした。作業事務從事者に對する特別なる手當の給與は長時間勤務の一般戒護勤務者との均衡を考慮するの要ありて實際の運用上少からざる困難を伴ひたるも、看守の待遇改善上多大の效果を收め得たるのみならず、之に依り作業關係職員の士氣を鼓舞し作業改善上多大の好果を收めた。

（一）大正一一年七月勅令第一二五號
（二）大正一一年七月司法省訓令行甲第一、一〇五號

刑務賞與規則及功勞記章の制を定む

警察官に付ては夙に警察賞與規則の制定ありて警察上特に功勞ありと認むる者に對しては賞與及賞詞を賦與し、其の功勞拔群一般の龜鑑と爲るべき者に對しては特別賞を授與する（一）の外、一定の記章を附與して（二）其の功績を永遠に表彰するの方法を講ぜられしが、刑務官に就ては未だ此等行賞の途開かれず斯界多年の懸案として荏苒經過せるを、山岡局長の努力に依り漸く内閣の容認する所となつたのである（三）かくて翌十二年未曾有の關東大震災に遭遇し、横濱刑務所後藤、池田の兩看守は九月一日附を以て、同松澤、齋藤、堀池の三看守は十一月一日附を以て、小菅刑務所牛房、高橋、山崎三看守及甲府刑務所齋木看守は十一月廿五日附を以て震災時に於ける犧牲的功勞を賞せられ、各功勞記章及刑務賞與を賦與せられた。これ功勞記章附與の嚆矢にして本制度は恰かも大震災の爲に之が制定を急ぎたるが如き感があつたのである。

（一）明治三二年一〇月勅令第四〇二號警察賞與規則
（二）明治四三年一二月勅令第四三八號警察官吏の功勞記章の件
（三）1. 大正一一年一〇月勅令第四四〇號監獄官吏の功勞記章に關する件
2. 大正一三年一月勅令第三號を以て奏任及判任待遇監獄職員給與令中を改正し功勞記章を附與せられたる看守又は女監取締には月額二十圓以内の功勞加俸を給することを得せしめた。

大正十二年四月恩給法の改正

看守の恩給給與は明治十五年七月太政官達第四十一號巡査看守給助例に遡るのであるが、其の後明治三十四年七月に至り法律第三十八號を以て巡査看守退隱料及遺族扶助料法を、勅令第百四十九號を以て巡査看守療治料給助料、及弔祭料給與令を制定し一層之が給與を厚くした。爾來二十數年を經過し大正十二年四月各種恩給の統一改定（一）に伴ひ、前者は恩給法中に警察監獄職員（二）の恩給として規定せらるゝに至つたが、後者は其の儘存續し今日に及び、此等警察監獄職員に對しては恩給の外療治料、給助料及弔祭料が特に給與せられてゐる。

（一）恩給法の根本改正を行ふ前提として、先づ各種恩給の統一を圖りたるものにして内容に於て何等の變更を見ざりき。

（二）　恩給法上監獄職員とは看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍監獄看守を指稱す。

大正十二年六月保健助手を置く

大正十二年司法省訓令第七號を以て刑務所に於ける衞生事務を補助せしむる爲保健助手（看守を以て之に充つ）を置いた。保健助手職務規程（同月司法省訓令第八號）に依れば保健助手は受刑者たる看病人を直接監督し、病舍に收容中の患者の動靜を視察し、又每朝居房工場を巡廻して家庭醫療の範圍に於て指定藥物の投與其他の手當を爲すの外保健技師の記錄すべき文書事務をも補助する事を任務とするのである。

大正十二年七月看守服制を改正し短刀佩用及特殊帽着用等を認む

大正十二年勅令第三四五號を以て看守服制中を改正し短刀佩用の制を認め、且つ勤務の性質に依り必要なる徽章又は特殊の帽を着用することを得せしめた。

（一）　大正十二年七月司法省訓令第九號保健助手の徽章を定む

大正十二年八月司法省訓令第十一號ヘルメツト帽の制式を定む

大正十二年八月司法省訓令第十二號服裝規則中を改正し短刀佩用の場合を限定す

大正十三年八月少年刑務所職員の服裝の特例を認む

少年刑務所に於ける勤務の特殊性に鑑み、司法省訓令第六號を以て典獄以下職員の服裝に關する特例を認めた。

1. 典獄、典獄補及看守長は平常執務の際背廣服を以て制服に換用することを得
2. 前記職員及看守は設備内に於て平常執務の際帶劍せざることを得、但し門衞見張其の他非違者警戒の勤務に從事する場合は此の限に在らず。

昭和三年七月監獄官服制を改正す

警察官服制は曩に明治四十一年の改正に當りて、常裝正裝共に改正せられ正裝は海軍式エポレツト肩章を採用し頗る好評ありたるも、司獄官の正裝は其の儘陸軍式正裝を使用せる爲、軍衙方面にも批難ありて久しく之が改正の議があつたのである。然るに昭和三年七月、女看守長の任用に際し、端なくも服制改正の要望再び部内に擡頭するに至りたるを以て、遂に服制の大改正を企て圖案服色等に就ては東京高等工藝學校に委囑し、苦心の末勅令第百七十四號を以て監獄官吏服制の制定を見るに至つた。今次監獄官服制改正の要綱を擧ぐれば左の如くである。

1. 監獄官に關する四個の勅令（一）を統一する事。
2. 判任官以上の正裝を警察官の正裝類似の制式と爲し常裝を利用し二三裝具の取捨に依り正裝に當用し得る事とした。
3. 女看守長の新設に伴ひ之が服制を定めたる事。
4. 從來看守の常裝には肩章を缺き、巡査に比し從屬的地位に在るもの、如き感ありしを以て常裝にも肩章を附する事に改む。
5. 少年刑務所看守服制を司法省訓令を以て制定し、立襟扣鈎留め長ジヤケツト形とし緣に黑毛線を附せる頗る瀟洒たる制式を採用せる事。
6. 特殊收容者の護送、逃走者の搜索、其の他勤務の性質に因り實際上私服着用の必要ある場合は制服を着用せざる事を得せしめたる事。

（一）　明治二九年勅令第三六六號（典獄分監長看守長及看守の服制竝に提燈徽章の件）明治四二年勅令第一七〇號（典獄看守長略服に關する件）看守服制及大正一一年勅令第四三九號（特設監獄に勤務する典獄典獄補看守長及看守の服制に關する件）

昭和四年十二月刑務職員中女監取締を削り藥劑師を加ふ

女子判任官の任用等に伴ひ女子の差別的名稱を廢するの必要を認め女監取締の名稱を削り看守（女）と稱呼することとした。尙藥物取扱上の必要其の他醫藥分業の要求等に基き、大刑務所には判任待遇の專任藥劑師を配置する爲新に藥劑師定員十名を置くこととした。（一）

（一）　勅令第三六六號を以て監獄官制を改正す。司法省令第四九號を以て刑務職員省令定員中女監取締百七十一人を削り藥劑師十人を加ふ。

昭和六年六月高等官及上級判任官の減俸

爾來刑務官の官等俸給等に付ては何等の變更を見ざりしも、昭和六年に至り政府は政費の節約を圖り財政狀態の困難を打開する目的の下に、判任官四級俸以上の者及奏任官、勅任官の全部に亙り平均約一割の減俸を斷行した。最初計畫せられたる減俸案は判任官五十圓以上の下級判任官をも包含せしも、偶々官吏の眞劍なる反對運動を誘致せる爲判任官は上級者に限ることに改案せられたといはれてゐる。

昭和八年四月恩給法を改正す

一身一家を犧牲として社會公共の爲に盡瘁せる官吏の老後生活の安定を得せしむるは國家當然の責務であるが、此等恩給金額の增加は國庫及府縣財政の將來に大なる暗翳を投ずるに至りたるを以て、政府は夙に恩給制度の改正に著手し（一）遂に昭和八年四月法律第五十號を以て恩給法に大改正を加へ、警察監獄職員の普通恩給年限十年を十二年に、其の他軍人教職員文官等皆原則として二年を延長し、其の他各方面に亙り改正を施し同年十月一日より實施せらるゝに至つたのである。恩給局當局は

矯正図書館

最初巡査看守の恩給年限を十五年に延長せんとするの原案を固執して譲らなかつたが、司法省及内務省は此等官吏の職務の性質に鑑み他の官吏に比し不利益なる比率を以て延長するの非を主張し、漸く十二年延長に決定するに至つたと傳へられてゐる。

（一）大正十二年四月各種恩給を統一す。

大正二年行政整理に際し監獄事務分掌を改め課所長制度を廢止し主任制と爲したる事は既述の如くである。爾來二十餘年特に著しき弊害あるを認めなかつたが、行刑事務の增加に伴ひ事務の刷新を圖り、且一面部内の士氣を一新するの要あるを認め、差當り豫算を伴はざる行刑機構の改革に著手するに至つたものと認められる。

昭和十二年九月司法省内分課規程を改正す

司法本省に於ては從來大臣官房以外には課の設けなかりしが、（一）司法行政事務竝に各種法案整理事務の激增に伴ひ各局部に課制を設くるの必要を認め、民事局に四課、刑事局に五課、（後に六課に改む）行刑局に四課、調査部に三課、を置くこととした。

昭和十二年十一月再び課長制の舊に復す

大正二年行政整理に際し監獄事務分掌を改め課所長制度を廢止し主任制と爲したる事は既述の如くである。爾來二十餘年特に著しき弊害あるを認めなかつたが、行刑事務の增加に伴ひ事務の刷新を圖り、且一面部内の士氣を一新するの要あるを認め、差當り豫算を伴はざる行刑機構の改革に著手するに至つたものと認められる。

昭和十二年九月司法省内分課規程を改正す

司法本省に於ては從來大臣官房以外には課の設けなかりしが、（一）司法行政事務竝に各種法案整理事務の激增に伴ひ各局部に課制を設くるの必要を認め、民事局に四課、刑事局に五課、（後に六課に改む）行刑局に四課、調査部に三課、を置くこととした。

昭和十二年十一月再び監獄官吏の服制を改む

昭和十年六月警察官及消防官吏に巡査服制の改正あり、巡査の正略肩章の周圍緣は金線繩目繡又は平織銀線に改められ一段の威嚴を加へたるが如き感ありしを以て、司法省は「在監者教化上適當ならざる」を理由として看守の肩章を改正し、且夏衣にも肩章を裝著することを得せしめ、尙監獄官吏服裝を統一する爲昭和三年司法省訓令第六號少年刑務所看守服制を廢止し、普通刑務所看守と同樣に監獄官吏服制に依らしむることゝした。（一）

（一）1. 但し其の著用に際しては改正肩章を裝著せさる事に決定す。（昭和十二年十月行甲第一、一六七號通牒）

2. 刀は從前通り短刀を佩用することに決定す。（昭和十三年三月行甲第三一五號通牒）

其の他司獄官制度に付ては尙幾多叙說を要すべきものが殘こされてゐるが、既に豫定の紙數を超過せるを以て玆に此等のものを一括して、其の變遷の過程を掲げ一覽に便することゝする。

（一）明治三十六年十二月司法省分課規程に於ては監獄局には獄務、經理の二課を置きしも他局との權衡上大正二年之を廢止した。

昭和十二年十月再び監獄官吏の服制を改む

昭和十年六月警察官及消防官吏に巡査服制の改正あり、巡査の正略肩章の周圍緣は金線繩目繡又は平織銀線に改められ一段の威嚴を加へたるが如き感ありしを以て、司法省は「在監者教化上適當ならざる」を理由として看守の肩章を改正し、且夏衣にも肩章を裝著することを得せしめ、尙監獄官吏服裝を統一する爲昭和三年司法省訓令第六號少年刑務所看守服制を廢止し、普通刑務所看守と同樣に監獄官吏服制に依らしむることゝした。（一）

（一）1. 但し其の著用に際しては改正肩章を裝著せさる事に決定す。（昭和十二年十月行甲第一、一六七號通牒）

2. 刀は從前通り短刀を佩用することに決定す。（昭和十三年三月行甲第三一五號通牒）

其の他司獄官制度に付ては尙幾多叙說を要すべきものが殘こされてゐるが、既に豫定の紙數を超過せるを以て玆に此等のものを一括して、其の變遷の過程を掲げ一覽に便することゝする。

1. 看守採用

明治二六年十二月内務省訓令第二六號看守採用規則
明治二八年、同三〇年、同三四年、同三七年、同三八年、大正七年、同八年一部改正。

2. 看守教習

明治二三年看守教習規則標準
明治三一年十一月内務省訓令第三〇號看守教習規則
大正二年八月司法省訓令第六號看守教習規則

3. 看守長任用試驗

明治三〇年七月内務省訓令第一四號巡査看守考試規程

明治三六年四月司法省訓令第三號看守考試規程（附明治三八年六月看守女監取締實務成績考査表）
大正二年七月司法省訓令第四號看守長任用考試規則（附同月看守女監取締考査表取扱規程）
大正九年九月司法省訓令第一號看守長特別任用に關する實務考査及學術試驗規程大正一一年人庶第一〇九八號第十條追加（刑務官練習所の課程を卒業したる者は本令に依る學術試驗に合格したるものとす）

4. 服務紀律

明治一四年三月内務省達乙第一五號監署雜則第一條に監獄職員の服務紀律を定む。明治一五年七月太政官達第四四號行政官吏服務紀律（附同七月太政官内達、行政官吏服務紀律說明頒布）
明治二〇年勅令第三九號官吏服務紀律

5. 職務規程

明治一四年三月公達第一九號集治監職制（後に集治監官制と成る）及同月内務省達乙第一五號書記、看守長以下分掌例、備人分課例
明治一四年三月内務省達乙第一六號府縣職制（後に地方官官制と成る）及書記、看守長以下分掌例備人分課例、（警視廳、北海道廳に於ても同樣の規程を定む）
明治二二年六月内務省訓令第二九號看守及監獄備人分掌例（廳府縣及集治監に對し訓令す）
明治三六年四月司法省訓令監秘發第三〇號監獄醫、教誨師、教師、藥劑師職務規程
明治四二年一二月同監甲第一、五四三號ノ一看守及女監取締職務規程（昭和四年看守職務規程を改正す）
明治四二年一二月同監甲第一、五四三號ノ二授業手職務規程（大正一一年廢止）
大正一一年一〇月同行甲第一、五三三號作業技手職務規程（同一四年行甲第一四〇二號作業技師及作業技手職務規程と改む）
大正一二年六月保健助手職務規程（保健助手の部參照）

6. 現業員休暇
明治一八年七月内務省達番外巡査看守休暇概則（明治二八年一月一部改正あり）
昭和三年二月司法省訓令第二號現業に從事する看守及女監取締休暇規程

7. 看守の懲戒罰
明治一六年四月内務省達乙第一七號看守懲罰（巡査懲罰例に準據せしむ）
明治三六年三月司法省令第七號監獄判任待遇職員懲戒規程
大正一一年一二月文官懲戒令に依らしむ

四 結語

以上を以て過去數十年に亙る我國司獄官制度沿革の概要を述べ終つたが、こゝに筆を擱くに當つて二三の偶感を結語として附加へることゝする。

(1) 職員定員標準の設定を望む

刑務官定員の變遷を顧るに明治十四年内務省に於て司獄官及傭人設備程度の制を創定し、爾來明治三十六年監獄官制々定に至る迄之が適用を見たる爲、職員總數は常に一萬二三千人の間を上下し職員の職務負擔は概ね適正を得しが、監獄官制の制定に伴ひ該規程は廢止せられ加ふるに數次の行政整理に依り刑務官の定員は著しく減少し、昭和二年下級職員の豫算單價引上の美名の下に一層共の數を減じ、豫算總人員僅に八千六百餘人と成るに至つた。爾來司法本省は司法部内臨時職員設置制（一）の運用に依りて臨時職員の增置を圖る等之が復員に努力する所ありたるも其の總數に至りては昭和十三年度に於ても尚及ばざること遠いのである。加之今次事變の發生以來職員中陸軍及海軍に召集せられたる者數百の多數に上ぼり、而も一面世運の推移に伴ひ行刑事務は逐年繁劇を加へ、就中輓近行刑竝に保護立法の整備と共に益々行刑機構の充實を必至とするに至つたのである。仍て私は此際舊時に於ける司獄官及傭人設備程度に準じ職員定員標準制を確立し、（官制化する事）速に刑務陣容の强化を圖り戰時體制下の職務の遂行に遺憾なきを期せられんことを切望するものである。

(2) 看守の待遇改善の急務

下級職員の待遇改善問題は今や重要國内問題として朝野の間に論議せらるゝに至り、司法當局に於ても明年度豫算に於て之に要する貴額の要求を爲すに決したと傳へられてゐるが、私は玆に看守の待遇に付ては巡査に比し一層之を厚くするの要ある所以を略述して當局の參考に資することゝする。

イ 看守は他に比類なき劇職なり
看守の職務は作業施行等の關係上早出晩退を必要とし、二部制巡査に比するも勤務時間遙に長く、殆ど寧日なき劇職にして心身を勞する事多し。

ロ 傳統的に賤視せらる
一般世人は今尚ほ舊時の牢番、首斬り役人を聯想して、賤業として蔑視す。

ハ 社會的地位低視せらる
巡査の對民衆的職務として一種の親しみと尊敬とを以て迎へらるるに反し、看守は直接社會的に活動する所なきを以て、社會的地位は巡査に比し著しく低く評價せらる。

ニ 生活上の便宜尠し
住宅交通機關の利用其の他各種の點に於て巡査に比し生活上の便宜尠し。

ホ 職務の内容變化に乏し
日々の勤務に於て巡査の職務は對社會的にして變化に富めるも、看守は終日同一區劃内に同一收容者に直接して間斷なく緊張せる勤務を爲さざるべからず、之が爲兇惡不良の收容者を擔任する看守の如きは往々にして神經衰弱を來たし永年の勤續に堪へざることあり。

ヘ 昇進の機會少し
警察判任官の數は巡査十一人に付き一人なるに刑務判任官の數は看守十三人に付一人の割合にして看守は巡査に比し著しく昇進の機會少し。

ト 退職後の便宜少し
曩に述べたるが如く巡査の職務は一般社會に密接なる關係あるを以て退職後他に就職容易なるも、看守は之が便宜に乏しく甚しきに至りては不淨の職務に在職せりとて排斥を受くるが如きことあり。

チ 共濟組合國庫補給を受けず
巡査は共濟組合の國庫補給を受くるも、看守には之が補給を缺く。

(3) 監獄官服制改正の急務

監獄官服制は昭和三年及同十二年兩度に大改正を見たるも要するに警察官服制模倣の域を脫することが出來ないのである乍併此の如き服制を永く踏襲することは行刑

刑政第52巻第9号
矯正図書館

教化の上より見て果して適當なりや否や頗る疑なき能はず、寧ろ適當の機會に刑務官服制全般に亙り根本的改正を加ふるの急務なるを覺ゆるのである。

(4) 刑務官練習所の官設

本項は日沖氏、小野崎氏等に依りて既に詳論せられあるを以て玆には省略することゝする。

(5) 行刑機構改革の急務

累進處遇制度の一般的採用、司法保護法の實施等に伴ひ、行刑の重點は行刑の個別化に置かなければならぬことは殆ど異論のない所であつて、行刑を一層科學的基礎の上に立たしめ、其の教化的組織の强化充實を圖ることは行刑界刻下の最大急務である。如何に行刑法規が改善せられ善美なる保護立法が實施せらるゝに至るも、司獄官制度が舊態依然たるに於ては、行刑實際の運營は行刑學者の口先き以上に一歩も踏み出せないのである。

現司法大臣鹽野氏は曩に行刑局長として斯界多年の懸案たりし累進處遇制度を採用し、該處遇令第九條に於て「受刑者の個性及心身の狀況に付ては醫學、心理學、教育學及社會學等其の判斷を爲すに必要なる知識を基礎として調査すべき」ことを命じ、又少年行刑教育令第二條には「本令の教育は專ら其の身體及個性に留意して人格を陶冶し、國民精神を涵養し且社會生活に必須なる知識技能を授くるを以て本旨とす」と規定し行刑教化を科學的基礎の上に打立てんとする遠大なる意圖を示したのであつた。而して今又司法大臣として司法保護法を制定し將に司法保護機構の劃期的改革を企圖しつゝあるのである。然るに之に呼應すべき行刑機構の改革に付ては未だ何等の畫策あるを聞かないのは甚だ遺憾である。

此等新立法の運用に付ては素より行刑機構全般に亙つて根本的な改革を必要とするのであるが、私は先づ之が第一着手として少くとも大刑務所には生物學、心理學、教育學等の專門家を行刑の第一線に採用し、從來の「勘」の行刑より「科學」の行刑に移行するの素地を作ることの最緊切なるべきを敢て提唱するものである。

(一) 一大正九年一〇月勅令第五一號司法部内臨時職員設置制(昭和十三年改正)第三條 在監者の行刑事務に從事せしむる爲監獄に左の職員を增置す。看守長專任四十五人

(完)

全體主義とは何を意味するか

文學博士 吉田熊次

近時全體主義といふ語は屢々新聞や雜誌に現はれ、既に數冊かの單行本も出て居るやうであるが、それが果して何を意味するかが判然として居ない。尤も全體主義を題として論文を書いたり、著書を出したりする場合には、少くとも其の筆者とか著者とかは、一定の意味の下に此の語を使用して居るのであらう。けれども世間一般の人が、全體主義といふ語を耳にする時には、それの解釋は頗る區々であつて、甲の人の考へて居る全體主義と乙の人の考へて居る全體主義とは全く別のものを指して居る場合もあるやうに感せられる。かくの如き混亂が何故に起るかといふと、未だ一定の意味が全體主義といふ語に定つて無い爲と思ふ。而してそれには深き原因があると考へられるのである。

先づ第一に全體主義といふ語は飜譯語であるのに、其の原語が判然しない。普通には全體主義といへば直ちに獨逸のナチスとか伊太利のファッショとかを聯想するが、是等の國では全體主義といふ語が殆んど用ひられて居ない。從つて自ら全體主義

全體主義とは何を意味するか

國家であるなどとは決して言つて居ない。全體主義國家といふ名稱は英・米の所謂デモクラシー國家側で獨・伊の獨裁國家を呼ぶ稱號である。全體とは英語のトタリティ (totality) の譯で、全體主義に相當するものは英語のトタリアニズム (totalianism) である。所謂全體主義國家といふのはトタリアン・ステーツ (totalian states) であつて、獨・伊の獨裁國家の別名であり、獨・伊の獨裁國家の弱點を膨脹して悉くこれを包含せしめ、個人の自由とか利益とかを全然制壓し、獨裁と專制とを旨とし、軍事一點張りで總ての文化を無視するものであるかの如き意味を持たすのである。斯る概念構造の下に我が日本國迄も其の仲間に加へて、以つて反日的思想感情を國民に煽動せんとして居るかのやうに見える。兎に角、獨逸のナチスでも、伊太利のファッショでも自ら全體主義國家などとは言つて居ない。從つて全體主義といふ成語も獨逸には一般的に使用されて居るのではないのである。

全體主義とは何を意味するか

如何にも最近に我が國語に「全體主義の原理」と題して飜譯されたオットマル・シュパンの著書があるけれども、其の原語はウニヘルザリスムス（Universalismus）であつて、文學の意味よりすれば普遍主義又は一般主義と譯すべきである。尤も著者自身もウニヘルザリスムスといふのはガンツハイツレーレ（Ganzheitslehre）即ち全體主義論であると言つて居るけれども、シュパンの國家論は決してナチス國家を理論つけたのではない。シュパンは墺太利の首府ウキーン大學の教授であつて、かかる論說を發表したのは獨・墺併合以前のことであるのみならず、ナチス獨逸では餘りシュパンの學說を喜んで居ないのである。其の理由の一はシュパン教授はカトリック教徒であつて其の學說にもそれが現はれて居るからでもあるが、獨逸の國家學者は全體主義國家即ちガンツハイツシュタートといふが如き語を好まぬのである。獨逸國家を形容する最も適切なる成語としてフエルキツシエル・シュタート（Völkischer Staat）即ち民族的國家といふ語を使用するのである。目下交換教授として來朝中の獨逸有數の國法學者、ケルロイター教授なども全體主義國家と呼ぶことには反對して居るのである。尤もナチス獨逸に於いても個々人よりは民族全體が主であるといふ意味を含むのであるから、一種の全體主義國家と呼ぶことは出來るのであるが、若しかゝる理由を以つて全體主義と呼ばるべくんば、所謂國家主義なるものは皆全體主義に屬すべきである。而して現今の文明諸國にありては國家主義を採用して居ない國は全く無いのであるから、獨り獨・伊のみならず、英・米其の他の諸國にありても悉く全體主義國家と呼ばれなければならぬ道理である。然るに特にデモクラシー國家と對立して全體主義國家群ありと叫ぶ所以のものは、單に一個人よりも民族とか國家とかを主とするといふだけの說明では其の理由とはならぬのである。果せる哉、昨年の夏頃に或雜誌で全體主義に關する特別號を出した際に、某大學の教授は、今日の國家には國家全體を主とせぬ國家は無いのであるから、改めて全體主義などと呼ぶことは無用であると主張した。如何にも英國の外交なり、米國の政策なりを考へて見れば、或個々人の利益を主とするのではなく、自國全體の利益を主として居ることは明白であるから、其の限りに於いては英・米も、全體主義國家と呼ばれる得のである。けれどもデモクラシー國家に對立するものとして、特に全體主義國家なるものを別に置かうとするには、何等か然るべき理由がある筈である。それが爲には、全體主義といふ概念を今少し委しく吟味せねばならぬと思ふ。

丁酉倫理講演集の本年一月號に、亡友千葉鐵藏君の恐くは最後の學術論文であつたらうと考へられる「全體主義國家に於ける法の目的」の中に、次の如き文句がある。『抑々、全體主義とは、愼重に、熟慮細心を經て、且つ順序をふめる、廣範圍に於いて一切の集團生活の結果として發生する利益を享受する爲に、生產と分配との過程に於ける、國家の企劃的干涉統制である』。此の文句は、千葉君が英國のオクスフオード大學に於いて師事せし、哲學教授リッチ氏が今日より四十餘年前に著はされたる The Principles of the State Interference の一節なのである。從つて其の全體主義は、ナチス獨逸やファシスト伊太利とは何等の交涉のあり得ざるものであつて、言はば國家の統制經濟主義を指せるかの如くである。千葉君は此の文句を說明して次の如く述べて居る。「全體主義には二つの特徵があります。其の一つは、國家は社會全體（之れを明確に申せば其の大多數）の必須に對して、個人の主張を之れに從屬せしめ得る權利と義務とを根本的に有して居ることを認めること。又第二には出來得る限りの最廣範圍に於いて、社會全汎的の要求を滿足せしめることを目的として、連續的に、あらゆる社會制度上の缺陷に對する改善を追求することであります。從つて、現行の法律の改善も、又其の要求の第一にかぞへられるのでありませう」。若しもリッチ教授や千葉君の意味するやうな全體主義であるならば、寧ろ經濟上の統制主義乃至は社會政策上の改良主義と言ふべきものであつて、其中には獨裁とか專制主義とかは必然的に含まれるものではない。少くとも最近國家にありては洋の東西を問はず多かれ少かれ、皆此の意味の全體主義國家であつたのである。唯統制主義を主とする國家と、自由主義を主とする國家との區別は依然として存するが故に、自ら二種の國家が對立するのである。

オットマル・シュパンの全體主義（實は普遍主義）についても、一般世人の考へて居る全體主義とは同一でないと言ひ得る。秋澤修二譯・シュパン著の「全體主義の原理」の中に全體主義を說明して次の如く述べて居る。「全體主義は個人主義の正反對ではない。……個人主義が、個別者を全體者よりも優越したものとなす社會觀及び國家觀であるとすれば、全體主義は、これとは逆に、單に全體者を個別者よりも優越したものとなし、かくて個別者を無價値なものと說明する理論ではないのである。……全體主義的に考へた場合でも、個別者は原則的にその不滅な內的價値と、その道德的自己規定とを保持して居るのである」。右の如き說明に依ると、我が國の議會內に於ける質問應答の際に使用せられたる全體主義とは大に趣を異にするものがあるのである。シュパンの全體主義は決して個別者即ち個人を無視若くは輕視するものではない。他の場所の說明に依るとシュパンは個別者こそは眞の現實存在であるとさへ言つて居るのである。全體主義といへば個人を無視し、その自由と利益とを全然認めざる壓制的獨裁主義の如くに考へるのは、寧ろ所謂デモクラシー國家の惡宣傳に感染して居るものと言ふべきであらう。シュパンの全體主義の如きは、政治論や經濟論と

言はんよりも寧ろ社會哲學即ち社會に關する哲學的解釋と見るべきである。故に或意味よりすれば現實の政策とは無關係なるもので、少くともシュパンの全體主義的社會觀よりは一義的に政治經濟の國策が規定せられるものではない。何故なれば、これは社會哲學たる限り、如何なる國家にも如何なる社會にも妥當する原則であつて、自由主義國家も獨裁主義國家も、それが國家、社會である限り、シュパン社會哲學の原理が妥當すべき筈であるからである。故にシュパンは次の如く說いて居る。

「全體主義によれば、社會といふ現象の本質は（個人主義の場合の如くに）諸個人の單なる總和といふ點にはなく、したがつて又一般に本來個別者そのもののうちにはなくて、むしろこれは人間精神の獨特な存在の仕方即ち相關的連關のうちにあるのである。このやうな精神的結合、人間相互の關係は一般に一つの創造的な、道德的＝本質的なものである。したがつて個別者は一般に獨立的には實存してゐない。即ち精神的存在として獨立的でない。これに對して社會そのものはもはや個人的な諸點の單なる聚合ではなく、むしろこれらの個人的諸點にも生命を與へる全體性（Ganzheit）であるといふこと——これが全體主義の根本思想である」。シュパンはなほ次の如くにも述べて居る。「全體主義は、精神的全體としての社會の概念から出發する。そしてこの精神的全體の精神的分肢（グリード）（器關）が個別者なのである」。「全體主義的見解によれば、人間の共同生活の核心及び樞軸は、精神的共同體即ち（二者の相關性の結果たる）雙關（Gezweiung）といふ點にあるが故に、人間が互に經驗する生長及び生成といふことが社會の獨自的獨立的現象、しかも社會の根本的現象となるのである。……社會は、したがつて個人的生命の創造的原理即ち個人の生活形式である」。「全體主義的見解によれば、人間は一般に共同體のうちにおいて、また共同體によつて始めて獨立的自足的となる。人間は共同體のうちに入り込まない以前には單なる可能性に過ぎない。精神的な相關關係、即ち「雙關一のうちにあつて始めて、人間は彼の個性及び彼の道德的本性を——全體の分肢として——展開させるのである」。

シュパンは有名なる社會學者であり經濟學者である。しかも亦カトリック教徒である所より歐洲の中世哲學を中心としてアリストテレス哲學などをも其の學說の中に取り入れて居る。故に大體に於いて個體よりも全體が主であるといふ點に於いて全體主義を强調して居るに拘らず、或點に於いては依然として個人主義の根底たる歐洲の傳統的思想を脫却し切れぬ點もあるやうに思はれる。けれども所謂個人主義者が、個別者即ち個々人を物質界のアトムの如く獨立自足の實體の如くに見做し、その平等と自由とを天賦の人權と考うることを全然謬見となし、社會全體こそは個々人の精神的構造の最高原理となす點に於いては、少くとも倫理的全體主義の要諦を解し得たるものと言ふべきである。而して倫理的全體主義といふのは、吾人の倫理的價值を決定する規範は個々人の利益とか滿足とかに置かるべきでなく、國家即ち全體社會の繁榮と進步とに置かるべきであるといふことを主張するのである。換言すれば個人主義的道德觀を否定し、國家社會全體の生命と發展とを主張することが全體主義の本義である。かゝる意味よりすれば所謂滅私奉公とか、皇運扶翼とかの主張も、國民精神でも、國民道德でも、當然全體主義の範疇に屬するものと言はねばならぬ。其の中には個人を無視するとか、獨裁政治を行うとかいふことは決して必然的に意味せられるものではない。眞に全體が永遠に發展する爲めには健全なる個々人即ち國民の力に俟つもの多きは言を須ひざる所である。唯其の個々人の努力の指導原理は國家社會全體の永遠の生命と發展とでなければならぬと主張するに過ぎぬのである。所謂デモクラシー國家は今なほ依然として個人本位の社會觀を取る所より之に對立するものとして他の國家群を區別せんとするのである。

元來言語は一つの記號であつて、それに伴ふ意味は時に依つて變じ、人に依つて異なるは勢の免れざる所である。且つ又同一概念に屬するものの中にも幾多の變異の存すべきことは、櫻と名づけらるるものにも多くの種類あるが如くである。從つて概念上にありては全體主義に屬する主義主張にありても極端なるものもあり、穩健なるものもあり、行き過ぎたるものもあり正道を得たるものもあり得る。全體主義と稱するものの中にても、其の內容と實質とに關しては、民族に依つても異なり、國家に依つても異なり、又個々人にありても其の人の思想、時としては氣質に依つても相違を來すのである。況んや之を政治上、又は政策上の主張の旗印となす場合の如きは、その場合毎に特殊の內容を持ち來すべきが故に、これの是非善惡に就ても一概に斷定すべきではない。從つて全體主義といふ名稱のみを見て或は雷同し、或は共鳴するが如きことがあつてはならぬ。唯一種の宣傳的意圖を以つて、獨・伊の如き新興國家の一面を惡評し、それに名づくるに全體主義を以つてするが如きは、本來の全體主義が本質的に所持する美點と長所とを滅却せしめ、間接的に國家社會の內部崩壞を誘致するが如き危險性を培養する恐あることを嚴重に警戒すべきである。要するに全體主義を獨裁主義や軍國主義と同一視することは、全體主義の本義を（故意若くは無意識に）誤り解するものと言はねばならぬ。（完）

（本文は雜誌「弘道」一四月號よりの轉載である。
全體主義に關する好個の文字につき御熟讀を乞ふ。）

刑政第52巻第9号
矯正図書館

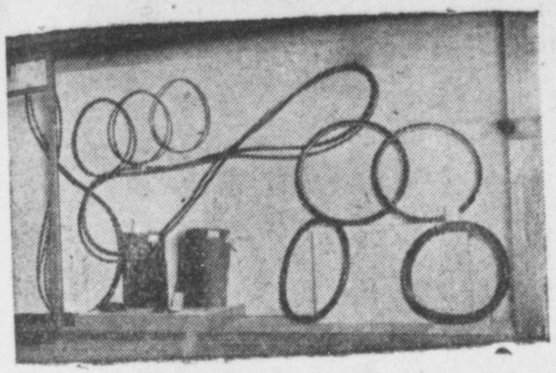
代用品工業瞥見

(二)

前田靜雄

(五) ゴム代用品

(一) 合成ゴム (26)

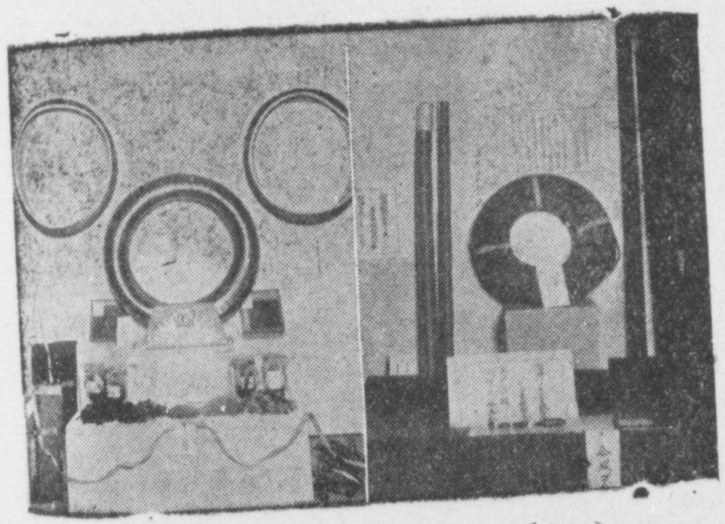


(七二)

(二) 再生ゴム (27) (32)

是等はシート、管、紐、ホース、耐油パッキング、自轉車タイヤチューブ、長靴、短靴、運動靴靴底革、自動車タイヤ等に利用せられる。(28) (29)

合成ゴムグリサイトは硫化曹達、硫黄、エチールクロールヒドリン等を用ゐて造られる。之れは護謨様物質でグリサイド板、グリサイド硫化板として賣られて居る。即ちポリチオヂグリコールに酸類又は金屬ハロゲン化物を作用せしめて造るのである。

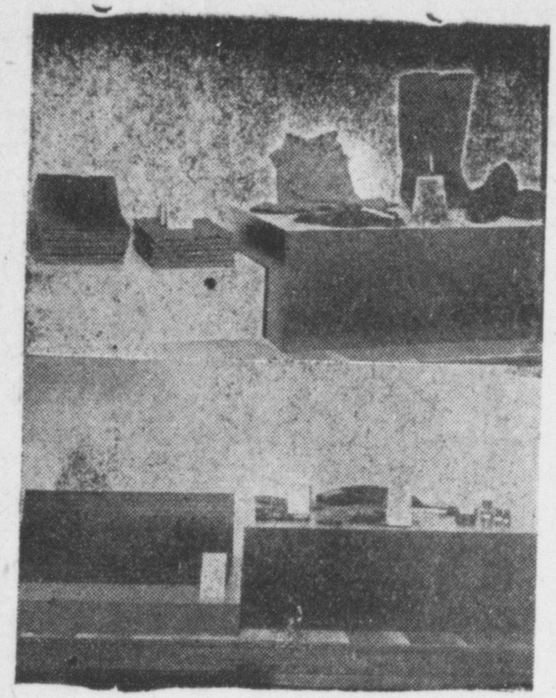


(六二)

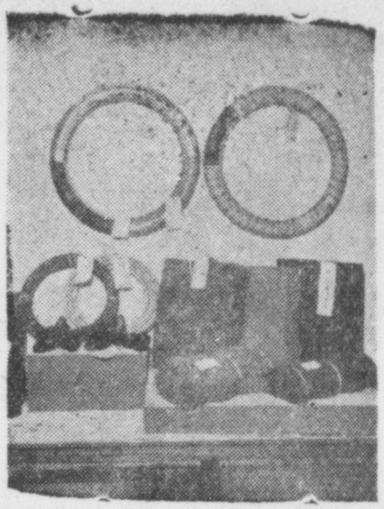
(三)

(31)

この外チオノツクと云ふのがある。之れはアルカリ又はアルカリ土類の硫化物の存在の下にフオルムアルデヒトの様な脂肪屬アルデヒドを水に溶解して之れに硫化水素を通しながら反應せしめ、其の主

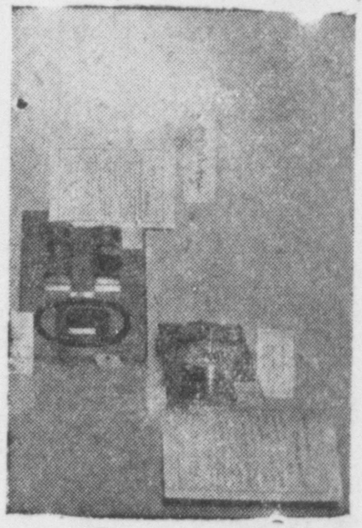


(二九)



(二八)

(三〇)



(三一)

成物に酸化劑を作用させて合成ゴムを造るのである。勿論にして出來たものを成型、加硫して製品とする。

又ECソープレーンの商品名を有するものは、大豆油に藥品を添加し重合酸化せしめて製造したもので、耐油耐熱耐寒耐老化性及電氣絶緣性に於て良好であると謂はれて居る。

ゴム管の様な軟質のものも、亦板狀、細工品の如き硬質のものも自由に造られる。

合成ゴムは獨逸に於て早くより研究せられ成功せられたのである。EG會社の製品の如きは、アセチレン瓦斯から數段の工程を經てブタヂエンを合成し、之を觸媒の存在の下に重合せしめて造つて居る。

再生ゴムは名に示す如く、廢物を回收、再生利用するに過ぎない。

(六) 金屬代用品

之れは各種物質が其の用途によつて、代用效果を持つので應用せられる。即ち皮革代用品、ゴム代用品の如く代用物質が其

刑政第52巻第9号
矯正図書館

の性質に於て酷似して居ると云ふのではなくて、性質の全然反對のものでも其の用途によつては充分金屬に代りその使命を果し得ると云ふ意味である。中には金屬の如き硬度を保有する代用物質もあるが、之れとても全部金屬と同樣いかなる所にも使用出來るかと云ふに、そうは往かないのである。卽ち是等には次の如き各種のものが代用せられる。

(一) 合成樹脂成型品
(二) 硝子、陶磁器製品
(三) セルロイド製品
(四) 其他金屬代用品

(イ) キングライト製品 (34)

ボイラーチエックバルブ、パイプ、等に用ゐられる。

(ロ) ベークライト製品 (35)

コック、ボタン、パイプ、ニツプル、フレンヂ等に應用せられる。是等は既に周知のものである。

(ハ) 絹角質物 (36)

ブーレー、ピストンリング齒車等に用ゐられる。之は絹纖維にセリシンを加へて壓縮凝固させた板狀材料を多數重ね合せて作つたもので、齒車の如きは合成樹脂又は皮革製のものに比して優れた彈性を有し、騷音及破損も少く且つ耐油性も大きい點が特色であると云はれて居る。

絹塑造物には繭糸を藥品で處理した後、型に入れ高壓に壓縮しつゝ加熱し、塑造したものもある。

(三四)

(三五)

又絹パッキングとして造られたものは、繭糸を軟和膠と共に塑造したもので、油壓及氣壓の高度の個所によく耐ふると云はれて居る。

(ニ) 石炭酸樹脂及尿素樹脂成型品 (37)

プーリー、パイプ、小皿、湯呑、お椀、茶碗等に作られる。

是等合成樹脂の製造裝置には種々の考案があり特許をとつたものもある。一例を擧げれば、反應釜で、凝縮器との間に循



(三六)

環通路を設けた反應釜で、之れに蒸氣を吹き込み、原料を攪拌させると同時に加熱し、縮合反應を平均に行はしめ樣と考案し、之れによつて均一な合成樹脂を造らうとするのである。

(ホ) ブリスライド パッダーと云ふのは、尿素系樹脂合成品の原料であつて、之を型に入れ加熱壓搾して成型するのである。 (38)

抽手、スプーン、皿類、鉢等に應用せられる。

石炭取樹脂に粘結劑及可塑劑を加へて練合してセラック樹脂の代用品を造ることが出來る。卽輸入品である天然樹脂代用として之れに礦物質粉末、カーボンブラック等を混和して加熱しつゝレコード原型を壓印すれば立派なセラック代用のレコードが出來る。輸入抑制によつて天然樹脂が手に入らなくなつてもレコードの製造には惱みはないのである。

又ビニール樹脂と云つて之れ又天然樹脂に代はるものが合成せられた。之れは、醋酸とアセチレンを原料として醋酸ビニールを製造し、之れを觸媒の作用によつて重合作用を起させて造つた人造樹脂である。

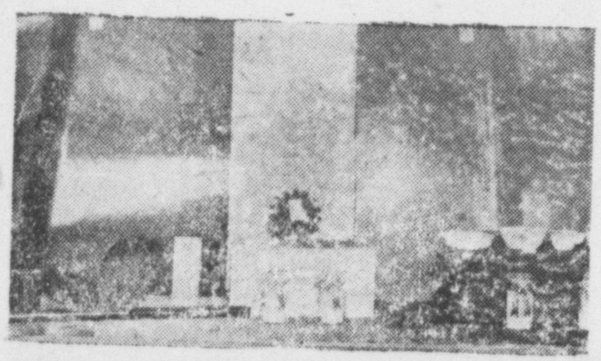
之れ又塗料、可塑物等に代用效果を有して居る。

この外ゴーサイトの名をつけて居るものは、アセトアルデヒドの誘導體とナフタリンの誘導體とを縮合させて造つた人造樹脂である。

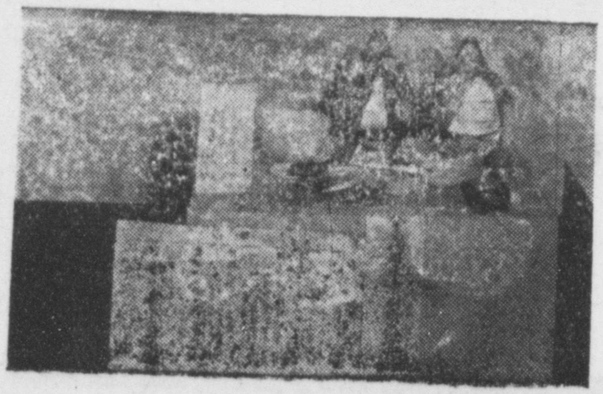
合成樹脂製活字

之は石炭酸樹脂粉末を銅製の型に入れ、加壓加熱して塑造したもので硬度は相當のものと云はれる。殊に着色可能であるから色別に區別をすればタイプライター等に使用する時に

(三七)



(三八)



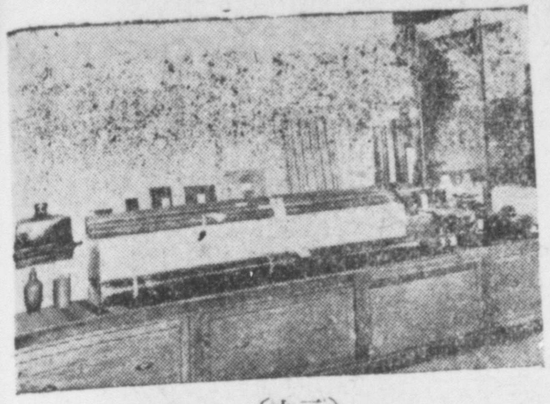
刑政第52巻第9号
矯正図書館

便利である特徴がある。然し其の耐久性に就ては判つて居ない。

(ヘ) 高力陶器及高力セメント製品 (39)

本考案は特殊素焼を眞空室に入れ、人造樹脂溶液を高壓の下に送つて浸着せしめ、次に人造樹脂を硬化せしめる處理をしたものである。その硬度は金屬に類する特性を有して居る。

パイプ、チユーブ、電氣絶緣物、水道鐵管代用、コツク、鑄物代用、天秤のフレーム、フレンヂ等に利用せられる。



(三)

(ト) 硝子、陶磁器製品 (40)

硝子製品を以て鐵材に代用せんとする考案せられたものである。即ち笠は硝子で造られその外面に補強加工を施したものであつて、耐熱性で照明能率も大きく又強力なる打撃に遇ふも龜裂を生ずる丈で破片の飛散する危險がないと云はれて居る。



(四〇)　(四一)

(2) 硝子鈴、レモン絞り、ナイフ、花立 (41)

(3) 硝子製電鈴のベル (42)

(4) 陶磁器製ロストル、壁掛(彫刻代用)、押板、ドアの取手、ブラッケット (43)

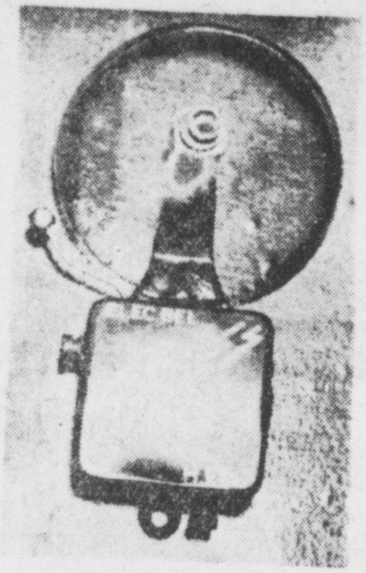
(5) 牛乳沸、十能 (44)

(6) 陶磁器製下水、建築用品、足あぶり (45)

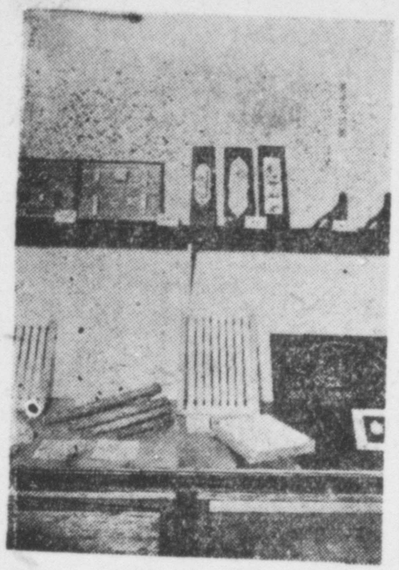
(7) 陶磁器製瓦斯コンロ、茶釜、七輪 (46)

(8) 電氣コンロ、ベル押釦側、時計文字盤 (47)

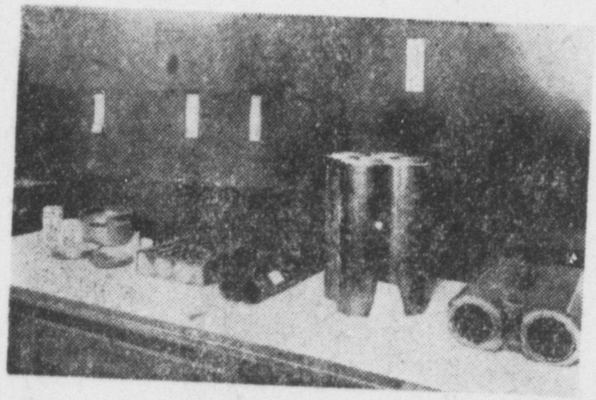
(48)



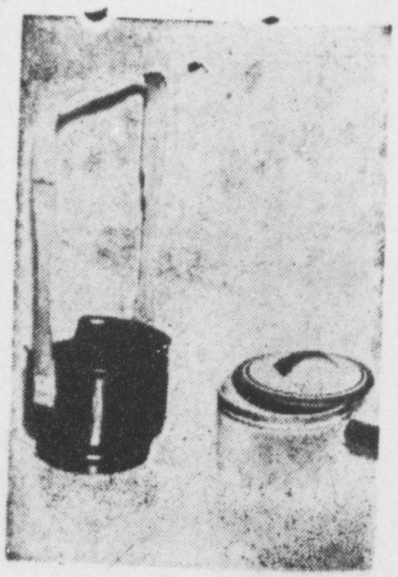
(二四)



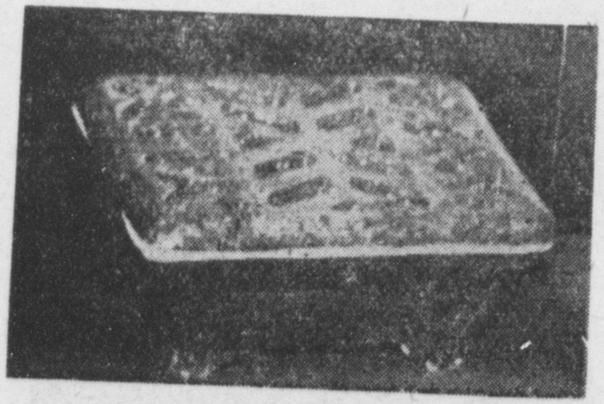
(三四)



(五四)



(四四)



(六四)

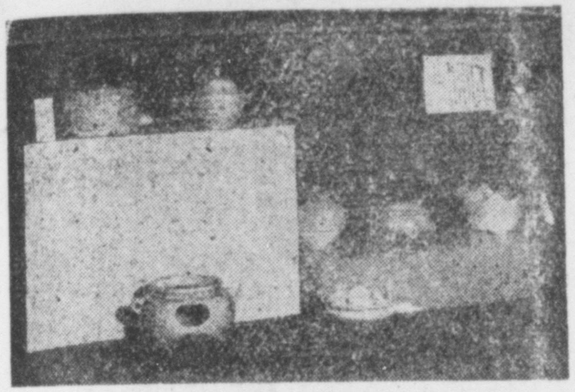
刑政第52巻第9号
矯正図書館

(9) 水筒、吸取器、靴拭板、洗面器 (49)

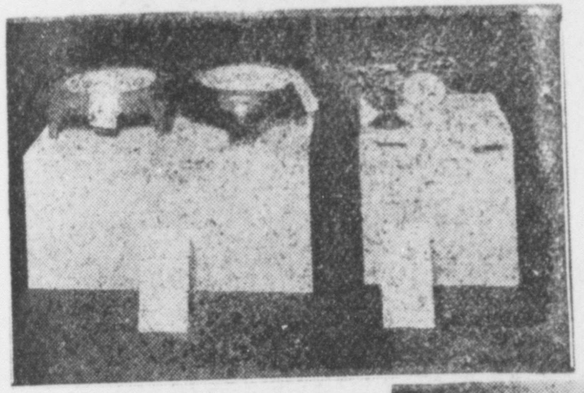
(10) 陶磁器製吸入器 (50)

ブリキ、ガラス、木部に當る總てを陶磁器を以て作つたものであつて、金屬性蒸氣導出管、霧吹裝置迄も無理に不體裁に燒物で拵らへたのは、實用上極端なる考案とも見られる。

(11) アルミナ製品

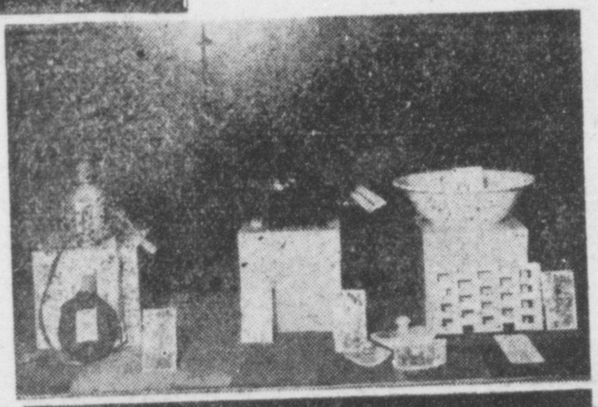


(七四)



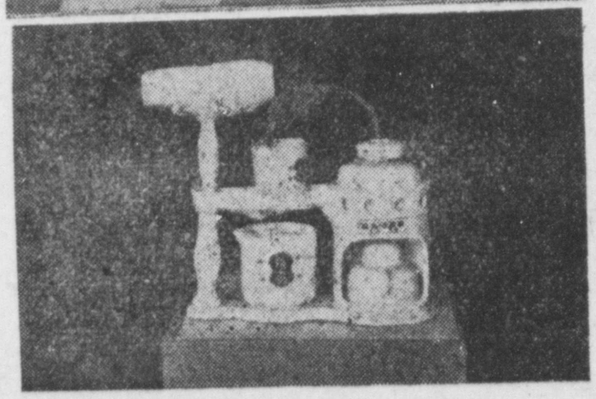
(八四)

(チ) セルロイド製品



(四九)

之は酸化アルミニウム粉末を粘着劑と處理し塑造燒成した燒物であつて、耐火度高く、化學的侵蝕作用を受けない性質を持つて居る。又機械的强度及電氣抵抗も充分であるから、化學器具、電氣器具として造られる。坩堝に造れば白金等金屬製品の代用として有效である。



(五〇)



(一五)

(1) 自轉車チエーンカバー (51)

從來部分的に應用せられたものはあるが、本品は全部板金製類似品である。

(2) 釦、ホック、スナップ、皿、盆、洗面器、安全剃刀、カラー、瓶の栓、蓋類

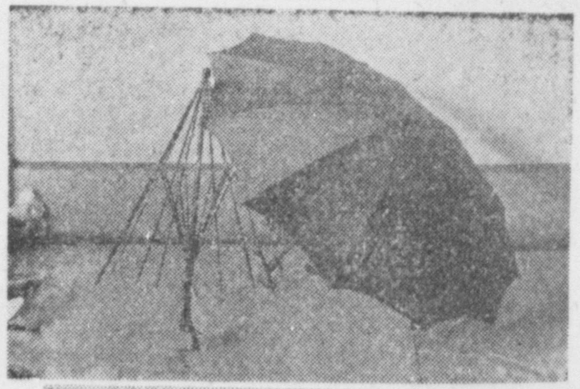
(3) セルロイド製洋傘骨 (52)

之はセルロイド管に竹製棒を挿入密着せしめて造つた骨を使用するのであるが、代用效果は判つて居ない。太ければ體裁を損ひ、細ければ效力乏し。

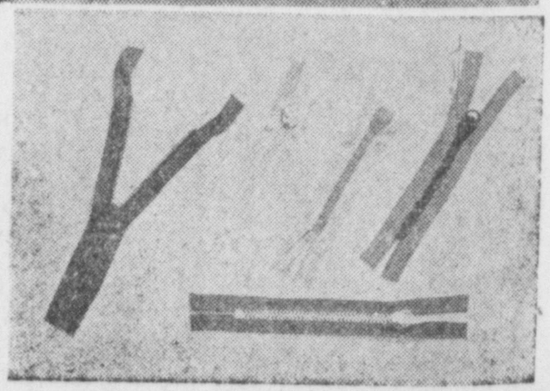
(4) セルロイド製スライドファスナー (53)

本品は各種色物もあるが乳白色と黒色とは體裁が甚だ良い。

(5) セルロイドペン先之はセルロイド板よりペン先の形に打抜き之を加熱整形し次に先端部を適當加工したものである。內側に萬年筆の樣なステーを入れて居る。



(五二)



(五三)

(6) ネームプレート類

之はセルロイド面に漆を塗布し乾燥後、膠と重クロム酸アルカリを水に混溶した感光液を塗付け寫眞原板を重ね合せて、光線に露出、感光させ水洗の後乾燥し、醋酸アミールで蝕刻して次に表面を研磨して仕上げるので銅板ネームプレートの蝕刻法に似た方法で特許を取つて居る。

刑政第52巻第9号
矯正図書館

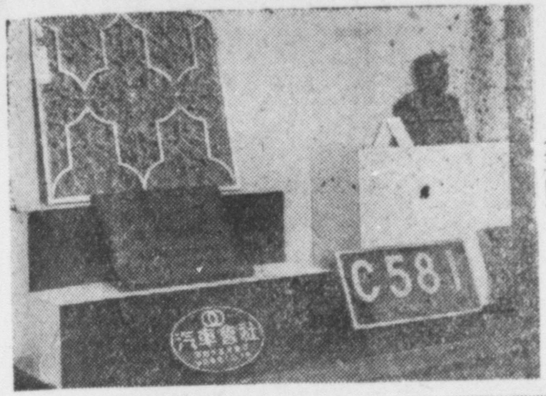
(7) 帽子用徽章

之はセルロイドで主體を形成し、之れに二本の足を固着し該足に裏座を嵌め、主體の表面に眞鍮色の塗料を塗布したもので一見眞僞を見紛ふ精巧なものである。

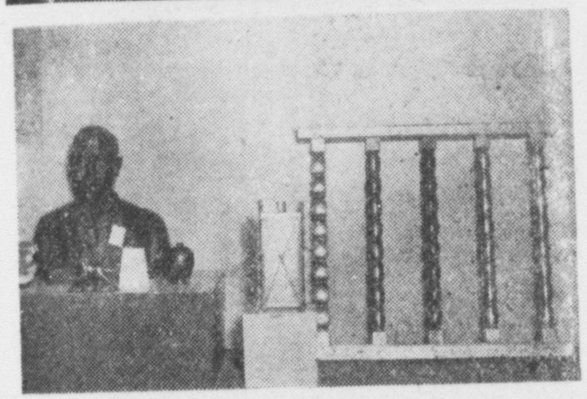
(リ) 其他金屬代用品

(1) ストニー製品 (54)

ネームプレート、看板、胸像代用、窓枠飾



(五四)

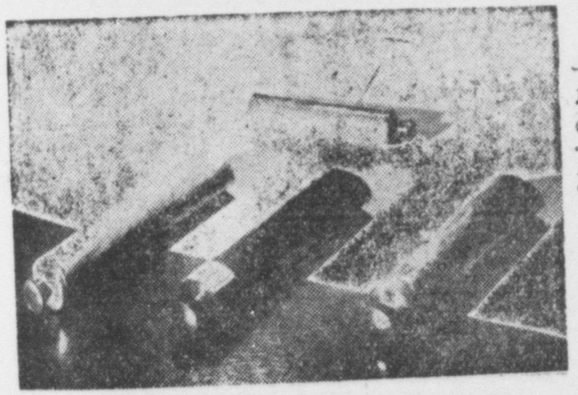


(五五)

(2) ブロンヂング製品 (55)

胸像代用、置物、花瓶、手擦、裝飾燈フレーム

是等はセメントにアスベスト粉末、硅石粉、タルク等の一二種と防水劑と鹽化石灰溶液とを混合し、型に入れて硬化せしめ、型から取出し水硝子卽ち硅酸曹達の溶液中で水中シーズニングを行ひ乾燥後、蠟の熔融液中に入れて蠟を浸着させて得られた耐水、耐壓性のものに鑛金を施したものである。嘗てメタリコンとじて知られたものも亦之に屬するのである。



(五六)

(3) 紙製チューブ (56)

之は紙の滲透性を防ぐ爲め、チューブ內面に防水塗料を塗布したもので、その肩部にはベークライト製又はセルロイド製の口金を取りつけ、下部には尾端止めを施して錫チューブの代用品を狙つたものである。

(4) セロハン製チューブ (57)

本品の特色としては直接印刷可能であること、完全なる防濕性を持つて居



(五七)

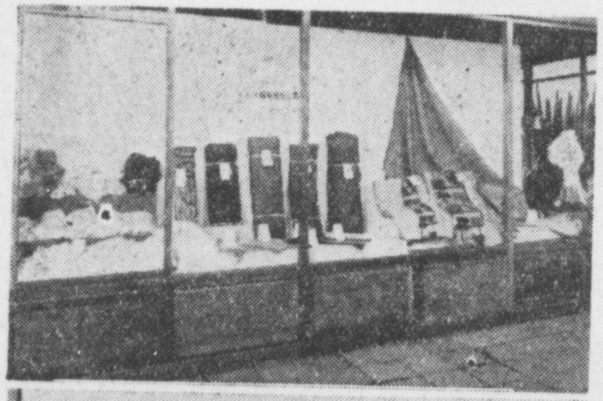


(五八)

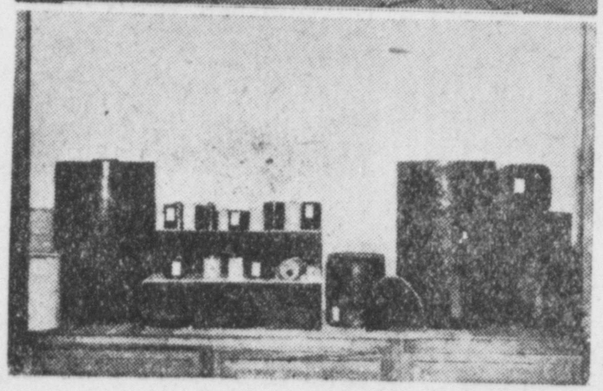
ることであり、小型押出チューブから大形チューブ、ブリキ代用罐迄製造せられて居る。

(5) 耐水耐濕紙罐 (67)

之は壜造紙又はボール紙で胴體を造り、內面に防水紙又は金屬箔を貼附し、外面に防濕塗料を塗布して鉄力板又は他の代用品より成る蓋と底部を固着して造つたものである。石油罐、ドラム罐、オイル小罐代用



(六〇)



(六七)

(七) 纖維工業關係代用品

(1) 竹纖維

麻繩代用、麻糸代用 (59)

之は纖維を細分して撚り合はせて造つたものである。

(2) 繭纖維製羊毛代用品

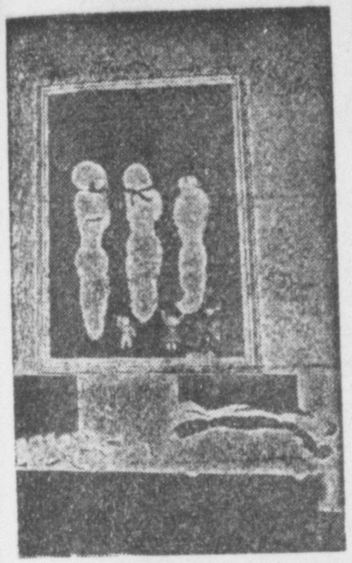
紡糸、織物等に利用せらる。 (60

(3) スフ製毛絲 (61)

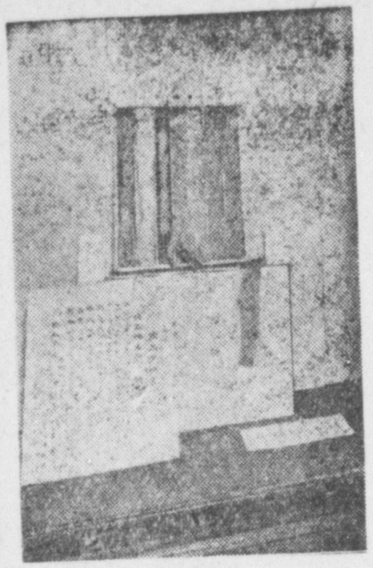
毛絲の如き外觀は呈するも肌觸りに遜色がある。

(4) 大豆蛋白羊毛 (62)

之は大豆油を抽出した殘渣をアルカリ溶液に溶かし、之に酸類又は金屬鹽類を加へて蛋白質を沈澱させ、此沈澱を安



(一六)



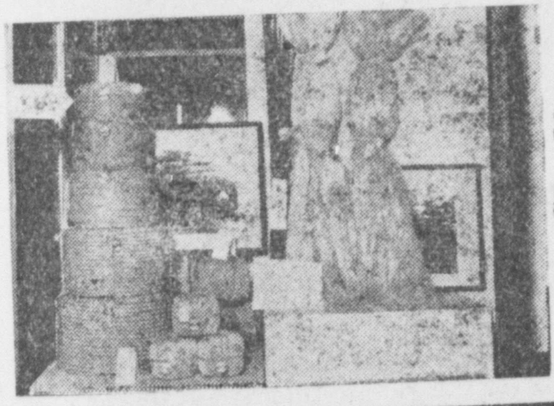
(九五)

定劑を含むアルカリ溶液中に再び溶解し熟成させた後、酸液中に細孔より壓出して大豆蛋白の人造纖維を造るのである。

この紡糸で作つた襯衣肌着等には稍硬は張つた外觀と彈力性の少い感觸がある。

(5) マオラン纖維 (63)

マニラ麻代用、麻糸代用、ロープ細引大綱



(六三)



(六五)

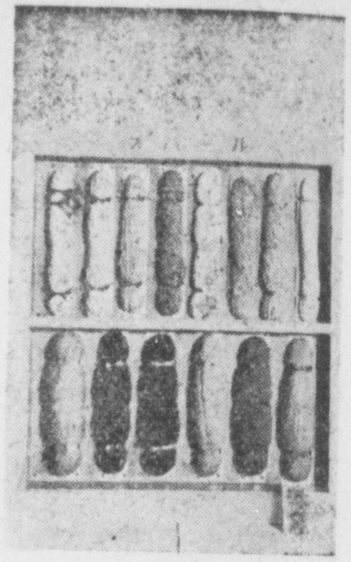


(二六)

等造られる。 (65)

熱帶性植物の纖維を應用せるものであつて黃褐色を呈し麻の如き外觀がある。

內地に栽培方を奬勵して居る。この製品には漂白せるものもあるが比較的困難の模樣である。卽ち未晒又は若干脫色せるものに比し强靱度落つ。



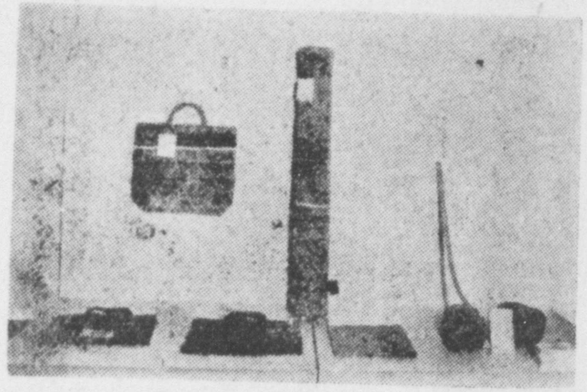
(四六)

(6) オパール毛糸 (64)

スフ製毛絲であつて起毛は外觀良好である。

(7) 紙製ロープ及紙製布製品

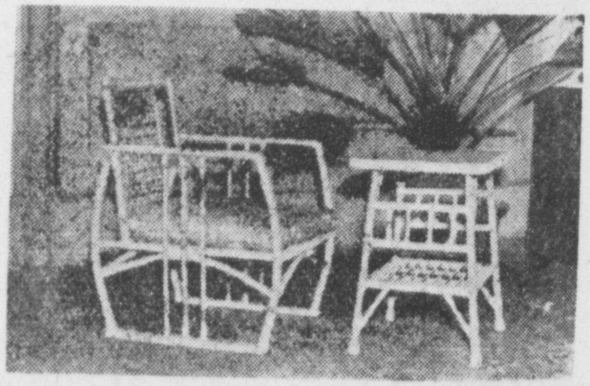
棉織物代用、麻ロープ代用を考案せるもの、手提、編物製品ハンドバッグ、平打紐、床敷物等に應用せられる。嘗て干草糸と稱して市場に出たものも之等に屬するのである。



(六六)

(8) セロファン紐を籐代用として利用せる椅子卓子 (68)

籐細工代用製品であつて、外觀、感觸は寧ろ籐細工に優つて居るが、その耐久性は疑問で且つ汚染し易く變色し易い憾がある。



(八六)

(9) プライウッド製コップ及ホルダー (70)

ベニアの應用であつて體裁は宜しくない。

刑政第52巻第9号
矯正図書館



(六九)　(七〇)

(10)　ファイバー製金具代用品　(69)

取手、抽打、ドアハンドル、帽子掛、ブラケット、ハンドバック等。

(11)　竹製スプリング

之は椅子用スプリングを考案したものであるが性能の點は疑問である。

(12)　スチノル家具代用品

竹材にてスチール家具を摸したもので可なりの無理がある。

(八)

以上で大體代用品工業の輪廓を列擧したのであるが、斯く書きつゝある間にも次から次へと新規のもの又は改良が發表せられて、此の記述も舊きものと云はれるものも出來る程、その進展は測り知れないものがある。

我國の科學界並に工業界は舊來の所謂摸倣時代より脫け出でて、今や獨歩の域に達し、研究機關より世界的の業績を擧げたるもの枚擧に遑がない程、科學日本の發展は著しいのである。

曰く宇宙線の研究、曰く原子核破壞の研究、曰く無電同期調整、曰く水晶發振器、曰く合成化學工業の成功、等々……斯く述べて居る今朝の新聞紙にも、理研に於て石炭よりガソリンを製造する從來の方法即ち石炭の低溫乾溜、或は水素添加法等のものより遙かに冠絶したる方法の半工業的研究に成功したることを記載して居る。併も之れは外國に於ける孰れの方法もその域に到達し得なかつた優秀なる成績を擧げることを得たと關係者が述べて居るのである。

嘗て獨逸が世界大戰によつて海外よりの原料の輸入杜絶に遇ひ、その科學陣を總動員して軍需品の原料を國内の物資によりまたは代用し或は合成して天然產を征服した。即ち火藥の原料たる智利硝石に代ふるに、空氣中の窒素固定に成功し、又ゴム原料に代ふるにイリプレーン、アセチレーンを以て合成し、又樟腦の如きは芳香屬低位誘導體例へばピネーンより合成し、或は日本刀の特異性を研究し、その成分中に含まれたるモリブデン其他の特異成分を發見したるが如き、自然を科學の力により能く征服して、假令大戰の結果は利あらざりしとはいへ、あれ迄に持久し得たことは、今以て吾人の鑑とするに足ると思ふのである。

時正に東亞の新狀勢に對處する上に於て、殊に物資の開發、代用の上に、我が新興科學陣が其の總力を發揮して、國策の遂行に一途邁進しつゝあるは、洋の東西、今昔に想を回らし、誠に意を強うするに足ると思ふのである。

茲に、現時に於ける代用品工業の外貌を紹介して、參考に供すると共に、本工業が洋々たる前途を有し、各分野に着々實施せられ、長期持久戰態勢に卽應しつゝある現狀に、吾人は認識を深め、一致協力、物資統制に充分なる理解を持ち、消極的消費方面に於ても、又積極的代用品考案の方面に於ても、些かたりとも之れに寄與するところあらんことを期すべきである。

(完)

少年保護相談所

三ケ所に設置店びらき

聖戰下青少年男女の健全なる發達を目標に財團法人日本少年保護協會では東京（五ヶ所）大阪（三ヶ所）名古屋（二ヶ所）の三大都市に十ヶ所の少年保護相談所を設けることとなつた、これは少年保護事業の街頭進出として注目されてゐるが大阪では大阪少年保護相談所（大阪東區本町四丁目津村別院北御堂診療所内）東淀川少年保護相談所（東淀川區中津濱通光德寺善隣館内）天王寺少年保護相談所（天王寺區伶人町大阪府社會事業會館内）の三ケ所に設置、一日から店開きする。

同相談所には相談員、考査員、輔導員、職業指導員などがあつて青少年男女に關聯しての家庭的相談、教育相談、職業指導の相談、智能精神の診査、不良化豫防ならびに保護教養など無料で親しく各種相談に應ずるもので個人的な事情その他については固く祕密を嚴守し子女の素質や性癖などで心を痛めてゐる一般の親達も安心して相談に行けるやうになつてゐる、所長は松井大阪少年審判所長が兼任する。

刑政第52巻第9号
矯正図書館

資料

プロシヤ刑務法（八）

第三款　出生、死亡

第百十條　受刑者ノ分娩期切迫シタルトキハ刑ノ執行指揮官廳ヲシテ姙婦ノ刑罰拘禁ノ中斷又ハ繼續若ハ他所ヘノ收容ノ決定ニ付時期ヲ失セシメザル樣速ニ報告スルコトヲ要ス。コノ通知ハ成ル可ク自ラ出生又ハ死亡ヲ知リ得タル者ニ於テ爲スコトヲ要ス。尙ソノ通知ニハ刑務所ノ記載、報告者ガ刑務所ノ官吏ナルコトノ記載、竝ニ當該ノ者ガ收容者タルコトノ記載ヲ避クルコトヲ要ス。

分娩所 Entbindungsanstalt ニ移送スベシ。

姙娠セル收容者ハ其ノ狀況ニ應ジテ之ヲ保護スベシ。適當ナル時期ニ於テハ助產婦ヲ付スコトヲ考慮スベシ。第一〇六條第二項乃至第五項ハ之ヲ準用スベシ。

拘禁中出生シタル子ハ醫師ノ必要ト認ムル期間之ヲ母ノ許ニ置クコトヲ要ス。母ヨリ分離スルモ差支ナキニ至リタルトキハ家族又ハ少年保護局 Jugendamt **ニ之ヲ引渡スベシ。子ヲ帶同スル母ハ成ル可ク緩和獨居拘禁ニ付スベシ。**

子ノ處遇竝ニ給養、衣類、臥具、作業及ビ戶外運動ノ場合ニ於ケル母ノ考慮ニ付テハ所長、刑務醫師ノ申出ニ基キ之ヲ定ム。

第百十一條　出生及ビ死亡ハ一八七五年二月六日戶籍ノ登記ニ關スル法律ニ基キ職務上之ヲ戶籍吏ニ通知スルコトヲ要ス。コノ通知ハ成ル可ク自ラ出生又ハ死亡ヲ知リ得タル者ニ於テ爲スコトヲ要ス。尙ソノ通知ニハ刑務所ノ記載、報告者ガ刑務所ノ官吏ナルコトノ記載、竝ニ當該ノ者ガ收容者タルコトノ記載ヲ避クルコトヲ要ス。

收容者ノ死亡ハ遲滯ナク之ヲ親族ニ通知スベシ。必要アルトキハ電信ヲ以テ通知スベシ。收容者ノ本籍地ノ警察官署竝ニ執行指揮官廳ニ通報スベシ。

醫師ハ死亡及ビ死因ヲ帳簿ニ記載スベシ。死亡ノ通知ヲ爲ストキハ同時ニ死亡者ノ親族ニ對シ其ノ埋葬ヲ引受クベキヤ否ニ付一定期間內、通常二十四時間內ニ回答スベキ旨ヲ要求スベシ。一定期間內ニ親族ノ引受ナキトキハ屍體ハ之ヲ所在地警察官署ニ引渡シ、警察官署ハ之ヲ地方的慣行ニ依リ埋葬シ又ハ學術ノ研究ノ爲ニ之ヲ利用ス。收容者ソノ屍體ヲカカル目的ニ利用サルルコトヲ肯ゼザリシ場合ニ於テハ所長ハ引渡ト同時ニコノ旨ヲ警察官署ニ通知スベシ。死刑ノ執行ヲ受ケタル者ノ屍體ニ付テハ刑事訴訟法第四五四條第五項ノ定ムルトコロニ依ル。

收容者變死シタリト認ムベキトキハ其ノ顚末ヲ書面ニ記載シ醫師ノ意見ヲ添ヘテ之ヲ檢事ニ報告スベシ。檢事又ハ區裁判所判事ノ文書ニ依ル承認アリタル場合ニ限リ屍體ニ對シ第三項ノ處分ヲ爲スコトヲ得。

收容者ノ遺留物ニシテ刑務所ノ保管セルモノハ請求ニ依リ之ヲ相續人ニ交付スベシ。但シ引渡請求權ガ差押ヘラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。埋葬費用ヲ負擔スベキ地方保護團體ニハ相當價格アル遺留物ノ存スルコトヲ通知スベシ。相續人ノ引渡請求權ノ差押及ビ轉付ナクシテ遺留物ヲ地方保護團體ニ引渡スニハ相續人ガ一年以內ニ引渡ノ請求ヲ爲サズ且ツ其ノ請求ノ期待スベカラザル場合ナルコトヲ要ス。相續人ノ知レザル死亡者ノ遺留物ノ取扱ニ關シテハ一九二四年十二月三日ノ命令（司法省公報 JMBl. **第四〇五頁）ヲ參照スベシ。收容者ノ作業賞與金計算高ハ遺產ニ屬セズ。但シ相續人ガ賜暇ヲ許サレタル收容者** beurlaubter Gefangenen **ノ扶養、醫師ノ治療又ハ埋葬ニ付費用ヲ負擔シ且ツ其ノ事情ニ依リ作業賞與金ヨリ之ヲ補償スルヲ妥當ナリト認メラルル場合ニ限リ監督官廳ノ認可ヲ得テ其ノ額ヲ請求ニ基キ相續人ニ支給スルコトヲ得。**

第九節　教誨

第百十二條　教誨ハ良心ヲ喚起シ且ツ神竝ニ親族、社會及ビ國家ニ對スル個人的責任及ビ自己ノ義務ノ意識ヲ收容者ニ旺盛ナラシムルモノナルコトヲ要ス。從テ宗教上ノ信仰心及ビ恩寵ノ眞正ナル布植ヨリ生ズル道義的價値ニ特別ナル意義ヲ置クモノトス。

各收容者ハ其ノ宗派ノ僧侶ノ訪問ヲ受ク。其ノ宗派ノ教誨師 ein Anstaltgeistlicher **ノ配置ナキトキハ收容者ハ其ノ宗派ノ僧侶ノ訪問ヲ願フコトヲ得。訪問ハ執務時間ニ之ヲ許ス。**

收容者ハ他ノ者ノ宗教的義務ノ履行ノ際ニコレヲ妨害シ又ハソレヲ阻害スルコトヲ得ズ。

受刑者ハ所長ニヨリテ一般ニ參加ヲ拒マレザル限リ其ノ宗派ノ禮拜ニ參加ス。

キリスト教ノ收容者ニハ教會廳ヨリ回付セラレタル祈禱書及詩歌集ヲ與フ、コノ外、新教ノ收容者ニハ讃美歌付ノ新譯全書ヲ、舊教ノ收容者ニハ問答示教書及ビ新譯全書又ハ聖史ヲ與フ。ユダヤ教ノ收容者ニハ祈禱書ヲ與フ。

拘禁中ハ他ノ宗派ニ改宗スルコトヲ許サズ。特別ノ理由アル場合ニ於テハ監督官廳關係僧侶ノ意見ヲ聽キコノ例外ヲ決定ス。

第百十三條　刑務所ニ教會堂又ハ禮拜堂ノ設備ナキ場合ニ於

テハ禮拜ノ爲一室ヲ設備スルコトヲ要ス。其ノ設備ハ簡潔、嚴肅且ツ宗教法規ニ適合スルモノナルコトヲ要ス。唱歌ニハオルガン又ハ風琴ニ依ル伴奏ヲ付スベシ。

キリスト教ノ禮拜ハ同一ノ場所ニ於テ之ヲ行フ。ユダヤ教ノ禮拜ハ特ニ設ケタル場所ニ於テ之ヲ行ヒ又ハ教場ヲ以テ之ニ充ツコトヲ要ス。

專任教誨師ハ各收容者ガ一週一回禮拜ニ參加シ得ル樣禮拜ヲ施行スルコトヲ要ス。專任教誨師アラザル場合ハ通例二週ニ一回、同宗派ノ收容者五十人ニ滿タザル場合ハ通例四週ニ一回禮拜ヲ行フ。

禮拜ハ原則トシテ日曜日及ビ祭日ニ之ヲ行フ。必要アル場合ニ於ハ就業日ニモ禮拜及ビバイブル會ヲ行フコトヲ得。

每年少クトモ四回、殊ニ復活祭ノ時期ニ於テハ收容者ニ懺悔式及ビ聖餐式ニ參加スルノ機會ヲ與フベシ。懺悔式ニハ教誨師ハ所長ノ同意ヲ得テ他ノ僧侶ヲ招聘スルコトヲ得。

病者區ニハ必要ニ應ジ特別ナル祈禱ヲ行フコトヲ得。

ユダヤ教ノ收容者ニ對シテハ安息日及ビユダヤ教ノ祭日ニ禮拜ヲ行フコトヲ得。

第十節　教育及ビ書籍

第百十四條　刑務所學校ハ主トシテ三十歲未滿ノ輕懲役及ビ重懲役受刑者ニシテ三月以上ノ刑期ヲ有スル者ニ付之ヲ考慮ス。其ノ他ノ收容者ト雖刑務所教師ノ意見ヲ聽キ之ヲ許スコトヲ得。

教育ニ當リテハ國法ニ對スル自發的ナ服從ノ思想竝ニ國民協同體ニ對スル忠實ナル歸依ノ思想ヲ喚起シ養成スルコトヲ第一義トスルコトヲ要ス。宗教ノ濛刺タル力以外ニ、此ノ場合ニ於テハ歷史、國民學及ビ鄕土誌ニヨリテ教育ノ目的ヲ定ムル上ノ有效ナル基礎及ビ支柱ヲ得ルモノトス。

教育ハ教案ニ依リテ之ヲ行フ。授業時間及ビ教材ノ配當ハ教案ニ依リテ定ム。教師ハ必要ニ應ジ教育ヲ階段ニ分ツコトヲ得。收容者ノ將來ノ生活ニ有用ナル專門學科ニ付特別課程ヲ設置スルコトニ留意スベシ。詳細ハ特別ナル教育規程ノ定ムルトコロニ依ル。

宗教教育ハ僧侶之ヲ爲ス。

ドイツ國歌及行進歌ハ教育竝ニ刑務所ノ合唱ニ於テ之ヲ練習セシムベシ。吹奏樂器ハ之ヲ許スベカラズ。讃美歌モ亦之ヲ練習スベシ。

第百十五條　收容者ニ對スル刑務所ノ文庫ハ就業セザル時間ニ之ヲ利用スルモノニシテ多數ノ教訓的、慰安的且ツ宗教的書籍及ビ雜誌ヲ備付クコトヲ要ス。其ノ貸與ニ當リテハ收容者ノ個性ヲ斟酌スルコトヲ要ス。文庫ノ管理者ハ教師トス。教師アラザルトキハ所長ハ他ノ適當ナル官吏ニ管理ヲ委任ス。純宗教的內容ノ書籍ハ教誨師之ヲ管理ス。

書籍及ビ雜誌ノ備付ニ當リテハ文庫ノ其他ノ任務ヲ顧慮シテ、自ラ肯定サレ且ツ力强ク向上シツツアル國民ノ精神ヲ抱懷シ眞正ナル共同體意識ノ敎養、國民的精神及ビ態度、宗教的及ビ道德的復興ヘノ意志ノ準備ヲ喚起シ促進スル如キ著作ニ特別ナル價値ヲ置クコトヲ要ス。非ドイツ的、非宗教的且ツ頽廢的內容ヲ有スル書籍及ビ雜誌ハ之ヲ除ク。

所長ハ適當ナル場合職業訓練ニ役立ツ限リ自辨ノ書籍及ビ雜誌ノ使用ヲ許スコトヲ得。

第百十六條　收容者ニハ自己ノ貨幣又ハ作業ニ依リテ得タル貨幣ヲ以テ刑務所新聞「燈臺」（„Leuchtturm“）ヲ購讀スルコトヲ許ス。然ラザル場合ニ於テモ著シク短期ノ刑期ニアラザルトキハ日常ノ出來事、殊ニ國民及ビ國家ニ於ケル現象ニ關シ其ノ成果及ビ業績ヲ表示スルコトニ依リ之ヲ適當ナル方法ヲ以テ收容者ニ知ラシムルコトヲ要ス。

新聞紙又ハ雜誌ノ購讀ハ第三級（第一二八條）ノ收容者ニ限リ之ヲ許ス。但シ國家的ニ非難ナキ新聞及ビ雜誌ニ限ル。新聞ノ內容秩序ヲ紊シ又ハ收容者ニ好マシカラザル影響ヲ與ヘ得ルモノナルトキハ其ノ號ノ全部又ハ一部ヲ抑留ス。

第十一節　接見及ビ信書ノ授發

第百十七條　接見ノ許可ハ所長之ヲ爲スモノトス。受刑者ニ在リテハ成年ノ親族ハ秩序又ハ保安ヲ害シ若ハ收容者ニ惡シキ影響ヲ與フル虞アル場合ノ外接見ノ許可ヲ拒マルルコトナシ。親族以外ノ者ニ對シテハ正當ナル利益ノ存スル場合又ハ其接見ガ收容者ニ好影響ヲ齎ラシ若ハ其ノ將來ノ生計ヲ改善スルコトヲ期待シ得ベキ場合ニ限リ接見ヲ許スコトヲ要ス。

接見ノ時間及ビ場所ハ所長之ヲ定ム。此ノ場合仕事ヲ有スル親族ハ其ノ勞働賃銀ヲ失ハザルタメ屢々日曜日ニ限リ接見ヲ行ヒ得ルモノナルコトヲ留意スベシ。接見ノ時間ハ通例少クトモ十五分ニ至ルコトヲ要ス（第一二七條、第一二八條參照）。接見室ニハ收容者又ハ接見人ノ正當ナル感情ヲ害スル如キ豫防設備ヲ避クルコトヲ要ス。但シ之ガ爲ニ秩序及ビ安全ヲ害スルコトヲ得ズ。

重懲役受刑者ハ三月ニ一回、輕懲役及ビ拘留受刑者ハ六週間ニ一回接見ヲ許ス。第三級ノ收容者ニハ第一二八條、少年ニハ第一四三條ヲ參照スベシ。收容者ノ法律事件又ハ營業關係若ハ將來ノ生計ニ關スル接見ハ所定ノ期間外ト雖之ヲ許スコトヲ得。

接見人ト受刑者トノ談話ハ刑務官ノ立會ノ下ニ且ツ官吏ニ理解シ得ル言語ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得。監督ハ注意シテ之ヲ行フコトヲ要ス。

接見ヲ濫用シタルトキハ卽時接見人ヲ退去セシム。

接見ハ身分帳又ハ特別ナル監督票ニ之ヲ記入スベシ。

第百十八條　重懲役受刑者、輕懲役受刑者及ビ加重拘留受刑

矯正図書館

者ニハ特定ノ期間ヲ置キテ書信ヲ發スルコトヲ許ス。階段的行刑（第一二八條）ニ於テ又ハ少年（第一四三條）ニ對シテ之ヨリ短キ期間ノ定ナキ限リ期間ハ重懲役受刑者ニ付二月毎ニ一回、輕懲役受刑者及ビ加重拘留受刑者ニ付四週毎ニ一回トス。

收容者ノ法律、營業又ハ保護事項ニ關スル書信及ビ其他急迫ナル事項ニ關スル文書ハ期間外ニ於テ所長之ヲ許スコトヲ得。

監督官廳ニ對スル陳情書（第三條）、ドイツ裁判所、檢事局及ビ人民代表ニ對スル陳情書ハ時間的制限ヲ付スコトナク之ヲ許ス。法律事項ニ付收容者ノ其他ノドイツ官廳、補佐人又ハ公證人ニ宛テタル文書、尙釋放者保護ニ從事スル協會又ハ設備ニ對スル文書ニ付亦同ジ。

濫用アリタル場合ハ信書ノ發受ヲ制限シ又ハ特定時期マデ禁止スルコトヲ得。

書信ハ通例日曜日ニ之ヲ認ムベキモノトス。緊急ナル場合ハ就業日ニ於テモ之ヲ許ス。但シ作業時間中ナラザルコトヲ要ス。

刑務所ニ入所後直チニ收容者ヲシテ親族ニ、根本的ニ理由アル利害關係ヲ有スル場合ニハ其他ノ者ニモ、其ノ入所ヲ通知セシムル機會ヲ、必要ナル場合ハ一回ハ國家ノ費用ヲ以テ與フルコトヲ要ス。

收容者官廳ニ書信ヲ發セントスルニ當リ他ノ意見ヲ求ムノ必要アルトキハ所長又ハ所長ノ定ムル官吏ハソノ意見ヲ定ムルニ付盡力スルモノトス。

無筆者ニ對シテハ必要ナル書信ハ刑務官之ヲ代筆スルコトヲ要ス。

第百十九條　認書ニ必要ナル物ハ刑務所ヨリ給與ス。郵稅ハ收容者ニ於テ負擔スルコトヲ要ス。收容者自己ノ費用又ハ作業賞與金ヲ有セザルトキハ必要ナル文書又ハ陳情書ニ對シテハ第八九條第六項ニ依リ郵稅ヲ立替フルコトヲ得。

俸給（Dienstsmarken）ノ使用ハ之ヲ許サズ。

收容者ハ其ノ認書ニ當リ不必要ニ長キニ渉ルコトヲ避クルコトヲ要ス。通例書信又ハ陳情書一通ニ付一枚ノ紙ヲ交付ス。但シ浩瀚ナル又ハ困難ナル法律事項ニ關スル場合ニ限リ特ニ例外ヲ許ス。

民事拘留者及ビ要塞拘禁者竝ニ第三級ノ收容者ニハ自己ノ書簡用紙ヲ使用スルコトヲ得。其他ノ收容者ニハ特ニ理由アル場合ニ於テ自己ノ書簡用紙ヲ使用スルコトヲ許ス。

第百二十條　讀ミ難キ又ハ形式及ビ調子ノ不適當ナル陳情書

ハ之ヲ進達スベカラズ。陳情書ニシテ禮儀ヲ紊ルモノ、侮蔑ニ渉ルモノ又ハ重要ナル事項ニ付明カニ不實ノ申立ヲナスモノナルトキハ收容者ニ責任アル場合懲罰ニ付スコトヲ要ス。規定ニ依リ監督官廳又ハ司法大臣ニ宛テタル陳情書ニ付テハ第七九條第四項ヲ參照スベシ。

其ノ文書ガ病的ナル情訴衝動ヨリ發シタル精神障礙者又ハ之ニ類スル收容者ノ陳情書ハ刑務醫師ノ同意ヲ得テ所長之ヲ抑留スルコトヲ得。其ノ陳情書ガ條理アル內容ヲ有スル場合ニ於テハ之ニ關シ再度陳情書ヲ認ムルコトヲ收容者ニ許スコトヲ要ス。抑留シタル陳情書ハ其後ノ取扱ニ付決定ヲ仰グ爲之ヲ監督官廳ノ代理官ニ其ノ最近ノ巡視ノ際ニ提出スルコトヲ要ス。

既ニ解決セル事件又ハ些細ナル事件ニ關スル陳情書ハ所長ノ指揮ニ依リ之ヲ收容者ノ身分帳ニ編綴ス。此ノ場合ニ於テハ之ヲ收容者ニ告知スベシ。此ノ處分ニ對シテハ情願ヲ許サズ。其ノ他ニ付テハ第二項第三段ヲ適用ス。

明カニ管轄セザル場所ニ宛テタル文書ハ刑務所ニ於テ之ヲ管轄スル場所ニ送達スベシ。收容者ガ官廳ニ非ラズシテ其ノ長個人又ハ其ノ官廳ノ官吏ニ宛テタル文書ハ之ハ官廳ニ送達スベシ。

「ライヒ」ノ長官、大臣又ハ「ライヒ」若ハ「プロイセン」ノ司法官廳ニ宛テタル陳情書ニハソノ陳情書ガ刑事事件、刑ノ執行指揮又ハ執行ニ關スル限リ次ノ諸項ヲ記載シタル副申ヲ添付スベシ。執行中ノ判決ノ日記番號、判決ヲ受ケタル者ノ氏名及ビ住所、犯行、宣告セラレタル刑、執行ノ狀況、殊ニ豫見シ得ベキ繰放ノ日、過剩拘禁（Überhaften）、行刑事項ニ付受刑者ノ陳情ガ爲サレタル場合ニ於テハ收容者ノ選ビタル宛名ニ關セズ所長ノ意見ヲ付シ且ツ現存セル事件ヲ附記シテ之ヲ監督官廳ニ提出スベシ。陳情書ガ監督官廳ニ於テ既ニ審議シ且ツ取消シ得ベキ裁決ニ對スル情願ヲ揭グル場合ニ於テハ監督官廳ハ其ノ陳情書ニ報告書ヲ添付シテ之ヲ司法大臣ニ進達ス。其他ノ場合ニ於テハ監督官廳自ラ之ヲ裁決ス。

恩赦ノ請願（Gnadenerweis）、刑ノ執行停止ノ請願（Gesuchen um Aussetzung der Strafvollstreckung）ニハ所長ノ意見ヲ添付スベシ。請願ヲ適當ト思料スル場合ニ於テハ收容者ノ宿所及ビ職業ガ確保サルルヤ否及ビ其ノ方法ニ付開申スベシ。收容者ノ恩赦ヲ請願セントスル私人ニ對シハ其行狀證明ヲ與フルコトナシ。

イタリアの新戒護職員服務規則 (五完)

ドイツ司法省地方裁判所 判事 法學博士

ウイルヘルム・ダリンガー

The new Italian Service Regulations for Custodial Officers

Dr. Wilhelm Dallinger

(E) 戒護職員の職務 (つづき)

次章 (六より八まで) は戒護課の高級職員の特殊の任務及び本分について規定してゐるのである。

戒護課長 (Leiter des Aufsichtsdienstes) は重立つた刑務所では、特に專任のものを置くが、其他の施設に於ては看守長 (Hauptwachtmeister) が其職を襲ふのであつて、所長 (Direktor) の許可を得て職員の勤務の分擔を定め、施設の安全、規律並びに秩序の維持に努め、すべての職員が現行の法規により賦課されたる義務を履行し、受刑者が法律上の身分に從つて服すべきすべての規則を遵守することに心を用ふる。彼は全施設内に於ける淸潔衞生を監督する。永續的價値を有する一切の命令及び處分は所長の署名と共に課長の署名を要するのである。法律又は命令に明文を以て規定せらるゝ任務の外に、戒護課長は戒護勤務の利益のため所長によりて發せらるゝ一切の命令及び委任を遂行する義務を負ふのである。(第百七十條)

戒護課長は外役並びに外役を擔當せる看守につき統督の任を負ふ。彼は外役に就く個々の作業班の班長を定め、班長にはグルツペ (班) の組織の一目瞭然たる名簿を交付する。課長は毎日施設出發前及び施設歸還後外役監視の職員を整列せしめ、一切の整頓せるや否やを檢し、各班の班長の報告を聽取する。彼はまた作業の進行を監視し、且つ、作業の組織、受刑者の作業の成績に於ける缺點の存否並びに割り當てられたる作業に對する個々の受刑者の適不適について注意を喚起する。更らにまた受刑者に對する處遇の寬に過ぎ又は嚴に過ぐるなきを保するため彼は時々作業監視を擔當する看守の指揮振りを不意に檢閱するのである。(第百七十一條)

專任戒護課長又は課長たる看守長の主たる任務は、第百七十

二條に從つて戒護職員の規律の維持である。この任務を履行するため彼は毎日所長室に出頭して、戒護事務の進行につき並びに職員の義務怠慢及び規律違反に關する報告をなし、且つ必要なる指令を受くるのである。同時に彼は其日に於ける受刑者の移動に關して豫め報告しなければならない。彼は、晝夜を問はず、時刻を變へて施設の內外に勤務中の職員を點檢して、彼等が克く職務を遂行してゐることを自身確かめなければならない。彼は一週一回すべての職員を召集して、重要なる法規並びに永續的價値ある命令を說明してやらなければならない。彼は日々の職員點呼に臨み且つ當日の命令を與へる。更らにまた、彼は見習職員並びに新服務規則第十七條による訓練所 (第一篇第三章參照) に於て十分の訓練を受けなかつたものに、武器の操縱を習はしめ且つ武器及び彈藥の保管を監督しなければならない。

次の第百七十三條は受刑者の規律に關する戒護課長の義務を規定してゐる。個々の施設の性質及び規定の目的に從つて受刑者の拘禁生活を取締る凡ての法規の遵奉に關する監察は、受刑者をして眞に規定の立法的精神の實現せられたりとの實感を抱かしむるがため、永續不變で徹底的であらねばならないのである。戒護課長は施設出入の際、若し必要と認むれば、できるならば自己の面前に於て、受刑者を檢索せしめなければならない。彼は施設の鍵を、夜間には正門の鍵をも保管し、且つ必要とあれば自身親しく事を視、でき得る限り頻繁に凡ての受刑者を訪ひて有り得べき不平苦情を聽取し、遲滯なくこれを所長に通告し、施設全部の錠、扉、內外の周壁の狀態の全きを確かめるため、二十四時間內に少くも五回上級職員の一人が施設內を巡檢して怠るなきことを監視しなければならないのである。夜間は一回自ら親しく巡檢しなければならないのである。受刑者への訪問は豫め文書を以て申請せられ、訪問者の窃かに物品を施設內に持ち込み又は持ち出さんと試みるものなきことを自ら確かめなければならない。午前は起床後夜間は就寢前受刑者の數を確かめさせなければならない。未決勾留に在るものに關しては、彼は判事よりの一切の指令を遂行しなければならぬ。彼は施設の安全、規律及び秩序に影響の存する限り、個個の受刑者の性格、態度並びに傾向を知るに努め、且つ受刑者の隔離に關する法規の精確に遂行せらるゝことに意を用ひなければならない。彼は、一人の受刑者も制規の服裝を着けざるなきよう、且つ、受刑者の移送に當りては、前以て醫官の診査の行はるるよう注意しなければならない。最後に、彼は施設內並びに受刑者の身邊の淸潔整齊に努めらるゝことを監視しなければならない。第百七十四條によれば戒護課長は施設內の營繕作業に受刑者を使用することについて種々の提案をなし、且つ、右の作業に割り宛てられたる受刑者の規則正しくその任務を果たすことを監視しなければならない。

第百七十七條は看守長補 (Unterhauptwachtmeister) に關

刑政第52巻第9号
矯正図書館

刑政第52巻第9号
矯正図書館

する規定で、看守長補は看守長の職務を補助し且つ所長並びに戒護課長の命令を遂行する。彼は受け取つた命令を更らに部下に傳へ且つその執行を監視する。彼は戒護課長又は看守長の不在又は差支の場合に代理を勤める。多くの看守長補の在る場合に、特別の理由により所長が別に命ずる所なき限り、右の代理の義務は故參のもの丶負ふ所となる。其他の事柄に關しては戒護課長の提案に基き所長は多くの看守長補の間に勤務の分擔を定める。多くの看守長のある場合には看守長補の任務は看守長に移し得るのである。

長く勤續して實力を認められた看守部長（Oberwachtmeister）は看守長補のゐない場合又は差支のある場合その任務を代つて遂行する。門衞、倉庫監守の地位、病舍に於ける監視には特に戒護課長の推薦で看守部長が任命される。看守部長のゐない場合には、その任務は必要なる特質を有つてゐる故參の他の戒護職員によつて遂行せらるゝのである。

第五篇の最後の章は轉任に關するものである。戒護職員は一時他の刑務所に勤務を命ぜられ得るのである（第百七十九條）。職權による轉任は主務省の處分にかゝるもので、主務省自身の意見による場合もあり又は所長の上申による場合もあり、懲罰としての勤務上の理由から又は確實なる家庭上又は健康上の理由から命ぜらるゝのである（第百八十一條）。職員は懲罰上又は職務上の理由に反對しない限り、轉任を申請することができる。この申請は通例今迄の場所に少くも二年間勤務したといふ條件と結びついてゐるのである。申請による轉任の場合は轉任手當は支給されない。第百八十三條によつて戒護職員の本人又は本人の妻の故郷たる地方の刑務所に勤務するよう取計らうことはできないのである。

(F) **積立金の管理**

第六篇は各職員の積立金及び個別積立金の總計よりなる一般積立金に關する詳細なる規定を包含する（第百九十四條）。普通職員に在りては二百リラ、騎馬職員に在りては五百リラを計上しなければならない各職員の積立金は主として被服料及び毎月十リラの掛金より成るもので（第百九十五條）、被服の收受及び被服費、並びに日用品の消耗費の償還、紛失せる武器の賠償及び破損したる武器の修繕費に充てられるのである。なほこの篇の詳細なる箇處については玆には述べない。

(G) **經過規定**

最後の第七篇は收結篇で、同時に經過規定を包含するものである。第二百五十四條によれば、この戒護服務規則で被拘禁者（detenuti）といふのは、刑事被告人、禁錮刑者及び保安處分により拘禁せらるゝものをいふのである。女子刑務所及び拘置所に於ける女子戒護職員に對する特別の規定の公布せらるゝまでは現行の規定が適用せらるゝのである。新戒護服務規則に相反する一切の法規は廢止せらるゝのである（第二百五十六條）。

（完）

Blätter für Gefängniskunde, September 1933

アルゼンチン共和國の行刑管理

國際委員J・M・バズ・アンチョレーナ教授報告
ブエノスアイレス行刑局長
ヂャン・J・オーコンノル博士起草

（本文は前號に引續き國際刑法及び刑務會議彙錄一九三八年度「特輯號」よりの譯出である。）

一 中央行刑管理

(1) 組織

聯邦或は國民行刑施設は、司法大臣と文部大臣に隷屬してゐる。文部大臣は、一九三三年九月三十日の行刑組織及び行刑制度に關する法律に依つて創設された行刑局指揮官を介してその職權を行使する。

同指揮官職は、行刑局長及び、ブエノスアイレス法律大學刑法教授、假釋放者及び釋放者の聯邦保護會長、中央精神病附屬研究所長、國民再犯登記所長から構成される評議委員會から成立してゐる。

分類研究所は、それ等の一般的に從つて活動する。同研究所は刑罰制度に關して指揮者の注意に資し、全受刑者の個性を研究し——例へばその社會的再適合の度合——條件附釋放に附すべきや否やに就き報告を作成する。

同研究所は又、各監獄の精神病附屬研究所を指導する中央精神病附屬研究所（犯罪學研究所）の活動を規制する。監獄の精神病附屬研究所はやがて全受刑者の臨床的心理・生理學を打建てることにならう。

(2) 組織の精神

監獄内の組織は次の三つから成る。——一、道德的、實際的教育の制度、二、受刑者の個性に適應した釋放後の職業の技術的訓練、三、收容者を再教育して、規律と秩序の習性を與へ、社會的人格の發展を目指す訓練組織。

二 施設

刑政第52巻第9号
矯正図書館

(1) 分類、收容能力、位置

アルゼンチン共和國の全領土中には、七十五の行刑施設がある。

聯邦政府は受刑者用中央監獄を二個所に設備してゐる。即ち、七百四の獨房を有するブエノスアイレス國民監獄（le Pénitencier national de Buenos-Ayres）八十の雜居房を有するブエノスアイレス女子監獄、ラ・テール・ド・フーの四百五十の獨房と百五十の雜居房を持つウスアイア監獄これでもある。

別に十二の國民未決監がある。ブエノスアイレス未決監には、八十の獨房と五百七十の雜居房がある。チヤコのレヒスタンシア監獄は、二百四十八の獨房と百二十の雜居房を有してゐる。フオルモサ、ミジオネス、ヌーケン、サンタ・クルーズの諸監獄は、百から二百の受刑者を收容する。ラ・パムパ、リオ・ネグロ、チユブットの諸州は各々二つの監獄を有する。尙その收容能力はいづれも百から二百の受刑者である。

女監に於ては未決拘禁者と受刑者は、相互に隔離して收容されてゐる。その建方は目下建築中の或は將來建築される監獄は獨房型式風の舍房（pavillons）から成る。諸州（les provinces）は全部で六十の監獄を有する。

(2) 指揮

各施設の直接的指揮は、所長に責任を負ふ職員に附託されてゐる。同職員は管理、作業、戒護等あらゆる仕事の長であり、副所長はこれを補佐する。副所長は工場の仕事の管理や指揮に任ずる。

所長は、行刑局長に對して自己の施設に關する統計的覺書や資料の月報、年報を提出する。その業務執行は定期的の視察に依つて監督を受ける。

三 職員

(1) 組織

ブエノスアイレス國民監獄、同未決監及びウスアイア監獄の職員は次の如き構成を持つ。即ち、所長、副所長、戒護課長、同副課長、看守長、看守、憲兵隊長（des chefs de la garde armée）、同士官、同軍曹、同伍長、憲兵（soldats）會計係、出納係、同各副手、管理主任、用度主任とその助手、作業課長、作業技手、工手、教務課長、教師、醫務課長、醫員、同助手、藥劑師、化學實驗所長、看護人、料理人及び同助手これである。

他のより重要でない施設に於ては、職員は仕事に應じて採用され、もつと少人數である。

(2) 募集と昇進の方法

行刑施設の職員として必要な條件は次の如きものである。

a アルゼンチン生れ、或は歸化人にして年齡二十一歳より三十歳迄の者で、身長少くとも一米六十五糎、それに相應せる體量を有するもの。

b 各自の職業の有技能者。下級官吏は少くとも讀書の出來る者。

c 警察の善行證明書を呈出する者。

d その勤務に適するとの醫師の決定を受けたるもの。

上級職員への昇進の道が開けてゐる。此の爲にその所屬長（ses chefs）は半年毎に、各職員を、教育、人格、行爲、知的・肉體的能力に關する各種の參考事項を書き入れた票に依つて分類する。

此の分類は、各職員に認知されることになつてゐる。その不當なる場合には何人も行刑局長に上申することが出來る。

(3) 職業教育

千九百十五年十二月三十一日に行刑學校（une école pénitentiaire）が、監獄職員の特別教育を充足する爲に設立された。だがその學校は間もなく閉校した。千九百二十四年一月二十四日再び經營されたが、今度も永續しなかつた。で今度は、行刑事業に必要欠くべからざる部門の學校が組織された。

下級職員は、自己の仕事にとつて必要な認識を與へる目的で爲されるその講義に出席する義務を負ふてゐる。

(4) 俸給

職員の俸給は施設の等級に從つて異つてゐる。所長は三百五十——千二百弗（モネダ・ナシオナル）、副所長は三百——九百弗（同）、戒護課長は三百——七百弗（同）、醫員は百五十——六百弗（同）の俸給を受ける。管理及び戒護職員の俸給は百五十——四百弗（同）である。

(5) 職員數と收容者數の比率

職員數と收容者數の比率は、該施設の收容者の種類に依存してゐる。監獄（les établissments destinés aux condamnés）にして多くの工場や教室を持つ施設は、より重大ならざる監獄よりも非常に多くの職員を要する。

七百四の獨房を持つ國民監獄には四百二十二人の職員がゐる。ラ・テール・ド・フーのウスアイア監獄は、實に五百二十五人の受刑者に對して三百二十二人の職員を持つてゐるのである。十一の地方（Territoires）未決監には、千八百十七人の受刑者に對して五百五十二人の職員がゐるに過ぎない。ブエノスアイレスの未決監には七百人の受刑者に對して四百二十九人の職員がゐる。

(6) 官舍その他の住居等

國家は上級職員にのみ官舍を供してゐる。下級職員には、

刑政第52巻第9号
矯正図書館

單にその勤務時間中にのみ住居を供するに過ぎない。目下建築中の地方の監獄に於ては、その附近に全職員の官舍を建築中である。

四　自由刑の執行

(1)　獨居或は雜居拘禁と累進處遇法

實際、アルゼンチンに於ては、行刑問題の最上解決策は獨居拘禁と考へられてゐる。受刑者は獨房で寢食し、教誨、慰安、勞働以外の時間は常にそこに閉ぢこもつたきりである。併しアルゼンチン共和國の人口が數年間に二倍し、犯罪人の數も亦增加したので、現在の行刑施設には充分な獨房數がなく、從つて受刑者は雜居房（dortoirs communs）に收容されねばならなかつた。だがそれは間に合せの手段に過ぎない。新しい獨居監房が竣功すれば直ちに獨居拘禁が一層普遍的な方法として採用されるだらう。

累進處遇法が自由刑に處せられた受刑者處遇法として採用されてゐる。その適用は受刑者の拘禁又は押送が指令されると同時に始まる。宣告されると同時に、受刑者は一定期間觀察に附せられる。中央精神病附屬研究所は個人の票を調製し、受刑者の觀察が必要な期間續けられる。判決文と受刑者の履歷書に添加された診察書が、分類研究所に廻送される。同研究所は受刑者が拘禁される施設に關し行刑局長に申告する。受刑者に關する定期的の考査が精神病附屬研究所の職員に依つて實施される。考査の結果や、教務課長、戒護課長、作業課長、所長の意見が分類研究所に提出される。その所長の決定に依つて、受刑者の昇進、押送、他の施設への移送がきまる。

受刑者は分類研究所の手を通じて、累進處遇法の種々の段階に適從して行く。最後の段階は半自由の時期であつて、その期間中受刑者は可能なる限り最低の拘束を受ける。

(2)　分　類

アルゼンチンの法律は男女共に受刑者及び被告人の絶對分離を規定してゐる。此の分類は各人を各種の施設に收容することに依つて實現されてゐる。

アルゼンチンに於ける犯罪は、犯罪者の二大群を表はしてゐる。それは性格と、血統と、各自の生活してゐる環境に依つて相異つてゐる。一つは都會出の犯罪者であり、他は田舍出の犯罪者であつて、各々その特性を持つてゐる。田舍出の犯罪者の中、再犯は十三%に達するに過ぎない。都會出の犯罪者中、再犯率は四十%に上る。行刑局は、非常に異つた社會的危險を構成するこれ等の二群を別個に收容することに努力してゐる。

(3)　作　業

作業は受刑者が病氣であるか、高齡であるかを除いて、一

律に强制的である。一日の勞働時間は八時間である。その目的は各受刑者に、その釋放後自己の生活費を得るべく各自の能力に適應した仕事を教育するに在る。

都會出の犯罪者に對しては、『作業監獄』（la «prison industrielle»）が設立されてゐる。その施設には、各種の作業教育に必要な裝置や機械が供與されてゐる。ブエノスアイレス國民監獄は此のやうな施設の一典型である。その建物は九ヘクタール以上の面積を占めてゐる。

田舍出の犯罪者のためには流刑地（colonie pénale）の形式が採用されてゐる。第一の流刑地建設のために選ばれた場所は六千ヘクタールの島である。建築作業の終了迄、田舍出の犯罪者は、その面積上農業組織が營まれ得る地方の設備で働らいてゐる。

財產管理制度が全作業に對して適用されてゐる。國家は一流の材料と、勞働機械を購求し、全勞働力をその職員の指揮下に働かせる。勞働の生產物は國家的必要充足のために使用される。如何なる作業も企業者のためには使はれない。實際、施設の建設には多くの受刑者を使用する。

受刑者は工賃（rémunération）を受ける。財產管理制度上、勞賃の率は次のやうに決定されてゐる。一人前の勞働者は日に一ペソ、未熟練勞働者は八十センターボ、手工業勞働者は六十——七十センターボ、洒掃勞働は二十——三十センターボ支給されてゐる。

受刑者工賃の一部はその生計費の支出をカバーする爲に使用される。判決がそれを決定した場合には、受刑者は亦、自己の犯罪に依つて惹起された損害と訴訟費用を辨償しなければならない。その額は自己の色々な必要を滿たした殘りの十%に過ぎない。それはその施設の責任者の指揮を受けてなされる。受刑者の收入として記帳された部分は、他日彼が自由を恢復した際に引渡される。若し受刑者が扶養すべき家族を持たず、損害賠償をしない場合には、彼は工賃の七十五%を受取る。國家は受刑者の扶養費として二十五%を控除するに過ぎない。反對の場合には、その家族のために二十五%、損害賠償のために二十五%を差引かれる、國家は二十五%を控除し、受刑者は二十五%を得るに過ぎない。

アルゼンチン監獄法は、勞働事故に對して受刑者の國家的保證を規定してゐる。

(4)　教育、宗教、慰安

行刑局長は受刑者教育の問題に多大の期待を示してゐる。それは受刑者の知的・道德的・職業的・體育的・社會的教育を含むものとの意見を持つてゐる。監獄は特に勞働の上に基礎づけられた共同體であらねばならぬ。しかもその共同體に於て、男女共に受刑者は、自己の能力に應じて知性を發展させ、自己を社會的生活により良く適應させる方向に指向する

刑政第52巻第9号
矯正図書館

方法が把持されねばならない。各施設は只一つの教育のプログラムを持つべきではなく、その總ての型式に從つて、累進制度の中で、その收容人口の等級に應じて個有のプログラムを持つべきである。

學校は全行刑施設中で機能する。一般的プログラムは次の如きものを含む。卽ち一、讀、書、國民的慣用語（idiome national）、道德、歷史、二、代數、地理、物理、博物、三、書法、藝術的・工業的繪畫法、園藝術（jardinage et horticulture）、タイプライター術これである。

教育は特に實際的な目的を追求する。

學校內の道德・宗教の教育はカトリックの牧師に託されてゐる。總て他宗の牧師も各施設に自由に出入することが出來る。受刑者は彼等の宗教を奉ずるも奉じないも自由である。全行刑施設は圖書館を持つてゐる。書籍の選擇は最も大きな關心の對象である。

ラヂオ、映畫、音樂・演劇の聽取は、施設內で、慰安の方法として許容されてゐる。野球（la pelote）、蹴球等の戶外運動が實施されてゐる。

面會は總ての行刑施設で許可されてゐる。收容者の直系尊族、血族（consanguins）の卑屬及び配偶、血族四等迄の傍係親二等親迄の姻族、後見人及び財產管理人の面會が許容されてゐる。犯罪者に依つて認知された一人或は多數の私生兒の母も彼と面會する權利を持つてゐる。

(5) 懲　罰

アルゼンチンに於ては、その行刑制度の目的は受刑者の資性を改造して、彼に規律と秩序の習性を與へ、その社會的人格を發展させることにある。當局は、社會的訓練なく、『自己統制』（self-control）の無能力者である犯罪者を、市民として集團的、道德的秩序の軌範を遵奉するやうに矯正せんと、努力してゐる。

各施設內に創設された審査會（un tribunal）は受刑者をその行狀に從つて等級づける。その審査會は、議長として副所長、顧問として戒護責任官（le chef de la Section pénale）（註一）と、教務課長より成る。受刑者の行狀は、優良、良、普通、不良、最不良の標準で認知される。

審査會は受刑者を分類して、彼等の行爲、作業に於ける勤怠、その進步、人格、傾向を考慮する、それ等は他の總べての特別なる狀態がその正當性を立證し得るものであらねばならぬ。

教務課長、作業課長、管區長（les surveillants des pavillons）は每週各受刑者の行狀、態度を報告する。

審査の依つてなされる分類は所長の指導下に在る、その認可を得て等級は受刑者に認知せしめられ、受刑者は審査處分が不當だと考へた時には、その告知から三日の期間で所長に上訴し得る。所長は審査會に諮問した後最終決定をする。

自己の行爲に因つて、受刑者は進級し、或は級を降下される。善行分類の各段階はそれに相應せる一連の優遇を受ける、彼等は滋養分を採り、增衣を受け、面會の範圍を擴張され、監房內により長い時間燈火を點け置くことが許される等等。

懲罰は、訓戒、善行に對して與へられた優遇の停止、夜間燈火使用の停止、接見書信受授禁止、三日間迄の暗室內への屛禁、單に寢臺付の暗室への最大十五日間の屛禁から成つてゐる。

病氣の場合には、懲罰の適用は醫師の意見に基づいて中止される。

獨居拘禁或は暗室屛禁の受刑者は每日戒護責任者或はその次席の訪問を受ける。暗室に屛禁されたものは、更に二日毎に醫員の訪問を受ける。その醫員は採用された方法が受刑者の健康に無害である事を立證しなければならない。

アルゼンチンの施設では無戒護制度（le système de confiance）は適用されてゐない。

（註一）戒護責任官（le chef de la Section pénale alcai）は全戒護職員の直接長官であり、自己の責任下に組織と訓練を置いてゐる。彼は亦被告人拘禁に關する施設の全勤務を指導する。

(6) 住居及び受刑者の衞生

監獄は一般に各監獄醫務課の監督を受けてゐる。週二回消毒劑で土地洗滌する。住居は定期的に白或は彩つて塗裝され使用される個所は每日淸掃される。

入浴は、各人の健康の狀態に差支へない限り、全受刑者は義務的である。

衣類は——消毒後別に洗濯される病衣を除いて——水、曹達、石鹼のは入つてゐる特別な鹵の中で煮沸される。それから石鹼水の滿ちたバケツに、次いで濯ぎ鹵で洗濯される。洗濯不可能の部分は消毒の爲乾燥爐（une étuve）の中に通される。

食糧制度。食糧は受刑者の干涉を受けることなしに監獄內の料理場で傭人に依つて調へられる。

食糧の獻立は一人前次の如し。パン五百五十瓦、肉五百瓦、馬鈴薯三百瓦、牛乳二百五十瓦、米六十瓦、揑粉（pâtes）四十瓦、隱元豆とエジプト豆六十瓦（haricots et pois chiches）各種の野菜二百瓦、植物油五瓦、動物油七瓦、食鹽三十瓦、香辛料（粉末）二瓦、ラード四瓦、珈琲六・半瓦、マテ茶（hierba maté）十瓦、砂糖五十三瓦。

日々の獻立は次の如し。朝食、牛乳入の珈琲とパン、晝食米か、揑粉か、挽割麥のスープ、それに野菜、スープ肉

刑政第52巻第9号
矯正図書館

(pot an feu) 付、小晝餉 (goûter)、牛乳とパンを混じて煮沸したマテ茶、夕食、野菜入捏粉或は米のスープ、野菜と肉のシチユー (ragoût de légumes et de viande)、捏粉或は米、馬鈴薯、ラード等。料理の皿は各種各樣で、全部常に一層深くするやうに配慮されてゐる。

五　或るグループの特別處遇

(1)　青　年

十八歲以上の青年に對しては、法典は何等特別の處遇を規定してゐない。

(2)　病者、結核患者

罹病した收容者は、傳染性や結核性患者に對する特別區を有する監獄內の病院或は休養室 (infirmeries) 內で手當てを受ける。

(3)　精神薄弱者

(4)　精神病者

無能力な心神異常者は、國民監獄の中央精神病附屬研究所（犯罪研究所）で手當を受け、該研究所長の指揮下に特別の制度に從つて處遇される。

犯罪前の旣往症にしろ、刑の執行中發病したにしろ、精神病者はそれが男性の場合は、ラス・メルセデス養育院 (l'Hôpice de las Mercedes) のルシオ・メレンデス區 (la pavillon Lucio Melendez) に、それが女性の場合には、國民精神病院 (l'Hôpital national d'aliénés) に收容される。

ラス・メルセデス養育院や國民精神病院はブエノスアイレスに在る。

(5)　其の他のグループ

一般の權利を侵害せる軍人は市民監獄に拘禁される。軍刑法に依つて罰せられる犯罪を犯した軍人は陸海軍に屬する施設內に拘禁される。それ等の施設は陸海軍責任者の指揮下に在り、その制度は軍隊的處遇に相應するものである。

豫　防

一　釋放者保護

釋放者の保護は各種の會に依つてその實蹟を擧げてゐる。それ等は國家の補助金を受け、行刑局長の指揮を受ける。

その活動は釋放者の保護に限定されてゐる。代表者は施設內を訪問する權利を持つが、それはまさに出獄せんとする受刑者を保護し、その相談に應ずるといふ目的に限られてゐる。

實際、十一の補助機關が聯邦首府や、それと同數の裁判管轄區から成つてゐる國民地區中に於て機能する。そして又、聯邦首府には法科大學の學生に依つて組織された一つの保護

機關があり、それは女監釋放者の保護に任じてゐる。

十四州中の大多數には、數個の保護團體があり、それ等はその活動を一層有效に統一的にする爲に、一つの聯合體にまとめ上げるべく目論まれてゐた。各團體は無償慈善事業家の稱號で奉仕してゐる人々の委員會に依つて指導されてゐる。

條件付釋放者を監督する爲に、それ等の保護會は一團の訪問者を使つてゐる。それ等の人々は中央委員會に依つて任命された職員であり、國家が支給する保護會基金で賄はれてゐる。

二　執行猶豫者或は條件附釋放者の監督

執行猶豫者は釋放者の保護會からは何等の監督を受けてゐない。

一方條件附釋放者に關しては、彼等は、釋放の狀態にあるといふ條件で、保護會の監督下（刑法第五節第十三條）にある。此の監督は廣汎な作用を持つてゐて、定期的に次のことが行はれる。(a) 釋放者が指示する家庭の監督、(b) 釋放者の狀態及び行爲を訊ねるための此の家庭訪問、(c) 困難な狀態にある時救助を與へて釋放者を元氣づけあらゆる場合に釋放者の生活方向を指導する、(d) 釋放者の職場に於ける勞働の指導と彼が實證する良き意志の認知。此等の使命は釋放者であるといふ印象を與へないために最大の注意を以て果されねばならぬ。

此の不斷の監督の外に、保護會は各種の釋放者及び刑餘者に、彼等が釋放されて就職した際には、その生活の資を得る爲に金錢上の援助を與へねばならない。

三　保護委員募集の方法

保護會はその協力者を、その高い教養と社會的仕事への獻身を以て知られた人々の間に於て求める。

D　少　年

アルゼンチン刑法は少年犯罪者に對して次の處分を爲す。即ち、十四歲以下の少年は刑を受けない。

事件の狀態や、該少年或はその父母、その後見人或は保護者の人格的條件が、その少年を彼等の保護に託することを危險ならしめる場合、裁判所は少年が滿十八歲に達する迄、少年矯正所收容を命ずる。若し彼等と少年の善行爲が認められた場合には十八歲以前に少年はその父母或は保護者の手許に返される。

若し該施設內に於ける少年の行爲が墮落し或は危險であると想像される場合には、裁判所は必要な檢證の後その拘留を二十一歲迄延期することが出來る。

若し少年が十四歲以上十八歲以下ならば、次の規定が遵守

刑政第52巻第9号
矯正図書館

されねばならぬ。

(a) 執行猶豫の適用を受くるに足る犯罪が惹起された場合裁判所は該少年を父母或は後見人、保護者、その他の人人の膝下に置くことが機宜に適したものでなく、危險の虞あるときは彼の矯正所收容を命ずる權利がある。

裁判所は滿二十一歳迄の收容を命ずることが出來る。釋放は一層早められもするし、又延期されることも有り得る——若し定められた期間が短か過ぎ、少年の條件がそれを必要とする場合は規定の最大限迄延期し得る。

(b) 犯罪がより長い刑罰を惹起した場合には、裁判所は未遂犯罪として減刑する權利がある。その減刑は三分の一から二分の一迄行ひ得る。

此の規定に依つて特別な施設に收容されねばならぬ少年達はリカルド・ギュテイエレスの家族的流刑地（la colonie-foyer）に送られる。そこで彼等は、犯罪者でない浮浪兒達と一緒に家族の家（maisons-foyers《Casas Hogares》）で生活する。

此の施設内に改悛の見込みのない少年達の家がある。

千九百十九年十月二十一日の法律第一萬九千百三號はアルゼンチンに於ける少年審判所を創設した。

此の法律は少年の父が無能力か或は貧窮者である時、親權に關する民法の規定を修正したものである。此の法律は主要

規定の中に、豫防拘禁は少年に適用されない、そして判事は被疑少年に對する廣汎な臨機處置の權利が與へられることを示してゐる。十四歳の少年は刑を受けないが、種々調査の後に判事の意見に從つて教育を授けられ、適當な仕事を教へ込まれる。若し少年が十四歳以上十八歳以下の場合には、判事は彼を保護施設の監督下に置き、或は公的・私的教育施設に二十一歳迄收容する。二十一歳で彼は一年或は二年の軍隊勤務に應召し、二十二歳で民法の規定に從つて成年に達する。

法律第一萬九百三號は又十八歳の少年の全事件を獨占的に審理する權利を持つ判事の任命を規定してゐる。

ブエノスアイレスの重輕罪控訴院（La chambre d'appel en matière criminelle et correctionelle de Buenos-Ayres）は、千九百十九年十月二十八日の判決中にこの特別判事を任命してゐる。

E 統計

アルゼンチン共和國の全人口は千二百萬の住民から成つてゐる。千九百三十二年三月一日、最近の國民行刑調査の日には受刑者數は全共和國で一萬一千六百四十七人でありその中男一萬一千三百八人、女三百三十九人である。第一審被告人數は六千百七十八人、その中男五千九百六十一人、女二百十七人、第一審判決後控訴中の被告人數は九百五十二人、中男九百二十七人、女二十五人である。

刑の確定せる者は四千五百十七人に達し、中、男四千四百二十人、女九十七人。

國民裁判管轄區の行刑施設平均人口數は受刑者三千四百五十九人、同年十二月三十一日は三千六百五十五人である。

F 一般的問題

一 結論

千九百三十三年の行刑組織及び刑罰制度に關する法律は、地方各州政府側からの一般的興味を喚起した。その法律は收容者の處遇に關する實踐に、絶對的の變化を呼び起し、近代的な思想に依つて現行行刑制度の改良に對して指導を與へた。

共和國中最重要なブエノスアイレスは、同州舊裁判管轄區内の受刑者專用に當てられてゐるシエラ・チカ監獄の擴張を實施し、田舍のオルモスに一女監を設立し、かくて監獄に充てられる建物の改良と擴張に努力してゐる。

サンタ・フエ州は最近コロンダに一千名の受刑者を收容する一大監獄の落成式を行つた。それは全部獨房で、平行舍房の型式で建てられ、廣い數多の工場があり、行刑技術の全

進歩が採り入れられてゐる。

ツウクウマン州も亦、行刑建築の最近の指導原理に依つて建てられた一つの新監獄を所有してゐる。政府は最近チヤナール・ボソに農業流刑地の建設を企圖してゐる。それは田舍出の受刑者に彼等に適した仕事の種類を授ける目的を以て建てられてゐる。

サンチヤゴ・デル・エステロ州は、その首都に於て五百人の受刑者を收容する新監獄の落成式を行つたばかりである。

コルドバ州とサルタ州とは亦新施設の建築中である。

特別法違反者（アルコール濫用、賭博等）——所謂犯罪ではないが、法律違反の事實に依つて收容された者——は各裁判所管轄區所屬の警察の特別區に收容され、その警察の手に委ねられる。

國民監獄組織に關する法律は、地方監獄の創意になる刑の執行制度を全國的に統一して中央管理の指揮下に置かんとする傾向を帶びてゐる。

二 將來の改革

監獄の組織と行刑制度に關する法律は千九百三十三年に出來たばかりで、未だ改正の計畫はない。併し、この法律は疑もなくその實踐を通じて、未來のモーメントを加へることが適當であるところの新しい諸原則を以て漸次に增補されて行くことを示唆してゐる。

刑政第52巻第9号
矯正図書館

海外時報

英國の行刑制度に於ける最近の發達 (二)

——Recent Developments in English Penal System——

ベルリン大學教授
ヴエルネル・ゲンツ

(二) 統計

(報告書には種々の事項に關する統計が揭げられてゐて、行刑研究家にとつては極めて有益な意味の深い材料ではあるが、一般讀者には煩いばかりで大して興味もあるまいと思はれるから、細かい處は省略して、玆處には、世界的に到處問題となつてゐる少年犯人の刑罰執行に關する統計について述べる。)

英國の行刑局(プリズン・コミッション)が少年に對する刑罰執行に負せた重大な意義はその年度報告に於て明白に示されてゐるのである。この報告は、あけすけた極めて公明な批判的態度で、內務省が全力を擧げて少年をプリズンより遠ざけようとし、まつこと收容處遇の必要なりと認められた場合には、プリズンに代ふるに感化施設たる內務省の認可學校(Approved school 又は Home Office School)(註—認可學校については、昭和十二年五月號「刑政」所載「英國に於ける少年犯人の敎化施設」參照)を以てし、更らにまた、十六歲以上二十三歲までの未成年には感化矯正の目的に副ふて組織されてゐるボースタル施設への拘禁を以てしようとする努力にも拘らず、英國の裁判所では今猶ほ餘りにも多くの少年に普通の刑務所に於ける禁錮刑を宣告してゐるといふ事實を確認して之を非難してゐるのである。

統計によると、一九三二—三七年間に重罪の宣告を受けたものは、

十六歲—二十一歲ノ男子	同ジク女子
1932……12663	1448
1933……11165	1342
1934……10757	1389
1935……10712	1373
1936……11907	1424
1937……12988	1602

となつてゐる。

この表をみても分明るが、少年犯罪は一九三二年度に於ける狀態より增加の傾向を示してゐるのであるが、これは事實上は一九三四年の英國の刑事統計の說明にもある通り、少年審判所法の實施された結果、法律の適用が一層嚴重になつたために外ならないのである。しかしながら、全體の結果からみて、大方

の豫期に反して英國の裁判所がこの現象を正しく認識評價してゐることは、裁判所が不必要な敎化的の意義を缺いた苛烈な刑罰を以て少年に臨むことを年を追ふて益々嫌忌するに至つた事實が之を證明してゐるのである。特に、固よりさうあるべきではあるが、青年の生活に破壞的な作用を及ぼし、殊に禁錮なる刑罰執行の形式に於て、彼等の一生に非常な禍害をかもし出すような手段を適用することを避けるやうになつてゐるのである。この禍害たる、決して只だにこの手段を適用された青少年各自の精神的並びに社會的の伸展發達に關するばかりではなく、彼等の個人としての經歷を、破壞しないまでも、少くともこれを阻害すると共に、等しくまた彼等の一員たる社會全體の品位素質を低下せしむるの危險を伴ふのである。(一)かゝる認識がいかに强く英國の裁判所の實際の裁判手續に影響したかは、一九三二年から三七年までに重罪の有罪宣告を受けた男女未成年者の幾何が或はボースタル拘禁に或は禁錮にそれ〳〵處せられてゐるかを語る次の一覽表によつて明かに示されてゐるのである。

A. 男子	有罪判決アリタルモノ	ボースタル	禁錮
1932……	12663	1011=7.90%	2653=20.95%
1933……	11165	854=7.65%	2253=20.18%
1934……	10757	793=7.37%	1894=17.51%
1935……	10712	686=6.40%	1608=15.95%
1936……	11907	776=6.52%	1237=10.39%
1937……	12988	875=6.74%	1275= 9.86%

B. 女子	有罪判決アリタルモノ	ボースタル	禁錮
1932……	1448	47=3.25%	128=8.84%
1933……	1342	44=3.28%	127=9.46%
1934……	1389	54=3.89%	128=9.22%
1935……	1373	35=2.55%	99=7.21%
1936……	1424	44=3.09%	77=5.41%
1937……	1602	57=3.56%	80=4.99%

(一)

一九三八年十一月二十九日、プロベーション並びに刑罰執行の改良に關する法律案を英國下院(House of Commons)に提出するに當りて試みたる大演說に於て、內務長官サミュール・ホーアは切に國民に訴へてゐるのである。

「禁錮は少年犯人の處遇方法として考へ得らるゝ最不適當な方法である。それは餘りに屢々只だ徒らに少年をしてけちな僞英雄たらしむるに終るのである。それは少年の發達に取り返しのつかない龜裂を生ぜしむるのである。彼等に何の利益を與へないばかりでなく、大抵の場合今まで刑を受けたことのないものに對して「プリズン」なる語の有つてゐる威嚇的效力を抹消してしまうのである。よく引合に出される語だが、「彼等は泣きながら入つて來て、そして笑ひながら出て行

刑政第52巻第9号
矯正図書館

くのである」(cThey come in crying and go out laughing)。其筋の統計によれば、十六歳以上二十一歳までの未成年者に對する微罪のための簡裁としての禁錮の適用は、最近六年間に有罪判決の約二一パーセントより一〇パーセントに減じてゐるのであつて、同じ年齢の女子に在つては、九パーセントより五パーセントに減じてゐるのである。ボースタル拘禁の適用さへも、男子に在つては一四パーセント以上の減少で、女子に在つては一元來件數は少いのであるが一殆んど增減はない。しかし、にも拘らず、一九三七年には猶ほ千二百七十五人の二十一歳以下の男子及び同じ年輩の八十人の女子が普通の禁錮に處せられたのである。一九三七年度のリポート(コムミッショナーの報告書)は、一九三七年に禁錮に處せられた千二百七十五人の未成年者の內四百十二人(三二パーセント)は未だ前科のないもので、百四十八人(一一・六パーセント)は罰金を支拂はないための代換刑としての自由刑に服さなければならなかつた事實を苦々しく非難してゐるのである。しかも、この百四十八人の內大部分の刑期は一ヶ月を越えない短期のものなのである。

少年の性格に鑑すべき禁錮刑の今猶ほ偸りにも頻繁に適用さるゝを憂へ、この悲しむべき失策を救ふために、英國の行刑局(Prison Commission)では、二十一歳未滿のものに對してボースタル拘禁以外に宣告せらるゝ凡ての自由刑は、その刑期の少くも一ヶ月に及ぶ限り、このために設けられたる五ヶ處の施設に於て執行せられざるべからざることを命じてゐるのである。

しかしながら、少年に對する刑罰執行の問題は更らに一層大なる刑罰の箇別化の問題の僅かに一部を成すものであつて、この刑罰の箇別化こそ英國の行刑の實務にたづさはる人々が中央官憲の活氣ある統督の下に、玆處十年來出來不出來のあつた中にもその實現に努めて來た所のものなのである。

(三) 受刑者の分類

刑罰の執行に於ける正しい個別的處遇の前提をなすものは受刑者の正しい分類である。

英國よのうな傳統を尊重する國柄では今更怪しむにも足らないが、英國の刑罰執行には極めて古臭い、しかもまた、極めて複雜な分類のシステム(方法)が存してゐて、色々異つた見解が一つのシステムの中に入り亂れて存在してゐるばかりでなく、時にはまた對立して相容れない場合があるのである。

一八六五年及び一八七七年の刑罰執行法(Prison Act)によつて、輕罪の有罪判決があつて而して「ハード・レーバー」(cHard labour)のない禁錮に處せられたものはすべて第一部(First division)に屬することになつたのである(註—「ハード・レーバー」は直譯すれば「苦しい勞働」で、以前はたしかにかういふ意味の內容を有つてゐたのであるが、今日では「ハード・レーバー」を有つてゐる禁錮といふのは、この禁錮に處せられた受刑者は刑期の最初の十四日間マトレッスのないベッドで寢ることを意味してゐるだけのものである)。驗慢罪で處刑された受刑者もこの部に屬するのである。而して、殘りのすべての受刑者が第二部に屬したのである。

一八九八年の刑罰執行法(Prison Act)では受刑者は三部に分たるゝことになつたのである。この法律は、「ハード・レーバー」が宣告されなかつた場合には、刑の宣告を受けたるものを第一部又は第二部に收容することを刑務所に指定する權限を裁判所に委ねてゐるのである。裁判所が何等の指定を爲さざりし場合には、「ハード・レーバー」のない凡ての受刑者は新たに設けられた第三部に屬することになつたのである。

しかしながら、この三部の區別は多少紙上の空文に止まつた嫌なきにあらずで、裁判所は偸りにも一般的にすぎたこの法規を以てしては大した效果は擧げることはできなかつたのである、で、實際の上では、現在では第一部には只だ政治上の性質を帶びた犯罪を行つた受刑者のみが屬せしめらるゝといふ結果になつてゐるのである。この部類の犯人は一九二三年六月七日のドイツの聯邦參議院の採擇した原則の意義に於ての「確信犯人」(cÜberzeugungstäter)に相當する特別のグループなのである。

第二部には、「猶ほ未だ道德的に墮落せず又は著しく犯罪的性癖を有つてゐない」受刑者が屬するのであつて、右の二部以外のものはすべて第三部に屬するのである。

第二部及び第三部の受刑者の處遇には別に差別は設けられてゐない。第一部の卽ち政治犯人に對する處遇は單に自由が剝奪さるゝだけで、作業の强制はない。

しかし、英國の裁判所は古い慣例に從つて殆んど御定法として「ハード・レーバー」のある禁錮を科するので、第二部に屬するものと考へられてゐる受刑者でもこのデイビヂオン(部)に入れられるものは其員數の三乃至五パーセントに過ぎないのである。

この適切とは言へない分類は、一八九八年以來新たな刑罰執行法で受刑者の第四のクラス卽ち所謂「スター・クラス」(星組)を作つたことによつて更らに其意義を失つてしまつたのである。このクラスには、猶ほ未だ重い刑を科せられたことなく、且つ、常習犯人又は道德的に墮落せるものと看做されない凡ての受刑者が屬するのである。語を換ゆれば、本來第二部に屬するものと考へられた受刑者なのである。しかしながら、新たに送られてきた受刑者を犯罪事實、經歷及び本人の人物印象に從つて「スター・クラス」又は「普通の受刑者」卽ちスター・クラス以外の受刑者の部のいづれかに差し向けるべきかを刑務所自ら判定しなければならないのであつて、しかも特にまたスター・クラスの一受刑者を、本人の態度からしかすべき理由ありと見れば、いつでも「普通受刑者」のクラスへ移し得るので

刑政第52巻第9号
矯正図書館

あるが、若し裁判所の判決で犯人が第二部に指定された場合は刑務所にこの權限はないのである。よし、たとへ判決が全然誤つた判決で、受刑者が全く反對に墮落しきつたものだといふことが分明かつた場合でさへも、刑務所は彼をこの第二部に其まに置いて、他の受刑者に惡影響を及ぼすのを默つて視てゐなければならないのである。

以上の部やクラスと共に、なほまた所謂「特別級」(Special Class)といふのがある。このクラスには、凡て他のものから切り離なされて、只だ受刑者の年齢の點から定められた、二十一歳より二十六歳までの犯罪性の深くしみこんでゐる受刑者が包括されるのである。この特別のクラスを設けたのは、この年齢に屬する受刑者は或る點で常習犯人の候補者ともいふべきものではあるが、然しまた一方では、教化に成功し得るといふ特別の希望を懷きうるだけに猶ほ十分若いのでもあるからといふ熟慮に出でたもので、このクラスに屬する受刑者は硬化してしまつた札つき犯人(chartered offenders)から嚴に隔離して特に峻烈な規律に服せしめらるゝのである。

行刑局では、先づ試驗的にランカスター刑務所でこのクラスの隔離處遇をやつてみたのである。然るに、爾來色々の方面から集まつた經驗に徵してみるとこのシステムの有望なことが認められたので、今日では各處の刑務所にこのスペシアル・クラスが設けらるゝことになつたのである。このスペシアル・クラスには、前記の第三部に指定せられ又は「ハード・レーバー」を宣告され、而して、スター・クラスへの收容を正當なものにする條件の具はつてゐない少年もまた屬するのである。例外の場合ではあるが、處遇上便なりとすれば、刑務所の所長は二十六歳より三十歳までの受刑者をこのクラスに配屬せしむることができるのである。

以上の通りで、錯雜以上に實にやゝこしい分類の方法で、實際はともかく、理論としてもかゝる分類は此等の個々のグループを施設に應じて夫々隔離して拘禁するとのできる多くの施設が意の儘になるような大都市に於てのみ實行可能なのであつて然も、この四つのクラスの凡ての受刑者(刑期一ヶ月の少年、第二部(之に加へてスター・クラス)、スペシアル・クラス及び普通受刑者)を同じ一つの、しかも古物展覽會に出陳したいような古い建物の中に收容するのであつて、かうなればこのために却て分類の一切の意義は失はれてしまうことになるのである。

しかし、一九〇八年のボースタル施設の創設と共に受刑者の分類に一つの重要な進歩が現はれたのである。即ち、普通の刑務所及び正規の刑罰執行から大部分の少年受刑者を除外することになつたのである。これについては後段に改めて述べることにする。

(四) ウエークフイールド・プリズン

このボースタル施設に於ける青少年の刑罰執行の成績の良好であつたのに鑑みて、それから得られた教訓と經驗とを移して以てこれを成年者の刑罰執行に應用してみたらといふ考へが當局の間に旺んになつて來て、終に、從來支持されてきた皮相的な見地からでなく、一歩進んで犯罪傾向の深淺大小に從ひ、且つ、ボースタル施設に於て行はれてゐるように、刑事生物學上の驗査によつて知り得られた彼等の敎化訓練に對する感受性の多少に從つて受刑者を分類するといふ計畫を立て、これがために、先づ手始めにウエークフイールド(Wakefield-イングランドのヨークシヤー縣の一市、ロンドンより北々西百七十五哩)のプリズンを試驗施設としてこれに充てたのである。このプリズンはこれまで閉鎖されてゐたのであるが、一九二三年更らに再びこの試驗施設として開所されたのである。

この施設は少くも刑期六ヶ月に滿つる受刑者を收容するために設けられたもので、この新しい計畫の實施の初めに當りては次の三つのグループの受刑者を收容したのである。

(a) スター・クラス及び第二部の受刑者——即ち、初犯者又は他の種々の理由より其の性格及び行爲の常習的犯罪傾向を推定せしむるに至らざるもの。

(b) 特別級(special class)の受刑者——即ち、二十一歳より二十六歳までの累犯者。

(c) 通常受刑者——即ち、(a)及び(b)のグループの條件を具せざる累犯者。

この三つのグループは力の及ぶ限り隔離されたのである。——ウエークフイールドでは、あれ是れと長い間色々と多方面の實驗が試みられたのである。一九三二年には、通常受刑者のグループは再びこの施設から遠ざけられ、且つ、スペシアル・クラス(特別級)も非常に減せられて、このグループに屬する受刑者の數は全收容者の二〇%にも達しない程になつたのである。

といふわけは、かくして受刑者の主たるグループがスター・クラスの受刑者のみから成るということになれば、このクラスのものは大部分年齢の高いものではあるしするから、必ずや數に於て甚しく劣つた年の若い「レピーター」(累犯者)のグループにとつて爲めになる影響を及ぼすであらうということを熟慮した結果此擧に出でたものである。

更に、しばらくしてから、ウエークフイールドでは、已に刑期の大部分を終了して且つ性格上この施設に適合するものと思はるゝ懲役刑者を收容したのである。かくして、英國の行刑局ではプロベーション(保護觀察)及び刑罰執行改良法律案の草案に計畫せられたる懲役(penal servitude)の完全なる廢止を草案の成るに先立つて已に夙く實行してゐたのである。ウエークフイールド・プリズンの所長の報告(一九三六年)によればこの施設の收容人員は已に一九三六年に於てスター・クラスの懲役刑者の一四・三パーセント、このクラスの禁錮者の七六パ

刑政第52巻第9号
矯正図書館

ーセント及びスペシアル・クラスの受刑者（二十一歳―二十六歳）の九・七パーセントより成つてゐたのである。

ウエークフイールドに於ける刑罰執行のシステムは他の成年者の行刑施設のそれから著しく異つてゐるのである。段階に於ける刑罰執行（階級處遇）は玆處では全施設の色彩を決定するほどの重要なロール（役割）を演じてゐるのである。その處遇すべての受刑者は悉く作業に就くのであつて、作業には賃金が支拂はれる。賃金は一週二片から十一片（2-11d）の間を上下してゐる。

毎日の作業のない自由時間には喫煙のできる特別の休憩室が受刑者の自由な使用に任かせられてゐるのである。

まで錠はかけられないでゐるのである。

この施設に於けるセル（居房）は朝は六時半から夜は八時半

への往復に於ける受刑者の作業班の指揮も彼等に委ねらるゝのである。

一九三三年以來ウエークフイールド・プリズンは農場としてのキャンプを所有することになつたのである。キャンプはプリズンから約九哩離れてゐて、今日では一人の司令たる職員の下に八十人の受刑者が定住することになつたのである。この受刑者達は多くのバラックに住んでゐるのであつて、各個のバラックは二部の「メス」（班―前掲）に分たれてゐて、各メスはプリズンに於けると同じくこのグループのストローク（先輩）によつて指揮せられてゐる。豬は毎日プリズンから二十人乃至四十人の受刑者がオート（自動車）でこのキャンプへ働きにやつてくるのである。

キャンプに於ける監視はミニマム（最小限）にまで制限されてゐるのであつて、監視に當る職員は僅かに三人に過ぎないのである。

受刑者はキャンプに於ては廣い範圍で運動の自由を有つてゐるのである。周壁も鐵柵も施してはない。立木の周圍に白線の輪を畫いて施設の敷地の境目の標識にしてあり、その境目の傍にはすぐと公衆の道路が通じてゐるのである。にも拘らず―それがためと言つた方が可いかもしれない―規律違反は極めて稀れで、これまで一人の受刑者もこのキャンプから逐ひ出されるの必要の認められたものはなかつたのである。キャンプに於ては、何等外部的な強制があつて受刑者の己れに置かれた信頼を濫用することを妨げてゐるのではない。只だ、この信頼に背くことは、自分ばかりではなく自分と共にキャンプにゐるすべての受刑者に與へられてゐる自由を危ふするものであるといふ考へが、よく彼等をして信頼に背かざらしめてゐるのである。

キャンプに於ける作業は農場仕事で、開墾、牧畜養鷄、果樹栽培等である。

また、このキャンプの受刑者には別に自由時間に使用することを許されてゐるバラックが與へられてゐて、ラヂオが備へつけてあり、且つ、ピンポン其他の娯樂の機會が作られることになつてゐる。處々のバラックの前には花壇が造られてゐて、四季折々の花卉が植ゑられてゐるのである。なほ亦た、世界大戰當時戰線に創立された YOC.H 協會のこの地方の支部の會員が自由時間には受刑者を訪ねてきて、受刑者と一緒になつて討論の夕や合唱の夕を催ほすのである。この協會は初めは戰友の間に結ばれた友愛機關であつたが、今では廣くイングランドの社會問題を解決せんがために、このカメレードシップ（友愛）の精神を長く保存しようと努めてゐるのである。

ウエークフイールドに於ける新しい處遇方法によつて獲られた經驗は極めて良好で、近く期待されてゐる英國の刑罰執行の改良事業に重大な役割を演じ得るものと思はれてゐる位で、已に近い內に同種のキャンプがインクランドの南部地方に設けらるゝことになつてゐるのである（一九三六年行刑局年報）。

いかなる程度までウエークフイールドに於て遂行された新しい試みが受刑者の釋放後時を過ぎてまで好い效果を有ち得たか、といふことを分明ならしむるために、行刑局では、ウエークフイールドを出た受刑者にして犯罪を行つたものゝケースを一々行刑局に報告するといふ協定を英國の警察當局と結んだのである。一九三七年の行刑局の年報はこの報告の最近の結果に關する一覽表を揭げてゐるが、これによると一九三一年より一九三七年までに全部で四千百六十七人の受刑者がこのウエークフイールドを出でたのであつて、其內七百五十人卽ち一八パーセントが再び罪を犯かし、殘りの三千四百十七人卽ち八二パーセントは再び罪を犯かさなかつたことが分明になつたのである。

前きに期待されてゐたように、この表に於てはスター・クラスのパーセンテージがスペシアル・クラスのそれよりも遙かに

刑政第52巻第9号
矯正図書館

立ち勝さつてゐるのである。卽ち、一九三一年以來のスター・クラスの三千六百六十八人の受刑者の內で僅かに五百二十八人—一四・四パーセントが再び罪を犯かし、殘りの二千百四十人—八五・六パーセントは罪を犯かさなかつたのである。之に反して、スペシアル・クラスに在つては、受刑者四百九十九人の內二百二十二人—四四・五パーセントの累犯者を出してゐるのである。

一九二五年には、ウエークフイールドを模範として、ロンドン警察管內のスター・クラスの犯人のための特別施設としてロンドンの西郊にワームウツド・スクラツブス・プリズンが設けられ、更らに一九三一年には犯罪傾向著しい三十歲以下の受刑者のためにチエルムスホード・プリズンが設立せられたのである。しかしながら、この二つの施設に在つては、主として分類に重きを置き、今日もなほ大々的にウエークフイールドの刑罰執行方法を踏襲することはしてはゐないのである。

（つゞく）

Monats chrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Juni 1939

全國少年審判所の昭和十四年四月中取扱少年數

全國少年審判所に於て昭和十四年四月中取扱ひたる少年の數左の如し。

新に受理したるもの二千二人、之に舊受七百二人を加ふれば總計二千七百八人にして、終局したるもの千六百九十三人、內少年法第四條に依り保護處分の必要なく、又は保護の五百六十一人、差當り保護處分をなす能はざるため審判を開始せざるもの千百二十三人、他の少年審判所に送致九人にして未濟千十五人なり。

之を前年同月に比較すれば舊受八十四人、新受二二七人、審判不開始百七十人、保護處分百四十四人を孰れも減少し、未濟三人を增加せり。

——法律新聞より——

先輩にものを聽く會 (三)

日時　昭和拾四年壹月廿九日　自午後壹時　至〃八時

場所　南浦園

出席者

元大阪刑務所長　杉野喜祐氏
同　上　坪井直彥氏
元京都刑務所長　赤塚源二郎氏
元岐阜刑務所長　青木七太郎氏
元高松刑務所長　淺間德三郎氏
元神戸刑務所長　佐野佳夫氏
元靜岡刑務所長　齋藤敬二氏
元巢鴨刑務所教務課長　武田慧宏氏
神戸刑務所長　戶田作造氏
京都刑務所長　長山始氏
奈良刑務所長　松岡武四郎氏
滋賀刑務所長　小川太郎氏
姬路少年刑務所長　永田正之助氏
大久保建築出張所長　守田千松氏
和歌山刑務支所長　益山喜三郎氏
北區刑務支所長　楠本順作氏

主催者側

岡部刑務所長
掛樋典獄補
小和田典獄補
三重野看守長
大畑看守長
楠下教誨師

先輩にものを聽く會

杉野　私は逃走囚に感化させられたと云ふ事があります。

元來私は酒を呑むと直ぐ顏が眞赤になる質なのですが、其の頃、私は晚酌を五勺程宛する習慣だつた、處が或る夏の夕方、役所から歸つて一風呂浴びて例に依つて晚酌をやつて居ると〝逃走だ〟と云ふ知らせがあつたが顏が眞赤になつて居て、誠に恥かしいが兎に角、登廳した。そして色々聞いて見たが點檢の時に居たが食事の時には既に姿が見えず、而も何

處にも逃走の形跡がないと云ふので、それでは何處か構内にひそんで居るに違ひないから捜せと總掛りでやつて見たがどうしても見當らないと云ふ、それで色々尋ね合せて見た所、そいつは藥工場に出役して居り、其の工場では點檢後藥屑を捨てる爲め工場外に出ると云ふ事が判り、それでは其の中にひそんで居て逃走したに違ひないと云ふ事になり行つて見たところ人がもぐつて居た樣な穴が有つたので、早速捜査の手配をした結果、幸ひ幾何もなく逮捕する事が出來たが、それ以來私は晩酌を決してやらない事にしました。

坪井　杉野君の前任の田中義達典獄も晩酌をやつて居たが、酔がさめてから構内を巡回すると云ふ習慣だつたのでどうしても晩の十一時或は十一時半頃になつて幹部以下夜勤の看守も閉口したとの事でした。

戸田　これは偽らざる所として先程の震災の時の事に就いてだが、武田氏の讃名は夙に私達もお聞きして感じ入つて居ります。

岡部　今度は話題を變へて

◇御在職當時のいろ〳〵な新らしき試み

と謂つたものをお伺ひ致し度いのですが。

武田　先づ久留米で少年に對する累進處遇が第一に試みられましたがあの頃は丁度、戸田さんが居られましたが。

戸田　いやあれに就いては全くやり過ぎて失敗だつたと思ひます、私は久留米少年で自治もやらせました、丁度、トーマス・モツト・オスボーンの例にならつて――だがこれも矢張りやり過ぎて失敗でした、何でも極端なのは駄目で物事には中庸と云ふ事が大切であるとつくづく考へさせられました。

杉野　指紋の前に、ロンブロゾーの耳の研究を赤田先生に就いてやりました、が仲々むづかしいものでした、顔をかくしても耳丈出してやるのですが、丁度名古屋でやつた時先生がやると此の耳はどうだあの耳はどうだと實に明確に云つてのけられるのですが、扨て私達が見るとどれもこれも悉く同じ型の耳に見えてさつぱり判斷がつかず閉口しました。（笑聲）

小川　軍事教練と云つた樣なものは？。

坪井　懲治監で隨分やつたとの事です。

武田　懲治人に軍歌を唱はせ、作業後に廣場で教練をやつたが山上さんが來られた時何と云ふ事をするのだ〻とひどく叱られたものでした。

戸田　あの時分は行刑に對する試みは典獄がやりそれに局が從ふと云ふ樣に獻策が通りましたが。

坪井　全くあの頃は何でも默つてやらせて〻と見て居たと云ふ狀態でしたね。

川越　ではダンスもやらせたし遠足もやらせました。

岡部　ダンスは職員も共にですか。

坪井　さうです、明治三十八九年頃でした。

松岡　巢鴨の少年に水風呂をやらせたと聞いて居りますが、あれは全國的に大分やつたらしく坪井さんの發案に基くものだと聞いて居りましたが。

坪井　どうですかハヽ……然し冷水摩擦は時間がかゝりますからね。

岡部　ぬるま湯でやると却つて風邪を引くそうで、冷水でやると風邪など決して引かなかつたさうですね、又先に何人も入浴した後だと體温で次第にぬる〳〵なつて來てその方では風邪を引かなかつたさうですね。

坪井　全くあれには皆が閉口して居たやうです、多など薄氷の張つた中に飛び込むのなどとてもいやがつて、後で入ると幾分ぬる〳〵なつて居ると云ふので皆あとに入らうとする爲め順番を定めて順轉でやらせたものでした。

松岡　黒木さんが十勝監獄で明治三十五六年頃、讃美歌を唱はせたのは非常によかつたさうですが、あの人はクリスチヤンで其の宣傳が强制的だつたと云ふ點で隨分非難もあつた樣ですね、讃美歌を唱ふのは少年であつたのですがしまひには讃美歌を唱ふ者は悉く少年處遇をしたと云ひますからね、其の當時のオルガンがあそこには今も殘つて居りますよ。

武田　坪井さんが就寢前に歌を唱はせたとか聞いて居りましたが。

坪井　あれは就寢前にオルガンをひかせて感謝の歌を唱はせたのでしたが、身體の疲勞恢復の上に非常に良かつたと思ひます。

武田　歌は非常に良いと思つて居た矢先だつたので感じ入りました。

岡部　全く歌は精神的慰安の上に於て良い樣に思ひますね。

武田　それも就寢前は特に宜敷いですね。

岡部　私は大阪に參りまして食事の前に收容者が頂きますと云つて居るのを聽きましてこれは非常によいと思ひました。それから今では〝對食傷〟をとなへさせて居りますが……。

次に

◇行刑人の生活信條

例へば如何にして收容者を感化して來たかと云つた樣な事を伺ひ度いと思ふのですが、杉野さん如何でせう。

杉野　これは誠に難しい問題ですね。

小川　全國の刑務所で門標にでも、例へばエルマイラに於ける〝此の門を入る者は……〟と云つた様な語を書いて掲げて居るやうな所はないでせうか。

岡部　それは有りませんね。

坪井　刑務官の信條としては〝累犯者救ひ得る〟と云ふのでなければなりませんが、其の信條が狂ふやうな事はないでせうか。私も在職中は斯く信じて居たのですが職を離れると其の信條が狂ひ出し世間の犯罪者非難の聲が理解出來るやうな傾向が強くなつて來る様に思はれます。

岡部　今迄經驗した事は有りませぬ、何分私達の生命ですから出來得ればそれ一筋に生き度いものです。

武田　累犯者で全く仕方のない者の親が私達の所へやつて來て色々と其者の缺點を並べ立てて〝あの様な親不孝者は早く死んで呉れたらよい〟と云ふた事が有りました、私も色々と其の親の話を聞き本人の悪い事は悉く知り過ぎる程知つて居ります所からつい親に同情して了つて〝そうですね、私も同じ様に考へますが〟と相槌を打つと、意外にも其の親が今度は非常に不滿の意を表して怒つて歸つて了つた、親と云ふものは兒供がどんなに悪くて決して救ひ得ないものであるにしても其の色々の點を善意に解釋して決して駄目だなどとは考へないものであると云ふ事を私は其の時初めて判るやうな氣がしてそれ以後に於てはどんな場合に立到つても決してそんな事を云はない様に心掛けて〝いや兒供さんは、きつと善くなりますよ〟と答へるやうに致して來て居ります。要するに、彼等を敎化するに際して其の親の切なる心を彼等に知らせ親心を彼等に取次ぐ様に勉めて來ました、そしてこれを私の敎化の信條と致して來て居ります。

岡部　學問的に考へるとこんな者はと思つても親は何時か良くなるものと考へてあてにして居るから吾々も其の心を生かして行き度いと思ふやうになつて來たのです。

杉野　要するに、親の心が子に通ぜず、子の心が親に通ぜぬ所に缺點があると云ふことは確かですね、或る呉服屋の娘が墮落して度々刑を受けたので親の事を色々と調べる一方、本人に家に歸るかと聞くと親が入れて呉れたら歸ると云ふ、そこで親の意見を聞くと、あれを入れると商賣迄駄目になると云ふ、然らば、親が捨てると尚更世間が捨てて本人は益々悪道に深入りをし結局親や親族の立場が愈々悪くなるではないかと段々說いて行くと遂に引取ると云ふ事に話が纏つた、所がその後同人は再び悪を爲さぬと云ふ事です。親が子を家に入れてやらないとか何とか云ふのは子の眞情を親が理解しないからで知れば決して親は捨てて顧みないと云つた氣持になれず、子も亦悪行を累ねぬ事になる事でせう。

齋藤　小松島の或る農夫の三男で再三犯を累ねた極めて悪い男が居りました、或る時、飛彈の高山の刑務所からの照會で其の男が非常に行刑成績が良くなつたから假釋放をし度いが家庭との關係がどうも良くないから融和を圖つて呉れと云ふので其家に行つて見た所家庭は相當なものであり皆眞面目に働いて居たそこで父親に色々譯を話して引取方を勸めるが以前の悪業に懲りて居ると述べ立てて決して引取る等と云はないそれでは段々說いて行くと今丁度長男が外出してゐて駄目だから歸つて來たら相談して返事をするとの事なので其日はそれで歸り又日を改めて行つた所、長男が云ふのに弟が歸つて來ると妻は必らず離緣を迫るに違ひないから絶對駄目だと云ふが色々說いて居ると次室に母が病臥して居るから母に尋ねて呉れと云ふので其室に行くと母は泣きじやくつて居り其の話に依ると自分は此の部屋に寢て居て先日貴殿が夫に話して居られた事も亦今長男と話して居られた事も殘らず聞いて他人のあなたが私のあの無賴の息子の爲めに、そんなに迄心配して下さつて居るのかと思ふと、有難くて泣けて來て仕方がありません、が然し今も長男が申して居りました様に、あれが歸つて來ると長男の嫁は離別を申出て、家庭の平和を紊すこと必定ですから、幸ひ德島にあれの叔父に當るのが居りますのでそれに話して引取つてもらふやうに願ひ度いと云ひ、そしてあれは出して頂くにしても着る物も何もない筈です、あそこの風呂敷包の中に着物が入れてあるから送つてやつて頂き度いと云ふので、色々譯を聞いて見ると、此の母親と云ふのが實は中風症で半身不隨となつて居るのですが、それにも拘らず、先日自分が來て其の夫と話して居るのを聞き息子の事を思ふと矢も楯もたまらず、着物の事を思ひ出すと早速押入まで這つて行き布を取出して見たが、永い間家を外にして居る事だから寸法も確かな事が判らずおよそ考へて、他の者に見付かると叱られるから目を盜んでは不自由な手に針を運ばせてやつと仕上げたと云ふので、其母親の眞心を聞くと泣かせられて了つた、それで早速德島で廻漕業を大きく營んで居る其叔父と云ふ人の所に行つたのですが、最初はどうしても引取らぬと頑張つて居たが、再三說いた所そんなに迄心配して呉れて居るのならと云ふ事になつて、遂にそこへ歸住させたのですが、其後行つて見ると過去の性格が全く改められて了つて早朝から晩おそく迄働き、其爲め店員の働き振りまで違つて來たと云ふので近く店を分けてやり姪を娶はせる

刑政第52巻第9号
矯正図書館

と云ふ話であつた、要するに母親の命を賭しての眞心が彼の盲ひた魂を覺醒させたのでした。

武田　親心と子心と云ふ事は深く考慮すべきで又一方環境が性格の變異を招來すると云ふ樣な場合も多々考へられます。どうしても、行刑教化と云ふ點に就いては所長の意を敎誨師が帶して一體とならねば、間隙を生ずる樣では駄目であると云ふ事もありますから。

岡部　一體所長の腹を敎誨師を通じて彼等收容者に知らしめ得るものでせうか。

佐野　それは出來ると思ひます、彼等の方が却つてそんな事の一切を知り抜いて居ると云ふ事になります、が又立場、立場と云ふ事もありますから。

岡部　大分時間も經ちましたが最後に、

◇現代行刑に對する忌憚ない御批判

御感想と云つたものをお伺ひ致し度いのですが、

赤塚　今も受刑者に辨當を持たせて自動車で花見と云つた樣な事が有りますか、あれなんか極端に流れて行刑を取違へてゐるのではないかとすら思はれますが……少くとも世間にはそうした風に傳へられて居ますよ。

岡部　いやそれは有りません、最初の中だけだつた樣に思ひます。

坪井　先般のに關聯してですが、逃走事故は矢張り有りますか。

岡部　少しは有る樣です。

坪井　社會からはどうしても、刑務所の取扱ひ振りが、甘やかすと云ふ風に見える樣です。

杉野　實際は甘やかすのではないが、時代と云ふものの見方が惡く下手に解釋するのですね。

武田　下級の者は往々にして判斷を失する傾きがありますからね。

岡部　行刑には慈母のやさしさだけでなく、嚴父の嚴しさと云つた點が是非必要だと思ひます。

赤塚　十數年前の私達の時代と指導精神が變つて來たのではないかと思ひます。

坪井　私はどうしてもあれが耳ざわりなのだが、今でも矢張り、敎育刑、敎育刑と云ふことを强調しますか。

戸田　それは矢張り云ひますが……愛の履き違ひが一番害を爲すものと思ひます。敎育刑は感化主義である事はもとよりだが、賞罰の明徹を失へば、民族を滅する事になる、〝新しがり〟はいけないですよ。

岡部　あの頃も集團散歩と云ふ事は認めたが方法は具體的に云つた譯ではありません。

斬新な事を行つて拔け驅けの功名を立てようと考へたのがそ

も〳〵間違ひの原因をなしたものと思はれます。

戸田　私はあれを募參りと云ふ方法で行つたのですが……

永田　私達の方では郊外演習をやらせましたが武裝が直ぐ社會人の關心を喚び起し受刑者を連れて居る事を知られて結果は良くない樣に思はれました。

岡部　何か外に、お叱りを受ける樣な事は、有りませんでせうか？……。

それでは長い時間色々と有益なお話を伺ふ事が出來まして誠に有難う御座いました。

斯くて開會午後一時より同六時迄實に滿五時間、岡部所長の巧みな司會に依つて些の淀みもなく非常時局下に於て、先輩刑務官より聞く行刑の今昔、回顧、批判談に會は終り、さゝやかな會食に移つたが、一同先蹤を想ふや切で輕い興奮と感激に包まれ益々行刑報國の意を固めずに居られなかつたが、其の際、圖らずも左の四氏より行刑界への轉官の動機を伺ふ事が出來、感銘は更に深かつた。

◇轉官の動機

佐野　日露戰役の時、私は憲兵中尉として出征して居りましたが、私の隊に非常に眞面目な中尾と云ふ男が居りまして如何な命令でも、決して厭と云ふ樣子を見せず、危險な仕事は必らず自ら進んで行ひ、何時も愉快そうに働くので皆が〝中尾中尾〟と非常に重寶がつて居りました、そこで或る日私は部下の某少尉に其の素性を尋ねました處〝中尾は二三度刑務所に入つて居た事のある男だ〟と聞かされ驚かされると共に全く感に堪えなかつたのでありますがそんな樣子は少しも出さず相變らず〝中尾々々〟と目を懸けてやつて居りました。

ところが或る日の事――。

其の日は非常に激戰で肉彈相搏つ白兵戰が展開せられた、と云ふのは其の地は我が軍の戰略上非常に重大な意義があると共に、敵の死活に多大の關係を有する據點でありましたので一度我が軍の手に歸しても、逆襲また逆襲と云ふ樣に執拗に抵抗して來ましたが漸くにして之を擊退して同地を確保する事が出來ました、然しそれ丈に敵味方の死傷もおびたゞしいもので屍は文字通り疊を築いて居りましたが、軍は休息をする暇もなく直ちに次の行動に移らねばならず、死體取片付其他の用務の爲めどうしても軍夫を殘して行かねばなりませんでした。そこで各隊に命じて三名の軍夫を募りましたが、何しろ荒凉たる戰野に、凄慘目を掩はないでは居られぬ死體と共に殘つて之を取片付けねばならぬと云ふのですから、いくらどうしても一人として申出る者はありません、幾回命令を下しても結局それは徒勢に歸して困り抜いて居る時でした、某少尉が〝私の部下に一人希望〟者がありますと云ふので早

速私の前に呼出して見ますとそれは彼の中尾でした、彼は私の前に出ると〝どうか私に其の仕事をさせて下さい〟と云ふのです私は全く感激させられて〝お前やつて呉れるか〟と云ふと〝必らず私がやらせて頂きます〟と云つて呉れるのでした。

然し實は只一人殘すのは全く不憫でありますが又彼の心情を掬んでやると一層胸の熱くなる思ひに驅り立てられ意を決して隊を纏め、中尾一人を戰野に殘してそこを出發したのでした。

そして次の朝私達が隊に小休止を與へて居りますと、兵が遙か彼方の小山の中腹に何か動くものがあると云ふので、指す方を見ると成程何か動いて居る、そしてそれが次第に近寄つて來て大きくなるに從つて人間である事が判り、更に近寄つて來るとそれは彼の中尾でした、そして態々最後の別れの挨拶にやつて來たと云ふのでした、それから色々と慰め勵まして愈々彼と訣別したのでしたが將も兵も悉く別れを惜んで思はず男泣に泣いたのでした。

彼の其後に關しては殘念ながら私は確實には知りませんが生きて居て懸命に自己の責務を果した事實丈は後刻知る事が出來ました、此の前科者たる彼が何人も爲し得ざる又爲す事を好まない事を自ら進んで爲したと云ふ感激が、私に刑務界に關心を深めさせ後日小河博士の薦めがあつた時轉官を決意する動機を作つて呉れたのでした。

刑務界に入つてから私は○○所に勤める事になりました、がそこは私の前任者も其の又前の者も肺病で死んだと云ふ曰付きの所で皆が恐ろしがつて行く者もなく、私にも大分止めて呉れる者もあり、私も氣味がよくはありませんでしたが中尾の爲した事を思ひ出し人の爲し得ない又人の爲す事を好まない事を自分も進んで行はうと敢然そこに赴き無事職務を全うしたので私は彼から非常に立派な信念を與へられたと何時も感謝して居ります。

岡部　誠に結構なお話で私達も深く感激させられました……他に誰方か今お伺ひ致しました様な轉官の動機と云つた事をお持ちの方はありませんか、

赤塚さんは檢事から轉官されたのですが、何か動機が御座いませんか、

赤塚　實は、私にも刑務界に入るには微妙な動機があつたのです。

それは私が濱田の裁判所に居た頃の事ですが、私は或る銀行の横領事件に絡んで被告訴人の家宅捜索をせねばならなくなりましたが、其の被告訴人と云ふのが豫て私の昵懇にして居た銀行の重役でありました、私達一行は直ぐ出張して捜索を

遂げたのでしたが、其の間家内の者が絶えずおろ〳〵と不安の面持ちで吾々の行動を見守つて居るのでした、其の哀れな樣子を見るにつけ人情も友誼も超越した樣な自分の仕事の無慈悲さに何かしら胸を絞めつけられる思ひでしたが、扨て其の結果を取纏め事件を愈々送局致しましたが、形容し難い不安の念と自責の念に驅られて氣分が勝れず、夜に入つてもどうしても寢付く事が出來ず悶々、反轉遂に一睡もせず夜を明かして了ひ、其の翌早朝、家に居てもまんじりともせぬから登廳しようと思つて出懸けると、まだ薄暗い街を若い婦人が幼い子を背負ひ二人の子供の手を引いて何か物思ひに打ち沈んでとぼ〳〵とやつて參りますが、別に氣にも懸けず、單に〝妙に淋しそうだなア〟と思つた位で行違はうとしますと、其の婦人が叮嚀に頭を下げて挨拶をするので、見ると何んだか見た事のある樣な人であり、兎に角、會釋をして通り過ぎてから其の婦人が先日家宅捜索をした銀行の重役の妻であつた事を思ひ出し、今更ながら其の物淋しそうな後姿を振り返つて見ると共に、自分の職務に對して一層無情を感ずる樣になりました、これはほんの一例に過ぎませぬが檢事生活を通じ此の樣な事柄に屢々出會し、漸次私の心境が轉官へ轉官へと傾いて行つたのでした。

岡部　成程、御尤もな事と存じます、檢事から他へ轉官される方々には其の樣な理由に基くのが少くない事で御座いませうね。

杉野　私の場合は、警視廳に勤めて居る際、皆の反對を押切つて彼の星亨の檢擧を斷行した事に由來するので、檢擧はしたものの後で深く反省して見て何かしら形容し難い責任感を覺え其の拘禁されて居る新潟へ轉官したのでした。

岡部　坪井さんが刑務界に入られたのにも矢張り何かこみ入つた事情が御座いましたのですか。

坪井　此の事に就ては嘗て私は〝戸位の懺悔〟と云ふ標題で書いて居りますが極めて單純な動機に依るものです。

漢學の塾を卒業した私は、官吏にならうと志したのです、ところが、當時巡査は樫の棒を携へて居り、看守は劍を帶びて居たのでした、それで何かしら監獄の役人の方が偉い樣に思つて居る矢先、或る國事犯の釋放者が、それは監獄の役人が偉いと、何の機會にだつたか私にたきつけたので結局、監獄の方をと意を決し、色々と親に話し、漸く其の許しを得て監獄界に、而も年齡が足らぬので誤魔化して入る樣になつたのでした。

岡部　どうも有難う御座いました、御蔭樣で一層感銘深く、本會を有意義に終了致すことが出來ました事を、厚く御禮申上げます。

（完）

刑政第52巻第9号
矯正図書館

少年行刑に於ける漁撈作業の將來性に就て

英保初生

一、漁撈水産加工訓練の沿革

少年受刑者に對する職業訓練の中へ漁撈並に水産加工製造の訓練種目が加へられたのは、昭和四年であつて卽ち同年一月に神奈川縣浦賀港内に海上刑務所なるものが開設せられて此處に收容せられた少年受刑者に訓練を實施することになつたのが始めである（當時海上刑務所と稱せず小田原少年刑務所浦賀出張所として開設、其の後浦賀少年刑務支所に昇格し昨昭和十三年六月更に浦賀海上刑務支所に改稱）。之は其の名の示す通り廢艦を利用して海上に設備せられたる特異性のものなる關係上、陸上刑務所に於て實施してゐる作業を爲すと云ふ事が不可能となつた爲、必然的に海洋漁撈の方面へ作業を開拓して行くと云ふ結果になつたもので、又之は當然の事と云はなければならない。

斯くして漁撈訓練作業なるものが開設せられたのであつたが、何分初めての事であり、而も海上作業と云ふ特異なものであつた關係上、充分に其の設備が行き屆かず從つて、作業訓練の規模も消極的であり、漁船、漁具等に於ても沿岸漁撈の幼稚なものを使用してゐた樣である。其の結果として當然漁獲高等に於ても僅少なりし事は勿論であつた。それで翌昭和五年十一月十日に遠海漁撈船として木造帆船壹隻（四六噸、七五馬力）を購入し、之に快天丸と命名して玆に遠洋漁撈作業の訓練を開始したのである。然るにこの漁船も中古船であり而も通信連絡に必要な無線機械の裝備がなく、又噸數に於ても遠洋漁船としては十分と云ふ事が出來ず、從つて漁群の回游を追つて遠く太平洋上に出漁し自由に活躍する事が不可能であつた。それでも漁獲高に於いては相當な收入を上げる事が出來るし、訓練も可成り徹底せしむる事が出來得たのであつた。この漁撈船は昭和九年迄使用せられて來たのであつたが、遂に船體腐朽の爲就航する事が出來なくなつたのである。其處で右漁船に代ふる爲、昭和九年末に理想的な新形遠洋漁船の新造に着手し、翌十年三月廿日に竣工前同樣木造帆船ではあつたが、噸數は七五噸五と云ふ大型であり機關もデイゼルの百五十馬力を裝備し、速力も七節半、而も無線電信電話發受の機械迄設備されたもので、實に優秀な性能を有する近代的遠洋漁撈船だつたのである。右の新造漁船を持つ事に依つて漁撈作業訓練は一段と活況を呈し、每航海を經る每に其の成績は向上し、將來の漁撈作業に一大光明を與へつゝあつたのである。然るに惜しい哉躍進途上にあつたこの優秀漁船は、昭和十年の十二月廿八日に遠海漁撈よりの歸途暴風雨の爲め伊豆七島沖の無人島鵜渡根島の岩礁に坐礁、海底に沈沒するの悲運に遭ひ折角の雄圖も空しく坐折する感を呈するに至つたのであつた。而し當局も折角の前途を惜しまれてか更に翌十一年四月より遠洋漁船の新造に着手し同年八月に竣工、本船も其の噸數形式馬力等其他凡ての裝備に於て沈沒せし快天丸と同樣であつたが、船名のみは少年報國丸と改稱せられた。同船は其の名の示す通り八月の末鰹漁の處女航海として、報國の一念に燃ゆる少年達を乘せ就航した。そして豫想外の大漁を爲し凱歌を奏して浦賀へ歸港したのである。其の後昨十三年十月末日迄この少年報國丸は目覺ましい活躍を續け、漁撈作業訓練の爲萬丈の氣を吐いて來たのである。

昭和十三年六月西日本に大村海上刑務支所が新設せられ、之の刑務所の遠海漁撈船として同年十一月にこの少年報國丸は大村へ移管された。其の代りとして浦賀海上刑務支所には少年愛國丸と云ふ鋼鐵製の大型漁撈船を購入配屬せられ、現在は東西の二海上刑務支所に於て二隻の遠洋漁船が就航、少年受刑者に對する漁撈訓練作業の鐵壁陣を敷いてゐるわけである。

二、少年行刑として漁撈訓練作業の效果

漁撈作業訓練が少年受刑者の行刑上に及ぼす效果に就いての問題である。之に對しては先づ漁撈作業訓練の特質として次の樣な條件を擧げる事が出來る。

第一に我が國の地理上の關係である。卽ち日本は四面海を以て環らされてゐる爲、日本民族の生活と水產とは不可分的關係にある。又日本民族は其の領土的關係よりして海洋に進出する事に依つてのみ國家の發展向上が爲し得らるゝのである。尙水產物に就ては我が國の沿岸海洋は水族の生棲に適した海棚を極めて廣く持つてゐる。卽ち、太平洋岸に於ける我が國近海の百尋線内の面積を概測すれば、本州、四國、九州、瀨戸內海等三萬八千方浬、又日本海の方に於ては、日本海東岸、朝鮮東岸、露領沿海州、樺太、北海道、千島、十八萬二千方浬、其の他支那海卽ち黃海、東海、臺灣海峽三十七萬三千方浬、計五十九萬三千浬の廣大な海面を有してゐる事になる。其の上俗に黑潮と稱する暖流が太平洋岸を日本本土に添つて縱走し、水族の生棲に必要なる水溫を保つ關係上水族の分布は極めて廣く、而も其の種

類と數も亦水産業上惠まれた條件にあるのである。

右の點より考ふれば將來に於て水産方面への發展進出は絶對的有望性ある事が立證せられてゐる。

第二に海上作業と少年受刑者の關係である。海上作業は其の性質上男子の獨占的なもので而も青年氣鋭の者の性格に最も適合した作業である事、卽ち大海洋に乘り出し波浪と戰ひ風雨を冒し、大自然の雄大極まりなき風貌に接しつゝ海洋富源の開發に從事すると云ふ事は、青少年者の性格に合致した作業と云ふ可きである。

第三に漁撈作業は少しも民業に關係せざる事である。陸上に於ける各種の産業は人口の增加と科學の進歩發達とに依り、追々と狹められて來る。そして水界の三分ノ一よりない陸界の産業は益々困難となり、僅かな刑務作業に對してさへも民業壓迫と云ふ聲を聞くやうになる。之に反して水産方面は殆んど無限と云つてよく、殊に遠洋漁撈は自由漁撈であつて而も農林當局が奬勵金迄下付して奬勵してゐる位のもので、民業壓迫等の心配は更にないのである。

第四に、釋放後の就職と生活の安定が得らるゝ點である。漁撈訓練に依り修得した技術（漁撈）（機關術）（航海術）等は釋放後民間漁業者の漁船に乘り組み十分な働きが出來得る樣になつてゐる。殊に漁船技術は一般民衆の誰れでもが直に修得出來ないものなる關係上、水産業者は常に漁船乘組員の不足を嘆じ居り、少しでも技術のある者にして强船者ならば無條件で雇入を爲す現狀である。從つて前科の有無に於ても大した關心を持たず、容易に雇入れをしてゐるので彼等の就職に就ては何等の心配も必要としないのである。而も一旦就職し漁船に乘り組めば殆んど其の大部分を海上に生活する爲、犯罪の誘惑も少く、且つ漁船は凡て共同作業で其の上漁獲の多少に依りて乘組員の收入も增減があるやうに出來てゐる。從つて自分一人が怠ける事は出來ないので、知らず〳〵の中に働く事の慣習が養はれて來るのである。

右の四條件に依つて見るも、漁撈作業訓練が少年の行刑上適切なる事が認めらるゝのである。

次に實際浦賀の海上刑務支所に於ける既往の實績に就き、之を調査した處に依ると大要次の表の如くになる。而し之の成績は決して良好のものと云ふ事は出來ないのであるが、其れには色々な原因があり、何れかと云へば其の過渡時代に在つた爲訓練の合理性を缺いてゐた點にあるのである。

釋放者と再犯關係（自昭和七年至昭和十一年）（小田原少年刑務所昭和十一年刑務一覽表に依る）

所支務刑年少賀浦

次年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	計
釋放人員	14	23	37	30	19	123
再犯ノ內モノ上ザル同セ	13	16	25	20	10	84
死亡	—	—	—	—	—	—
計	13	16	25	20	10	84
再犯シタル者及再犯ニ至ル期間 月滿一未滿	—	2	—	—	—	2
一未三未滿	1	1	2	1	—	4
三未六未滿	1	1	2	1	—	5
六未一年滿	—	2	5	8	4	19
一年未二年滿	—	—	2	—	3	5
二年未三年滿	—	1	1	—	2	4
三年未四年滿	—	—	—	—	—	—
四年未五年滿	—	—	—	—	—	—
五年以上	—	—	—	—	—	—
計	1	7	12	10	9	39
釋放人員ニ對スル再犯者ノ百分比	7.14	30.43	32.43	33.33	47.36	31.73

右の表に依つて見ると、初めの昭和七年の再犯率は多いが其れから後一年毎に再犯率が漸減して居る事が判る。之は要するに沿革に於いて述べた樣に、漁撈訓練開設當初に於ては其の訓練並に作業の施設方法等が幼稚で訓練が徹底しなかつたのに起因するものであつて、其の後之等の缺點不備が漸次改善せらるるに從ひ之に正比例して再犯者も減少して來てゐる事が明らかに知られる。

兎に角自由刑の目的は再犯者を無くすると云ふ事にある以上

釋放者に對する再犯率の增減は行刑の效果を判定する唯一のバロメーターとも云ふ可きものであつて、今前記の表に依つて之を見るも漁撈訓練作業が少年受刑者の行刑に對しての效果が如何なる結果を來たしつゝあるかが判る。尙今一つ漁撈訓練を終了して釋放された者の就職狀況を次表に掲げて見る。

（昭和十一年）漁撈訓練ノ終了者ノ狀況

年次	終了者各年	在所員本年越	釋放者	移送者	死亡	實務從業者	不良	普通	良	不明	釋放者ノ就業狀況 訓練以外ノ業ニ從ノモノ	訓練ニ關ルニ從ノモノ
第一回（二年）	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二回（三年）	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第三回（四年）	20	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	9
第四回（五年）	21	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	19
第五回（六年）	25	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	24
第六回（七年）	26	3	—	—	3	—	—	—	1	—	—	22
第七回（八年）	24	3	—	2	—	1	1	—	1	—	—	21
第八回（九年）	24	13	—	2	2	—	9	7	2	—	1	10
第九回（十年）	29	26	—	6	6	1	13	8	5	—	3	3
第十回（十一年）	28	28	—	2	4	—	22	8	14	—	—	2

備考　第十一回訓練所ハ昭和十一年八月一日開始昭和十二年一月三十日終了　終了者 23 名第十二回訓練所昭和十二年五月一日ヨリ 35 名ヲ以テ開始中

{小田原少年刑務所昭和十一年刑務統計ニ依ル

右の表に依つても明らかなる如く、其の釋放せられた者の大部分は訓練せられた業種に從事してゐる事が知れる。尙訓練を受けた以外の業種に從事してゐる者と雖も其の實際に於ては鄕里に歸つてから單に一時的の便法として自家の家業を手傳ひしてゐるものであつて、之等も嚴ては訓練を受けた業に從事するのである。其の理由は訓練を受けた職業が常に漁船乘組なるの

性質上、釋放直後自分の希望した乘組漁船が何れかの港に入港中なれば問題はないのであるが、若し之が出漁中の場合に於ては本船が基地に歸港する迄は乘船出來得ない事になる。斯る場合には止むを得ず之が入港する迄家鄕に於て家業の手傳等を爲しつゝ、入港の日を待つのに因るものである。

斯くの如く漁撈訓練を受けた者の多くが其の訓練を受けた業種に從事してゐる事は、此の種訓練が彼等少年受刑者の爲に有效適切である事を如實に物語つてゐるものと言へやう。

尙之の外健康上の見地からしても漁撈訓練が少年受刑者の健康上に適切なる事は今更申す迄もない事である。卽ち、常住坐臥大海洋の新鮮にして淸淨な空氣を吸ひ、同時に紫外線の直射を存分に受くる事が出來るので、之れのみに依つても彼等の健康は十分增進せらるゝのである。然るに尙其の上漁撈作業が全身的な筋肉勞働であり且つ精神的に於ても陸上作業に於いて見る拘禁に依る不自然な壓迫感情は無く、常に大自然の雄大極まりなき事物に接し、更に漁獲時に於ける勇壯にして壯快極まりなき作業は、何物にも代へ難い愉悅であつて血の多い彼等少年受刑者の性格に合致し、男性的優越感を滿足せしむるに十分である。之等は何れも彼等の健康增進に資する處となり、陸上の他刑務所より移送せられて來た者は何れも移送後六ヶ月の後には、體重及胸圍の增大してゐる點を見るも健康上如何に適切なるかが立證せらるゝものである。

以上に於いて述べたる如く漁撈訓練作業が少年受刑者の行刑に適切有效である事が判るであらうことゝ信ずる。然し乍ら現在實施してゐる漁撈訓練作業は決して之を理想的且つ合理的なものであると云ふ事は出來ないのである。其れは施設上に於いての缺點と同時に經濟問題の關係に於てである。經濟問題に關しては卽ち一面純然たる漁撈訓練であるが、又其の反面に於ては刑務作業として資金回收率の問題が論議されなければならないからである。勿論現在に於ても漁撈作業に依る收入は、他の刑務所にも劣らぬ收入を擧げてはゐるが、未だ十分と云ふ事は出來ない。而し之の問題も其の根本的な缺點である施設を改善し、經營方法を一新する事に依り悉く霧散解消し而も從來に倍して收入の增加と訓練の徹底を期する事が出來ると信ずる。

然らば之を如何に改善するか？　の問題に付ては次に之を述べて見る。

三、海上施設の漁撈訓練作業との關係

少年受刑者に對し漁撈訓練作業が加へらるゝに至つた動機は海上刑務所の新設に依つてである事は、既に其の沿革の處に述べた通りであつて、又斯くなる可き事が當然の結果で何等異論を唱ふる處はない。殊に榮譽ある舊軍艦を利用した事は、行刑敎化上裨益する處極めて多大なるものあるを信ずるものである。而し乍ら漁撈訓練作業は必ず海上刑務所でなければならぬ

と云ふ事はないと思ふのである。而し又一面に於ては海上刑務所より漁撈訓練作業なるものを取り去つてしまへば、唯其れが特異施設であると云ふに何等の特質（行刑上に於ける）も認められない事になるだらう。斯如く海上刑務所と漁撈訓練作業は不可分的の關係にあるのであるが、私は少年行刑上に於ける見地から考へて、海上刑務所の特異性と云ふ點よりも寧ろ漁撈訓練作業に重點を置く事がより必要であるとの考へから、現在折角實績の向上しつゝある漁撈訓練作業をより徹底的に、より合理的に之を完備せしむる爲海上刑務所と全然切り離し、否此の海上刑務所（施設）を廢し、其の廳舍並に拘禁場を適當な陸地（後に選定場所を述ぶ）に建設し、漁撈船のみを以て之を實施する事に依り爲し得らるゝものと信ずるのである。其の理由としては先第一に現在の海上刑務所が地理的に缺陷のある事であるも。即ち現在の海上刑務所は神奈川縣の浦賀港と長崎縣の大村港内の二ヶ所である。處が之の二ヶ所共漁港ではなく、而も漁港に遠く又漁場への出入にも極めて支障が多い。尚其の上兩所共近海漁撈としての價値に乏しいのである。

漁撈をする上に於て最も必要とする事は、漁業材料たる餌料、水の仕入補給及漁具の購入手入の便、並に漁船運航に缺くべからざる燃料積込の設備、そして魚獲物の水揚施設場の有無等である。之等は皆各地の漁港に在つては完備されてゐるのである。現在浦賀、大村の兩海上刑務所は前述した通り漁港に非ざる關係上、之等は何一つとして完備されて居ない。其の爲之等の購入補給には其の都度遠く漁港所在地迄出張し、又は漁船を回航しなければならない。其の上漁場に遠く且つ漁獲物の水揚設備かなき爲、遠隔の水揚市場の在る漁港に寄港し、漁獲物の水揚を終へ再び基地に歸港する事になる。從つて之が往復に不可分的の關係にあるのであるが、私は少年行刑上に於ける見地から考へて、海上刑務所の特異性と云ふ點よりも寧ろ漁撈訓練作業に重點を置く事がより必要であるとの考へから、現在折角實績の向上しつゝある漁撈訓練作業をより徹底的に、より合理的に之を完備せしむる爲海上刑務所と全然切り離し、否此の海上刑務所（施設）を廢し、其の廳舍並に拘禁場を適當な陸地（後に選定場所を述ぶ）に建設し、漁撈船のみを以て之を實施する事に依り爲し得らるゝものと信ずるのである。其の理由としては先第一に現在の海上刑務所が地理的に缺陷のある事であるも。即ち現在の海上刑務所は神奈川縣の浦賀港と長崎縣の大村港内の二ヶ所である。處が之の二ヶ所共漁港ではなく、而も漁港に遠く又漁場への出入にも極めて支障が多い。尚其の上兩所共近海漁撈としての價値に乏しいのである。

漁撈をする上に於て最も必要とする事は、漁業材料たる餌料、水の仕入補給及漁具の購入手入の便、並に漁船運航に缺くべからざる燃料積込の設備、そして魚獲物の水揚施設場の有無等である。之等は皆各地の漁港に在つては完備されてゐるのである。之等は皆各地の漁港に在つては完備されてゐるのである。現在浦賀、大村の兩海上刑務所は前述した通り漁港に非ざる關係上、之等は何一つとして完備されて居ない。其の爲之等の購入補給には其の都度遠く漁港所在地迄出張し、又は漁船を回航しなければならない。其の上漁場に遠く且つ漁獲物の水揚設備かなき爲、遠隔の水揚市場の在る漁港に寄港し、漁獲物の水揚を終へ再び基地に歸港する事になる。從つて之が往復に不可分的の關係にあるのであるが、私は少年行刑上に於ける見地から考へて、海上刑務所の特異性と云ふ點よりも寧ろ漁撈訓練作業に重點を置く事がより必要であるとの考へから、現在折角實績の向上しつゝある漁撈訓練作業をより徹底的に、より合理的に之を完備せしむる爲海上刑務所と全然切り離し、否此の海上刑務所（施設）を廢し、其の廳舍並に拘禁場を適當な陸地（後に選定場所を述ぶ）に建設し、漁撈船のみを以て之を實施する事に依り爲し得らるゝものと信ずるのである。其の理由としては先第一に現在の海上刑務所が地理的に缺陷のある事であるも。即ち現在の海上刑務所は神奈川縣の浦賀港と長崎縣の大村港内の二ヶ所である。處が之の二ヶ所共漁港ではなく、而も漁港に遠く又漁場への出入にも極めて支障が多い。尚其の上兩所共近海漁撈としての價値に乏しいのである。

漁撈をする上に於て最も必要とする事は、漁業材料たる餌料、水の仕入補給及漁具の購入手入の便、並に漁船運航に缺くべからざる燃料積込の設備、そして魚獲物の水揚施設場の有無等である。之等は皆各地の漁港に在つては完備されてゐるのである。之は現在せられたのは、舊軍艦を利用する事に依つてである。之は現在の宇治でも大和にしても皆廢艦で、自力航行が不可能であり何れの地に行くも他の船を以て曳航しなければならない。然るに

斯る巨大な艦を曳航するには相當な危險と莫大な經費を要する事になるので、不利とは知り乍らも成る可く軍港に近接せる場所を選定するより外致し方がなかつたのである。

第二の缺點として海上施設其のものゝ缺陷である。現在、浦賀、大村の各海上刑務所として之が廳舍並に收容拘禁場に充當せられてゐるのは、何れも舊軍艦で其の噸數は、浦賀の方が千五百噸内外、大村は五百四十噸である。而も之が軍艦であつた關係上、兵裝等の點に重きを置き建造されてゐる爲、艦内を廣く利用する場所が少い。從つて收容拘禁以外に、運動場とか又は水產物の加工製造するの場所が與へられない事である。假りに艦内に於いて運動場が造られたとしても、陸上の運動場の樣に理想的なものは望み得ないのである。元來人類は土の上に生活するのが原則である。假令日常海上に於いて活動するものと雖も、其の間時々陸上に上つて土を踏むし又海上生活者が土を無性に戀しがると云ふ事も、人類の本性であらう。そしてこの土に親しむ事に依り、海上生活者に通有性の氣分の荒みを解消する事が出來るのである。然るに現在の海上刑務所に於いては、長い遠洋漁撈を終へて歸港した場合に於いても、唯船が少し大きいと云ふ相違だけで同じく海上に在る事に變りはないのである。浦賀に於いては陸岸に適當な運動場がある。而して之とて入港毎に其の運動場迄連れて行く事は、種々の事情から出來難いので十分と云ふ事は出來ない。唯僅かに情操緩和の手段としてラヂオ、蓄音機、室内遊戲等を爲してゐるが斯る姑息な方法にては、決して完全なりとは云へない。

水產物の加工製造と云ふ點も重要な事項であつて、唯だ漁獲せし鮮魚を生で賣却するのでは相當な不利益を被る事が屢々である。殊に大漁をした場合に於いては一層甚しいのである。斯る場合に、各種の加工製造施設を有してゐるなれば安價な魚類を有效に利用する事も可能となる。それはどうしても相當廣い場所を必要とするのであるが、海上施設に於ては絶對に不可能である。

以上述べた處に依り現在の海上施設が漁撈訓練作業實施上に於いて、如何に支障多く且つ不利益であるかゞ知れるのである。之等を綜合考察すれば、單に舊軍艦を利用した海上特異施設と云ふ事に執着せず、之を陸上施設に移し以て少年受刑者の漁撈訓練作業將來の爲盡さなければならない。而して陸上施設とする場合には、現在の浦賀海上刑務所と大村海上刑務所とを合併せしめ、我が國獨得の漁撈水產加工訓練專門の陸上少年刑務所を新設し、水產國日本の行刑に適應しい施設と爲すべきである。

四、施設場所の選定

若し右に述べた如くにして之を陸上に新設するとせば、何れの地が最適であるかが論議せらるゝであらう。この位置の選定

に就ては既に前述した通り漁撈作業に必要なる各種の條件を完備する外に、尙行刑上に於ける必要な條件も考へなければならないであらう。卽ち其の主なるものとして少年受刑者の敎化上に及ぼす四圍の環境、保健衞生上の點、交通の便不便、戒護檢束上の關係、飮料水の良否等である。以上の諸條件を具備した場所は相當多く見當てらるゝのであるが、其の中で最も適當なる場所として私は鹿兒島縣山川港の沿岸を選定する。

山川港は鹿兒島市の西南方五三粁の薩摩半島の沿岸にある純然たる漁港で、自然の恩惠と人工の補修に依つて出來た實に理想的な良港である。其の港內は丁度袋の樣になり、三面山を以て環らされ、如何なる暴風雨風の際に於いても港內は少しも浪立つ事なく、虛の樣に靜かで如何なる小船でも港內に在れば其の安全は絶對的に保障されてゐる。港內の水深亦深く最も深き場所は一五〇尋の深さを有し、如何なる大船が出入するも何等の危險を伴はないのである。而し之の港は純然たる漁港であるの爲、漁船と鮮魚運搬船の外は絶對に出入をしない。陸上からの交通も亦極めて便利にして、省營鐵道が鹿兒島驛より山川驛迄開通し、列車數は一時間每位に發着するし所要時間も鹿兒島驛迄僅々二時間で行く事が出來る。山川港沿岸に在る山川町は人口約一萬二、三千にして住民の多くは漁業と漁撈水產に必要なる商業、及工業としては水產物加工製造、漁船修理及上架設備それに附屬する鐵工業者等である。住民の性質は何れも純朴にして人情に厚く、相互扶助の精神も亦極めて強い樣である。

保健衞生上の見地から見るも亦適當な土地で、卽ち氣候溫暖風光明媚、海岸地帶なるが爲空氣も淸澄、而も附近は火山脈上に在る爲至る處天然の溫泉湧出し、住民は自由に溫浴する樣になつてゐる。

同港の魚獲物水揚市場は昭和十年に大修築完成してより、其の設備の點に於いて近代的科學を應用した理想的なもので、九州第一の稱さへある。殊に其の水揚棧橋に至りては優る遠洋漁船數十隻を橫着しても何等支障を來たさない程である。同港は最近年と共に發展向上の途をたどり、現在驚異的な躍進を遂げつゝある。而も畏くも先年高松宮殿下の御視察を賜つた程で、同港が之に依つて見るも如何に理想的な港であるかが確知せらるゝであらう。殊に本港を根據として活動する遠海、近海の漁撈は其の漁場の近きと、魚種の多樣なると、魚群の多き點との好條件に惠まれ、全國に稀な漁獲利潤を上げてゐる。

この港の沿岸高臺に廣い平地があり、其の位置に漁撈刑務所を新設すれば實に理想的なものが出來上る事を保證して憚らない。尙參考の爲山川港に於ける最近三ヶ年間の魚獲成績を調査して左表に記す。

最近三ヶ年間魚獲高調（山川漁業組合調査ニ依ル）

種別 / 年別	鰹	鰹餌料	鯖	鮪	鰤、鰯	雜魚	計
昭和十一年度	七七、三七七円	五〇、六四〇円	五五、三八四円	五六、三三円	二三、一三円	五、四三円	九六四、二八六円
昭和十二年度	七六六、六七七円	四一、一六四円	四八、九九三円	一九九、八四三円	二八、四九〇円	一三、六八一円	一、一一七、八四八円
昭和十三年度	九〇六、八二七円	五八、〇八一円	二六三、八二一円	八、九三三円	七五、四六二円	一六、二四〇円	一、三八、一六三円

右の表に依つて見るも其の漁族が如何に豐富であり、且年每に魚獲高の增加を來し居るかゞ知らるゝであらう。若し之の山川港に漁撈水產專門の少年刑務所が新設せらるゝならば、現在の海上施設に依る不備、缺陷を悉く補ひ、其の上現在鰹釣用の餌料を全部高價で購入してゐる點も、山川港に於いてでなければ近海漁撈に依りて充分自給自足が出來るし、又近海漁撈としても、現在大村海上刑務所に於いて使用中の小型發動機船を以てすれば、鯖の小釣のみに依つても年額一萬圓の漁獲を見る事は何等の困難もない事を信ずる。

遠海漁撈に於ては現在の經費を半減し、其の反對に漁獲能率の增進は倍加するであらう。從つて訓練實施の徹底と技術修練の點も極めて合理的に徹底せしむる事が出來るだらう。而も遠洋漁撈船として現在浦賀海上刑務支所の少年愛國丸と、大村海上刑務支所の少年報國丸とが相共に洋上に乘り出し、競漁し又互ひに無線電信電話で漁況の連絡を取る事になれば、漁群の發見や漁場の選定等に完璧を期する事が出來、互ひの漁獲能率增進に一層の拍車を加へるであらう。

斯くしてこそ少年行刑に於ける將來性が望まるゝ事になるのであらう。

（完）

刑政第52巻第9号
矯正図書館

小田原・川越兩少年刑務所
第十回協議會狀況

川越少年刑務所

一、開催日時
昭和十四年七月二十日午前十時より
午後四時半迄
一、開催場所
小田原少年刑務所會議室
一、協議員
小田原少年刑務所側
根田所長以下幹部一同
川越少年刑務所側
寺光所長、行定醫務課長
一、議題及議決事項
(一) 少年刑務所に於けるラヂオの利用
範圍如何
近時ラヂオの放送内容は大いに改善せられたるを以て廣く少年受刑者に對し、耳を通じての社會教育の一助として之を利用すべく、理想としては、(1)教化的なるもの總べてを許さるる最大限度に廣く、(2)從つて累進階級別による差別は撤廢せらるべく(行刑累進處遇令第五四條)(3)作業時間其の他に依る制約もなるべく小ならしむべきか
1 受信準備として例へば
(イ)放送局の放送番組を取寄せ、その人と、程度と、時間と、内容とに付き檢討を加へ、(ロ)聽取少年の範圍と、服裝と、立會者と、豫備知識注入の要如何に留意し、又、(ハ)受信器の檢査を了し置くべきことは論勿し
2 利用時間
現狀に於ては (イ)免業日、(ロ)學習時、休憩時、運動時、自習時、食事時の他亦作業中にも、(ハ)更に進んでは動作時限の繰替、(ニ)少年行刑教育令の容認する範圍(教育時間十八時間)に於て別にラヂオ聽取時間(又其の用のための自由時間)を設くるも一策たるべし
3 放送内容に就ては
知識習得、常識涵養、時局認識、勤勞精神發揚、作業訓練、宗教的情操向上、體位向上、一般情操教養の他弘く「教化」的なるもの、一切に加へて、慰安的なるものも亦、
4 その終了後は
時に感想を聽き、ノートを整理せしめ、又は補習をなさしむる等の方策を忘るべからず
(二) 少年受刑者と宗教々育
本問に就いてはその諸種の點に關し議大いに熱したるも、少年受刑者に對し宗教々育の必要なることに付ては勿論異議のあるなし、惟ふに少年受刑者の通弊として擧げ得べき多くのもの、中に重大なるものとして感謝思念(換言すれば恭敬、感恩の心)の缺除を擧げ得べく、又特にざんげ心(罪の自覺)の稀薄又は缺除といふことを擧げ得べし、此の事實に對しては、「冥力」の存在を悟らしめ、所謂宗教的情操を陶冶して以て、彼等の喪はれたる「心」を救濟し、彼等をして喪はれたる「心」を發見せしめざるべからざること多言を要せざるべし
而して、此の「宗教的情操の陶冶」(教學刷新綱目の一、こゝでは神社崇敬を含まず)の爲には
(イ)禮讚歌の如き宗教的音樂を唱和せしむること
(ロ)一切のものに對する弘き感謝の思念を植付け(内容)、以て、日常座臥の間常に禮拜の行を怠らざるやう「形式」への指導をなすこと
(ハ)勸善懲惡、因果の理法といふことを悟らしむること
(ニ)彼岸會、降誕會、盆會其他の年中行事を執行し、之に加はらしむること
(ホ)生誕教誨、忌日教誨、棺前教誨其他の教誨
(ヘ)宗教其物の認識に關し啓蒙すること

一、次回の研究課題
(一)智能指數と少年受刑者 (川越)
(二)體力と少年受刑者 (小田原)

刑餘者の家族に

愛の母子寮

西本願寺が まづ六都市に設置

司法省では銃後司法保護事業の擴大强化につとめてゐるが、西本願寺では受刑者の家族を救護、明朗化し當人に對する教化と相俟つて溫かい家庭愛によつて受刑者の改悛更生の目的を遂げるためまづ家族を保護する財團法人(名稱未定)を組織することに決定、最初に豫算四十萬圓で東京、大阪、京都、廣島、福岡、福井の六都市に事務所並に母子寮を設置するが、將來は本願寺の組織網を利用して全國四十ヶ所に擴大し家族保護の手をさしのべる計畫を司法省にもたらして來たので當局も双手をあげて賛成し援助することになつた。

なほ從來の保護團體は刑餘者の救助善導ばかりでその家族に對するものは無かつたゞけに異色あるものとして期待されてゐる。

刑政第52巻第9号
矯正図書館

慰問袋獻納

小菅刑務所教務課

興亜の矛を執つて男々しくも起上つてより滿二年、今や全日本は新なる緊張と覺悟とにより彌が上にもこの聖業を遂行し、更に一段の飛躍を爲すべく燃ゆるが如き至誠を顯揚してゐる。この秋に當り刑務所と雖も決して之の埒外にある筈はない。卽ち行刑の分野に於ても日夜各種の銃後の營みに懸命の努力を續けてゐるのである。

就中小菅刑務所に於ては去る七月七日の事變第二周年を迎ふるに當り、職員收容者一體となつて慰問袋の獻納を行つた。その概要は、職員が每月七日の日の丸辨當に依つて得た剩餘金五十九圓十四錢と、收容者をして一人當り金二十錢宛の醵出をなさしめた結果應募者九百七十八名、計金百九十五圓六十錢との合計、金二百五十四圓七十四錢の淨財を以て慰問袋百十七個を作製した。

愈々七月七日の記念日となるや、午前十一時四十分より所內遙拜所前に於て事變記念遙拜式を擧行し、神前には慰問袋が山の樣に積み供へられた。式順は大體次の通りである。

事變記念遙拜式式次

一、國旗揭揚式
一、國歌齊唱
一、祈　念（正午）
一、勅語捧讀
一、誓詞奉唱
一、訓　話
一、萬歲三唱

以上

而して式後岡田教務課長は一際高い壇上に上り、慰問袋を解き、中味を一個々々呈示說明した。中味は、例に依り、兵隊さんの好きなドロップ、羊羹、飴玉、鹽豆等から、扇子、孫の手、紙風船、人形まで約二十種類位で、職員も收容者も

さゝやかではあるが自分等の醵出に係る、この心盡しの品々を一樣に見張るのであつた。

翌八日當所出征職員に對して十七個が職員共同會より發送され、岡田教務課長と增山會計主任は一同を代表して、陸海軍恤兵部に出頭、陸軍に六十個、海軍に四十個夫々獻納の手續を完了した。

以上小菅刑務所の慰問袋獻納は、決して命令的でもなく强制的でもなく、事變勃發以來收容者が再三再四願出てゐたことを、この際餘りの熱誠に動かされて、止むを得ずして實現するに至つたものであることを、附記して置かなければならない。

尙慰問袋の中に見逃すべからざるものは、收容者の心からなる慰問文である。これ亦彼等の懇願終にもだし難く、特に許可したものであるが、その數實に百四十一通の多數に上り、上手も下手も共々に彼等の赤誠の微衷を率直に吐露してゐり、これは第一線の勇士に必ずや異常なる感激を與へるものであることを確信するものである。

慰問文一

霽陶しい梅雨の晴れた、麗明そのものゝ樣な日に炎熱の大陸で、惡逆の支那軍と戰ふ戰線の勞苦を偲び、忠勇なる皇軍勇士皆樣の武運長久を心からお祈り致して、此の慰問文を認める感激に私は泣き濡れて居ります。何と言ふ聖代のお惠みで御座ゐませう。萬里の曠野に屍を曝し、敵の城壁を血塗つてまで祖國を護る忠勇義烈の皇軍勇士の皆樣に、人非人、非國民と善良な人樣から罵詈を受ける、私達罪囚が慰問品を贈り、慰問文を捧げる——どうして淚なしで居られませう。一寸した過ちから悲しくも罪人と呼ばれ、人非人と云はれる身となりましたものゝ、私達とて日本人で御座ゐます。否、忠勇なる皆樣と同じ樣に日本の山河を故鄕として生れ、日本人たる祖先の血と大和魂とを受繼ぎ、祖父母が骨を埋めた墳墓の地に眠るべく約束づけられた私達は、罪人とは言へ大和魂が無い筈は御座ゐません。許されるものなら、戰地への志願が出來るものなら、忠勇なる皆樣を護る土饅の代りになつても、祖國の聖戰に協力したい切な切な願を持つてゐるので御座ゐます。だけど其れさへ許されぬ悲みの身は日夜皆樣の武運健かなれと、心からお祈り致すだけで御座ゐましたのに、此度慰問品を贈り慰問文を捧げると聞かされた私達どんなに喜んだことでせう。自分達の所有の全部を捧げたい、

刑政第52巻第9号
矯正図書館

何にも彼もお贈りしたいと願ひましたが、身は法の下に置かれる悲みの體許されませず、自分達が働き貯めた本當に僅かでは御座ゐますが、清い清いお金で貧しい品々を調へるよりし許されません。

慰問の品々は本當に恥しい程貧しう御座ゐますけど、私達の境遇で與へられたる賞與の金、涙のにじむ改心の血であり、汗であることをお汲み取り下さいまして、御不自由しのぎの足しにして頂けましたら、どんなにか嬉しい事で御座ゐませう。

私達が慰問品を忠勇なる皇軍勇士に贈つたといふ感激に浸らして戴きましたらどんなに嬉しいで御座ゐませう。だけどんな勇士の手に渡るので御座ゐませう。南支の勇士でせうか、北支の勇士でせうか、又中支でせうか、私は知りませんん。然し私の瞼に浮ぶのは鐵兜の武裝凛々しく、炎熱百度の大陸の斬嶺、歩哨線上に火の様に熱した銃劍を執つて、嚴然と祖國の護りに立つ尊くも涙ぐましい護國の干城のお姿や、故郷日本にも勝る大陸の月洩る荒屋で、驢馬の憐れにも悲しき聲に戰場の夢を破られ、心も猛い勇士の胸に故郷を思ふの念切々と起り、身命を祖國に捧げ身を鴻毛の輕きと覺悟なされし心も、時には母に、妻子に、また肉親の上に、有情の人の子として走るで御座ゐませう。其れも此れも祖國の爲めだ、同胞の爲だ、堅く唇を噛んで色にも出さぬ皆様の尊く涙ぐましい犧牲があればこそ、私達は恐るべき空襲の猛威にも慘狀にも曝されず、故郷の地を寸尺も犯かされず、安らかに眠り、三度溫い御飯の戴けるのも皆、皆様の奮戰と犧牲です。感謝せずに居られませうか。私達ばかりで無く銃後一億の同胞は、朝に夕に無量の思ひで皆様に感謝の祈りを捧げ、無事なる凱旋を祈つて居ります。其ればかりでありません。故郷は今炎熱の大陸と異り、毎日霽陶しい梅雨ですけど、其の梅雨の下で農村乙女達は例年の様に、節も郷土の香り高い田植歌を唄つて懸命の田植です。其れに混つて銃後奉公の學生も、汗にまみれての勞働です。不足勝の應召軍人家族の田畑は斯うした銃後奉仕で、例年より潑剌たる滿目の綠に生き〳〵として居ります。また鎭守の社の朝靄の下には、いたいけな子供が紅葉の様な手を合せ、母や妻は微かに唇まで噛んでひざまづき、毎日々々の日參です。「どうぞ勝つて下さい、手柄を立てゝ凱旋して下さい」祈る心はどんなに切ないで御座ゐませう。どんなに眞劍で御座ゐませう。

皆様皇軍勇士の背後に斯うした涙ぐましい祈りがつゞけられて居ます。いや肉親の方々だけでは御座ゐません。一億同胞は皆一心です。其の現れは今年の議會で百億圓の未曾有の豫算を滿場一致可決しましたし、經濟は國民協力の統制で諸外國に其の態度を改めさせつゝあります。戰は無論帝國の一方的大勝で、蔣政權の沒落も近い將來です。英、米、ソ、佛も日本軍部の力強い自主的强行にじり〳〵敗退しつゝありますが、何せ事業は曠古の大業であり、日本の大陸確保であります。國難はまだ〳〵續くと覺悟せねばなりません。此の秋に私達はどうして迷つたり、惱んだり誤つたりして居られませう。日本人です。忠勇の皆様に慰問品を贈り慰問文を捧げし今日を記念に戰地の皆様に改心をお誓ひし、斷然忠勇義烈の日本人道に强行軍致します。そして銃後の護りの一翼となつて國策に協力致します。どうぞ皆様も國家のため、同胞の爲お體を氣をつけられまして、益々御奮戰下さいます様祈り上ます。銃後は決して御心配下さいますな、罪人たる私達さへ此の決心で御座ゐます。ましてや善良な人々は國と一體であり、一心の赤誠で働いて居ります。どうぞ〳〵お心安く健やかにと祈り、祈つて筆をおきます。

昭和十四年七月七日、事變二周年記念日
忠勇なる吾等の干城に捧ぐ

慰問文 二

酷熱大地を灼く戰線の皆様に！

亦々戰線にも國内にも酷熱の盛夏が參りました。そして今日は忘れもせぬ七月七日となりました。之れで三度、私共日本國民が此の宇宙に生存する限り永遠に忘れられぬ偉大な歷史的記念日を迎へるのです。事變勃發三周年の本年からは特に此の日「興亞記念日」の七月七日こそ、吾々日本人にとつては二月十一日の「建國記念日」と相並んで、民族史的意義に燃ゆる國家的祝日となりだして居ります。そして嚮ては亦此の日が獨り吾々日本人のみならず、滿洲國人、蒙古人、支那人等數億東亞民衆から、希望の眼差しと悦びの心で迎へられる事になりませう。

皆様方は大陸の海と空と大地で、如何に極端な困難を犯し、苦痛を我慢なされて死ぬ爲に前進なされて居られるか、國内の私共には時々刻々に或はニュースで、或はラジオで、或ひは歸還勇士や現地視察者の報告談等で、此上もなくはつきり報道されて居ります。私共は皆様が或は數日間食ふに一

刑政第52巻第9号
矯正図書館

物なく、たゞ芋や果實で迫り來る極度の饑餓や渇を耐へ忍ばれて死闘なさる激戦の事實、或は目下の様に一切のものを灼き盡す炎熱百二十度の酷暑にもめげず力戦奮闘なされて居る超人間的御努力の、或は零下三十度を尚下る天地も凍る程の酷寒の中に、凍傷や寒氣の苦痛をグット齒を食ひしばつて克服される忍苦御艱難の御力闘を拜聞仕る時、何ともなしにた だ目頭が熱くなり涙の流れるのを止め得ません。そしてヂットしては居られぬものを肚のドン底から強く感ずるのです。ヂットしては居られぬものをな！　然りそうです「こんなに油斷の多い事では汝は戦線に對して相濟まぬではないか」と いふ自分を叱正し、勵ましてくれる大きい力です。皆様の事共を想ふにつけ、自分の銃後國民としての生活を内省させられる事は毎日一、二度位ではありません。そして本當に皆様の御かげで、私共は犯罪者にも不拘斯様に安穏に生活を送り得て、自分の魂と智との鍛錬に沒頭出來る其有難さがしみじみ判ります。食事毎に合掌して箸を手にするとき、いつも想念さるゝのは戦線の皆様が或ひは飲料水に事缺かれ、或は食ふべき暇も物もなく、東亜恢弘の爲に戦はれてる其の尊い姿です。何か特別口に合ふ様なものを支給されるときには、戦線の皆様は斯様なものを口になされて居られるであらうかと念ずるのです。さうして一口でも食はして上げたいものだと考へます。

斯様な戦線の皆様に對する私共の感謝の氣持が凝り固つて今回の慰問袋獻納となつたのです。私共は昭和十二年七月事變勃發以來滿二年後の今日迄に、一萬二千圓の金を此の小菅刑務所千有餘名の受刑者丈けで獻納致し、以て戦線の皆様に對する銃後の援助と備へを充分に致したいと念願仕つて居るのです。私共は皆様と共に戦線に戦つて居るつもりで働いて居るのです。皆様は戦線で私共は銃後國内戦線で、夫れ〳〵銃と劍とハンマーとクワとペンとを執つて、相共に堅く一體のものに結び合ひつゝ　天皇陛下　の大御心に副ひ奉り、以て御鴻恩の千萬の一にも御報ひ仕りたいものと念じ乍ら『アジア諸民族の解放』と『アジアの新秩序建設』の爲にこそ戦ふてゐるのです。之れは日本の國民の爲のみならず、大陸の可哀想な支那民衆の一人一人の爲でもあるのです。では何卒今後の長期建設の道を皆様は御自分の御家族を愛される其御心で、支那民衆を誠心から愛撫なされて御進み下さいます様に祈り上ます。そのときこそ本日の興亜記念日は、全アジアの記念日として、アジア十億民衆の希望の星となる事でありませう。

では御健闘を遙かに祈り奉つて。



刑務所便り

更生少年母からの便り

岩國少年刑務所

左記は更生した丁の母が片假名金釘流で認めたもの、罪の子の母として、その子の更生を喜ぶ情が、切々として文字の中に動いてゐる。

——係り——

丁ガゴ恩ヲウケタ所長サマニタイシテ、ナガクオ禮ノオ手ガミモ出サズサゾ恩知ラズトオ腹立チノコト、思ヒマス、オブサタシマシタコトハドウカオ許シ下サイマセ私ハテガミヲカイタコトガナイノデ出シタイノハ山々デハアリマシタガ書ケマセンデシタオネガヒシマス

ヨミニクイデセウガオ許シ下サイマセ、其ノ後丁ハ一生ケンメイニハタライテ吳レマス朝五ジニハ家ヲ出テ晩ハ早イトキデ六ジヲソクテ八ジゴロニハカヘリマス残業ガアルトキハ、カナラズ働ライテキマス殘業ノトキハ八ジマデヤッテキマスソシテ丁ハ私ヲ大切ニシテ吳レマス刑ムショニ入イル前ノセガレト今ノセガレトハ大ヘンニチガッテキマシタ、私シハ幸福デスコレデイッ死ンデモ思ヒ殘コトハアリマセン今ノワタクシハシアワセ者デス、イツモ神サマニ感シヤシテオリマスコレモ皆サマノヲカゲト泣イテ居マスウレシナキニ丁モ夜ナド用事ノアルトキハカナラズ私ヲサソッテ吳レマス私モタマニハ一人デ丁ヲアソバセナケレバ老人ガツイテイテハヨモシロクアルマイト思ッテ一人デアソンデヲイデト言ッタコトモアリマスガ丁ハ私ト一シヨデナイト出ナイト言ッテアソビニモユキマセン丁ガ心カラヨイ人ニナツタノニハヲドロイテイマス、コンナヨイ私シノ子ニナッテクレタノモ所長サマノオ教育ノタマモノトアツクヲレイヲ申シアゲマス丁ハタバコモノミマセン酒モノミマセンソシテ頭モイツモボウズニシテオ母サン私シハ頭ノカミハノバシマセント言ッテイマス月給モ六十圓モラッテカヘリマスガ自分ニハ一錢モトラズ皆私ニ渡シマスデスカラ今貯金モダイブン出來マシタ丁ノ兵タイニ行ク時ノ支タクニシヨウト思ッテイマス丁モ兵タイノケンサニトウッタノデ大ヘンニ喜ロコンデイツモ兵タイノマネバカリシテイマス、ソシテ口グセノヨウニ岩國ニ居タトキニモツト教練ヲ、シテイタラヨカツタト言ッテ殘念ガッテイマス、ソシテ私シガタ、カイニ行ッテ立派

ナ戰死ヲシタトキニハ母サンハ泣カナイデネート云ヒマスコノ丁ガ心カラ立派ナ人ニナツタノニ私ハウレシク、イツモ神樣ニオレイヲ申シテイマス今ノ私ハ心カラ安心シタセイカ體ガ少シヅツコヘテキマシタ、私ハホントニ幸福者デスコレモ皆樣ノオカゲト思ツテイマス丁ハ今朝仕事ニ出ルトキモ仕事カラカヘツタラ私ノ白毛ヲヌイテアゲヨウネト言ツテ元氣デ家ヲ出マシタ私ハソノ後スガタヲ見ヲクリ手ヲ合シテヲガミマシタソシテスグニコノ手紙ヲカキマシタ丁モ一回軍服スガタデ所長サマニアイタイト言ツテ居マシタ

コレカラ暑サモキビシクナリマスユヘ所長サマニモオ體ヲ大切ニシテ下サイマセヨミニクイデシヨウガオ許シ下サイマセマダ手紙ヲカイタコトガナイデス

六月二十九日　丁の母より

所長錄

伊江所長の滿鮮旅行報告

小菅刑務所長伊江朝陛氏が去る六月十七日より十二日間司法省の命令で滿鮮各地の行刑施設等を視察せられた。此は本年五月の所長會同に於ける大臣の御諮問に對する答申にも表はれて居る通り刑務官が各地の行刑施設のみならず地理人情風俗等社會萬般の事情をも見學し其の見聞を廣めて之を行刑の實際に活用するの要ある事は論を俟たざる處であり行刑當局が此の非常時下に於て進んで此の度の出張を許可せられたる所以のものも一に其の趣旨に讓せられたる結果に外ならない。參考迄に同氏の旅行日程を左に掲記する。

朝鮮滿洲出張旅程

一、六月十七日夜　東京出發
一、同月十九日朝　釜山着　釜山刑務所視察
一、同月廿日　大邱着　大邱刑務所視察
一、同月廿一日　京城着　西大門、京城兩刑務所視察
一、同月廿二日〜廿三日　朝鮮總督府ニ於ケル全鮮刑務所長會同參列
一、同月廿四日　新義州着　新義州刑務所並滿洲國安東監獄視察
一、同月廿五日　滿洲國新京着　司法部各官衙訪問並新京監獄視察
一、同月廿六日　吉林着　吉林監獄視察
一、同月廿七日〜廿八日　奉天着　奉天第一、第二監獄視察
一、同月廿九日〜卅日　旅順着　旅順刑務所並大連刑務支所視察
一、七月一日　大連發（熱河丸ニテ）
一、同　三　日門司着

海外異聞錄

◇列車混雜に憤慨、損害賠償の傑作

旅行中混雜した列車の中で乘客に立ち續けを餘儀なくさせたことに對し、會社は損害賠償を支拂へと云ふ三年越しの珍訴訟が先般しかも原告の勝訴で解決した。卽ちニューヨークの辯護士デーヴイス氏はアルバニーからニューヨークまで僅か三時間の旅行中、列車が混んで遂に立ち續けなくてはならなかつたが、これが餘程癪に障つたと見えて直にそのニューヨーク・セントラル鐵道會社を相手取つて四十五ドルの損害賠償並に乘車賃二ドル八十セントの返還請求訴訟を提起したのである。事件は爾來紛糾に紛糾を重ねたが、デーヴイス氏の執拗な頑張りで遂にこの程同氏の勝訴に歸し、會社側に對し現金で原損害額並に裁判費用金二百三十二ドル八十九セント也を支拂ふべしとの判決が下つたのである。

◇ギヤング公判

調書實に五十萬頁

ニューヨークに根城をおき、全米に犯罪のトラスト網を張りアヘンやコカイン中毒患者から年々一億ドル（三億五千萬圓）のアブク錢を絞りあげてゐたルイス・ブツキヤルダー一味の公判が、檢事總長マーフイ氏自ら出馬のもとにいよ〳〵開始されることになつた。これはアメリカ犯罪史上未曾有の大規模公判といはれ、陪審官や證人も下手をするとパンとギヤングの復讐で射ち殺されるので、その保護策がまた大問題となつてゐる。證人連は公判廷に出るのを拒むわけにも行かず「裁判が濟むまでは我々は完全に抹殺されてしまふだらう」と涙さへこぼしてゐる。ブツキヤルダーの一味はアヘン窟を經營し、ブツキヤルダーだけでも一度捕はれて保釋出獄、そのまま二年間逃げ廻つてゐるうちに殺人五件、その逃亡を庇護した一味の中には警官、銀行家、政治家、醫師など有力者が多く調書だけでも驚くべし五十萬頁とある。然して一味の全犯罪は强盜十七件保釋中の一味六名、逃亡者七名、殺害された者三名、獄中にあるもの一人といふ事件で、このギヤング征伐の公判は全米の視聽を集めてゐる。

◇北佛における古城內にて

國際スパイ大陰謀

北部フランスのヴアレンシヤンヌ官憲は最近何事か重大事件を探知したものゝ如く祕かに活動を續けつゝあつたが、この程現下の國際危機に關聯をもつた探偵小說もどきのスパイ事件の全貌が判明してセンセーションを起してゐる。卽ちヴアレンシヤンヌに近い佛白國境にある古城シヤトー・モン・ド・ベルウエルツに最近盛んに不審な男女が出入するのに疑惑を持つた警察當局は時を移さず內偵を進めたところ、果然大規模なスパイ並に密輸團の暗躍があることを突き止めたので、警官隊が踏み込んで首魁と覺しき人物三名を逮捕したが、茲において更に驚くべきこ

刑政第52巻第9号
矯正図書館

とには同古城の地下からベルギー領内に通ずる祕密の狹軌鐵道が敷設され、フランスの軍機に關する諜報通報及び密輸出入のために使用せられてゐたことが判明、佛官憲をして慄然たらしめた。逮捕された人物三名の中一名は女でカルメン・オリヴアーレスといふスペイン系の歌姫、他の男は密輸の前科者として札つきのレーモン・モンテーンといふフランス人と、ヴイオレッチ・ピエスブレックといふイタリー人で、實に國際的大陰謀でしかも大規模に行れてゐたわけである。

◇ロンドン低空飛行に象クンの抗議

最近ロンドンの飛行協會は一般飛行士に對し「ロンドン動物園の象を驚かす故、今後低空飛行は愼んで貰ひたい」との希望を發表した。此の珍要求は何の爲に出されたものであるかといふと、元來象の聽覺は非常に發達してをり、これを利用することによつて敵機來襲を未然に窺知することが出來るほどであるために、飛行機が低空飛行を行ふと象はその恐ろしいエンヂンの音に驚き、まるで氣狂ひのやうに暴れまはり、象の養育係まで傷つけるやうになるといふのである。更に同協會ではこれに附隨して、飛行機の宣傳飛行をも禁止すべきであると抗議書を提出した。卽ち美しい空は我々を常に樂ませるものであり宣傳飛行によつて汚されるものではない。空はロンドン市民の全てが所有するものであり、低空飛行の危險と共に飛行家の常に考ふべきことであるといつてゐる。

◇フランスの出産奬勵法

フランス政府は年々減少の一途を辿る同國人に一層の減少を喰ひ止めるのに種々研究中であつたが、此の程漸く成案を得新たに「家族法」なるものを制定、近く公布する運びとなつた。右は獨身者、離婚者、結婚後二ヶ年以上を經て子供のない夫婦、寡婦に對して所得稅附加稅ない鰥夫、寡婦に對して所得稅附加稅を課し年約十億八千萬法の國庫收入を得た上、之を以て出產奬勵資金に充てようといふ案で、大要左の如き項目を含んでゐる。

一、公衆道德に悖るフイルム寫眞等の販賣禁止

一、避姙藥の販賣並避姙法傳授を禁止し之を犯したる者に對しては五百フラン以上一萬フランの罰金を課す

一、結婚後二ヶ年以內に出產した夫婦に對し最初の出產に限り二千フラン乃至三千フランの賞金を與ふ

一、子女養育の爲めの補助金給與

一、十ヶ年以上同一土地に從事する農民夫婦に對して五千フラン以上二萬フランまでの特別資金貸出を許容す

◇ウインザー公夫妻の嚴重抗議

いづこにもつまらぬ物好きな人間は多いものとみえる。ウインザー公夫婦は目下南佛の勝地カンヌの海岸に別莊を借受け避暑中であるが、夏のカンヌは海水浴客で大賑はひ、最近海上にボートを浮べた連中で、望遠鏡でウインザー公夫妻が別莊のプールで水泳するのをのぞき見るものが續出し、土地のツーリスト・ビユーローではまたこれを巧に利用して「ウインザー公の水浴見物」といふ廣告までするやうになつた。ウインザー公はたまり兼ねてカンヌ市當局及び各ツーリスト・ビユーローに嚴重抗議したが、依然としてのぞき見連中があとを斷たぬので、ウインザー公の方ではプールの外側にカンヴアスで圍ひをし、更に問題が解決するまではすべての社交的催しを中止することになつた。

書道

審査所感

行書は一見やさしいやうでなか〳〵筆意を得難いものである。その爲めか今回は課題よりも隨意に優れた作品が多かつた。然し昨年十二月發表の行書から見ると、一體に一段と進境を見せてゐることは明かである。

一體行書は楷書にも近かく、又草書にも近かいもので稍々もすると最初は多く楷書に近くなり勝ちのものである。留意すべきである。それだけ行體を習得して仕舞へば無限の妙味があるものである。

それに今回は暑い爲か從來の出品者で應募のなかつた人もかなりあつた。次回からは欠かさずに出品して戴きたい。

審査概評

課題

一級 ▲安海君、溫雅、行書の筆はむづかしいものであるがこの作品は素直で厭味はない、欲をいへば涌字の形に一考せられたい。▲曉山君、剛筆の爲か、行體に楷書のやうな筆がある。惜む。

二級 ▲波城君、俊拔行書はうつかりすると楷書に近い筆が出るものであるから行書の筆を研究せられたい。▲芳山君、古人の語に『淡如水』といふ語がある。この作品に接する時その感じがする。▲素月君、極めて眞面目なる作。

三級 ▲秋翠君、如何にも謹嚴なる作。涌字の形惡きを惜む。▲皓晟君、少し重い感じはするが眞劍なる運筆態度には敬服の外ない。

四級 ▲峯月君、堂々たる作一點、一畫筆意の至らざるところなし。▲崖龍君、如何にも達筆である。律字の彳扁散漫である。▲雲洋君、整ひたるも、律字の懸針面白くない。▲光仰君、清勁、惜しいことには以字の旁がチト下り過ぎた。▲竹巖君、六字全體を見る時はそれ程も感じないが、一字、一字を見ると結體散漫である、▲安川君、用筆正しきを以つて他に優る。一層の筆力が出れば更らに妙ならん。▲加田繁正君、沈着、以字の形が惡るい。

五級 ▲芳山君、雅潤。▲翠堂君、輕滑六字よく纏りたり。一段と練習を積まれたい。▲柳水君、氣魄に富む。泉字の終筆をもつと、どつしりと下げぬとこの字はすわらない。▲關山君、一層の筆力を養はれたい。▲治郎君。氣骨稜々たるもこれに品位を具へれば更に妙ならん。▲常山君、はねる筆は何れも早い運筆に筆意を失はぬやう留意せられたい。▲一可君、筆意雄渾。▲觀市君、氣象博大。▲守君、勢山君、兩者共に筆力を養はれたい。

隨意

一級 ▲東崖君、蘭亭を臨して筆致雅練。

▲安海君、清勁。▲曉山君、清爽、これに沈着なる筆致至れば更に妙ならん。

二級 ▲光月君、猶勁寛裕、筆意充實極めて佳作。▲素月君、秀潤の作。▲波城君、輕妙の作、更らに重厚であれば一層と妙ならん。

三級 大丘君、暢達、元本の筆意をよくとつてゐる。▲秋翠君、整正、筆力を養はれたい。

四級 雲洋君、努力の作、但し寫經を爲したる場合は落款は本名を認めるやう注意すべきである。▲光仰君、清勁。▲市村勝君、溫雅、筆力を養はれたい。▲崖龍君、九成宮醴泉銘を臨して極めて清勁。▲竹巖君、體勢散漫一考せられたし。▲繁正君、穩健の作。▲峯月君、調潤。▲正義君、極めて眞面目の作。

五級 ▲翠堂君、秀麗、南、秀等の左上に拂ふはねる筆は何れも少し早い。▲鳳城君、筆路正し。態度眞摯、極めて佳作。▲常山君、意氣軒昂、運筆を早めて筆意失はぬやうに注意して戴きたい。▲一可君、氣魄堂々たり、浮薄な筆が出ぬやう留意せられたい。▲朴淵東君、纏りまたるも如何にも小さい、半紙六つに折つてそのますに大きく書くと見ばへがします。

條幅

▲如海君、君の作はたしかに澁ぶい味に妙味がある。書の線はあまり筆を弄すると厭味が出るものである。▲星野君、極めて謹嚴の作、落款もう少し小さめに書く方よろし。▲清月君、一體に重い感じがする。▲備峯君、字が少し大きい、殊に到、竹とはもつと離して竹字をあまり長くなく書く可きである。

第六回競書 成績發表

◎印は當選、○印は昇級、課題、隨意。何れか昇級すれば次回より兩方とも昇級します。

一級 課題

静岡 宮本 澁谷 梶 ◎◎ 宮
東京 安 蘆東曉 鴻 ○○ 石
名古屋 海山崖畔覺月岳 城山月月華 高吉石宮笠
大阪府中 田川中村谷本 清 下井原田 豐望
神戸 飯賀金秀 橋田 月 野木 湖曉
濱松 有本薰 光素 波 月月 晴畔

二級

静岡 ◎◎ 笠
名古屋 ○○ 井
大阪府中 下 原
神濱 飯 村
戸松 有 賀
岡北 山本木 通

三級

水戸 水戸 水濱 水神 靈靜
松戸 戸戸 戸松 戸戸 岡北

四級

水戸 東京 開城 新潟
長崎 ○ 古野 崖龍
名古屋 ○ 松浦 竹巖
名古屋 ○ 加田 繁正
水戸 ○ 遠西 峯月
神戸 ○ 池永 正義
名古屋 高橋 白川
靜岡 藤市
尾道 江波川 風
東京 山田 東風

五級

千葉 ◎ 諸戸 翠堂
東京 ○ 日高 鳳城
千葉 ○ 海保 常山
濱松 ○ 石津 一可
忠北(朝鮮) ○ 朴淵東
東京 石井 勇
東京(遲着) 鈴木政子
東京(遲着) 伊藤美重

條幅

名古屋 ◎ 梶田如海
新潟 星野馬治
神戸 飯村清月
大津 是松備峯

隨意

神戸 廣神 廣神 忠神
刑戸 島戸 北戸
○ 喜多野勢山
益田 晴月
勢川 舟水山
川淵 東月
朴 古館南

一級

名古屋 ◎◎ 梶
東京 岡 澁谷 田
靜岡 中阪戸京 蘆東曉 鴻 ○○ 石
府大神 村谷本 清 下井原田 豐望
名古屋 ◎◎ 宮
濱松屋岡中阪戸京 崖海山 覺畔 城寬雲畔 月月 晴畔 高吉石宮笠
濱名古 本川中村谷本 安 東 月 野木 湖曉
濱松戸 田川 崖龍 仰嚴 川正儒 治勝 夫風市博義治勝 山堂水山郎山可市守

二級

名古屋 ◎◎ 松
靜岡 ○ 見 ○ 吉
松戸 星 野 馬
戸 川 岡 大
翠 秋 皓 晟
丘 治

三級

開東水
京戸城

四級

水戸 長 名古屋 三 名古屋 千 名古屋 神 新 神 沼 高 名古屋 尾
長崎戸 重 葉 名古屋 戸 京 津 刑 戸 道 葉 戸 松 京 戸 東 岡 千 濱 神
木更津 千 水 東 岡 千 濱 神
葉戸 松 葉 山 京 戸 葉

五級

◎◎ 古 ◎◎ 遠
内野西 雲崖峯 竹 繁 白 正菊 加 安 松 光 竹 内野西 雲崖峯 竹 繁 白 正菊 高

選歌しつつ（二十四）

大翼

巻十七以下はその大部分が、大伴家持の手で撰集してあつたものが、そのまゝ傳へられたものであらうと思はれる。一體に大伴一門の歌によつて占められてゐるのもさうした理由からであらう。巻十八の全部と巻十九の大半は家持が國守として越中に在任して居る間に撰したものと思はれる。

最後の巻二十は前にも言うた如く、防人の歌や、その父母兄弟戀人といつたやうな緣者の歌を集めて居る上に、それらの作者の生國に從つて、その國國の方言や言葉の訛りなどがそのまゝ作品に現はれて居るので、きはめて特徴ある一巻となつて居る。元正天皇が大和國添上郡山村へ行幸の時、陪從の人々を召されて歌を詠んで奉るように御命じになり、御みづから口誦みたまふ

足引の山行きしかば山人の我に得しめし山苞ぞこれ

といふ御製をまづ冒頭に、

新しき年の始のはつ春のけふ降る雪のいや頻け吉事

といふ大伴家持の歌を最終の抑へとして一巻を終つて居る。家持のこの歌は天平寶宇三年正月元日、彼が因幡の國守に任じて居つた時、國廳に國郡の司人等を集めて宴を張つた席上で詠んだものである。降りつもる雪の嵩のやうに國内の吉き事が山と積み重つて來いといふ意味の祝歌であるが、我が國歌の聖典といふべき萬葉集の結尾の一首となつてゐるのである。天平寶宇三年といへば、現在から溯つて千百七十餘年の昔であることを思ふと、何さま萬葉集は古い歌巻である。

大體ながら以上で萬葉集の梗概について話したのであるが、この集の出來

毎月募集
刑政歌壇
當季雜詠
締切　毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

一

○　德島　荒井靖蘭

夏ふかき峽に嵐の吹きつのりうぐひすは晝をひそかに啼くも

○　小田原　草の花

この丘にきぞの雹こそつよかりけむ麥の折れ穗をあさかぜわたる

二

○　函館　松田恩秋

父も子も征きし畑に青々と銃後氣強く麥伸びにけり

三

秀逸

○　横濱　植松紀代子

雨やみて片空しばし明るめり　蛙の聲の遠くより聞ゆ

○　浦上三浦子路

移り來てなじまぬ子らはうちむれて遊ぶ仲間にはづれて佇てり

佳作

○　札幌　來生忠次

闘山の櫻の花の散る夜ごろはやも來なけり山ほととぎす

○　小菅　兼平義郎

初夏の小雨のなかの青トマト一つ二つに明るさのあり

○　横濱　庄司白嶺

初孫を若き二人にまかし兼ぬる老母は此頃健けくなれり

○　八王子　西海弘秋

夕立に急ぎ取込む菊の鉢緣せまぎさへなにかたのしく

○　長崎　梨花

たらちねの父に叱られし弟はわが膝のべにいつか眠れり

○　六邱　上村可詩露

棚にはふヘチマの蔓に花さきて今宵あかるく庭に月あり

○　神戸　こばやし

病む時はしきりに母の思はれてひときはさびしたびの宿りは

○　札幌　片岡好月

培ひしあるじ出征の留守宅に庭のおだまき花盛りなり

矯正図書館

た當時には、わが國にまだ假名文字がなかつたので、歌はすべて漢字の音訓を假りてこれにあてはめて書き誌したことは前にも述べた通りである。一例を擧げるなら

うらうらに照れる春日に雲雀あがりこころ悲しもひとりし思へば

といふ家持の歌（卷十九）を

宇良宇良爾。照流春日爾。比婆理安我里。情悲毛。比登里志於母倍婆。

と書いてある如きである。全篇すべてこの通りであるから、これを白文の儘で讀むとなると、一寸一般には出來難いことであるが、そこは古來幾多の先人學者の勞苦と研究とがあり、萬葉假名の訓み方、從つて歌の意味の取り方といふものに一通りの道が拓かれて後代へ遺されてゐるのであるから、勿論これによつて萬葉の勉強に入るのが便宜でもあり、また最も賢い方法でもあるわけである。

最後にこれら先人學者の遺した研究の中からその代表的なものを一二紹介しておかう。

朝露に映る日ざしの涼しげなる竹の林の古墳は誰か　小田原　白河英龍

○

たまりたる洗濯ものに精出せば日ざしの消えつつ曇湧きて來し（梅雨）　咸興　岡元百合子

○

しまらくの旅ゆ歸ればわれ迎ふ吾子のしぐさの大人さびすも　咸興　岡元舜水

○

皇國の礎石となりし英靈は歸り來ませり雨の夕に　鹿兒島　通安生

○

驛頭の凱旋將兵日焦けせし面につつむ武勳床しも　熊本　妹尾輝夫

○

國策の線に沿ひつつ學童の古釘拾ふ姿頼もし　沼津　孤山

○

白バラの一ひらは詩の書におして今年の春の思ひ出にせん　宮津　高橋町子

○

黒土のかほりも高く囚人等の一鍬毎に工事はかどる　豐多摩　倉持寒村

金魚の句その他

花蓑

溜め涙して金魚を見てゐる子　一舟子

母親に何かおねだりして貰へないと子供は甘えてすぐ泣き出す。そんなことで泣いたあとの目に涙を溜め乍ら母親になだめすかされて金魚を見てゐるといふのでせう。子供のいじらしさが出てゐます。

歸省の子嫁の話をよろこばず　一泉

都會に出て働いてゐる息子が歸省したとき母親は豫て下話のある嫁の話を持出して勤めてみるのだけれどもまだ嫁の話は早いですよなどと言つて息子はそれを喜ばないのです。將來ある頼もしい青年を想ひ浮べます。

くたびれの殘れる朝の蚊帳靜か　杜童

蚊帳の中に夜が明けて眠りから覺めてみるとまだ昨日の疲れが身體に殘つてゐる。この頃は夜が短かいので十分安息が取れないけれども日々業にいそしむ人にはさうした朝の蚊帳の中の靜かな一と時が樂しまれさへするのでせう。

水族館

白服に魚群の影の映るなり　青苗

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月五日限
用紙官私製葉書

山頂に雲かゝりゐる登山かな　滋賀　西村幸吉

くらがりの鏡の中の稻光　同　西村幸吉

溫泉の町の空の灯明り月見草　同　西村幸吉

銀漢や瀨田長橋の空かけて　同　西村幸吉

ランターの火影の淡しちゝろ鳴く　同　西村幸吉

朝涼やテントの中に讀書する　同　西村幸吉

睡蓮の咲くとき天の聲ありぬ　同　西村幸吉

月見草探照燈はこゝに伸ぶ　名古屋　壽美

糸瓜黃にひとひる咲けば地におちぬ　同　壽美

蓮の葉の夜目にそよぎて裏がへり　同　壽美

蓮池の四方に夕闇せまるなり　同　壽美

痢病める夫にやさしき母います　同　壽美

近づけば遊船の灯のみなゆるゝ　同　いばら

松葉牡丹母の離れの庭にさく　同　いばら

梅史忌の今年夕顏まだ咲かず　同　いばら

みたり目は男の子なり花菖蒲　同　高島明峰

友人長男出生

選　ふもと蓑

水族館の中は通路が暗く水槽の中にのみ電燈が取付けてあつて水槽の前に立つて見てゐると硝子の中に泳いでゐる魚群の影が見てゐる人の白服にちら〳〵映るのです。如何にも涼しげです。

紅蓮に人立ち我は白蓮に　としを

蓮池の蓮は今眞盛りです。向うには紅蓮を見て立つてゐる人があるが自分は白蓮の前に立つて見てゐるといふのです。紅蓮の艶麗よりも白蓮の清淨を愛するといつたやうな心持も見えます。蓮池を正面から寫さずに側面から寫して要領を得てゐます。

岩の上に座設けしたり鮎の宿　龜圃

盤石のやうな岩があつてその岩の上に毛氈など敷いて座設けをしたのでせう。溪谷の鮎宿であつて客の爲にはかういふところで一杯やるのもなか〳〵興味深いことでせう。

いくさ繪のよく賣れるなり走馬燈　南嶺

この一情景の上にも銃後の精神――國民精神といふものが見られないことはないでせう。

添乳して魚せり臺に晝寢かや　楓峰

こゝは魚市場でせう。魚市の引けたあとでそこの魚せり臺の上に女が乳呑兒に添乳をし乍ら晝寢をしてゐるのです。事實高い臺の上に寢てゐたら釣床に寢てゐるやうなもので涼しいでせう。晝寢かやと言つたのは「おや〳〵こんなところに晝寢をしてゐるのかや」とからかつてゐるのです。かういふ社會のかういふ無作法な風景も見方によつては面白いです。

打水の一杓風の吹き散らし　臥月

打水の一杓と言つたところ、風の吹きちらしと言つたところに技巧の冴えがあります。風の強い日に打水をする光景がこの表現によつて躍如としてゐます。

鰹舟つきし濱邊に來合せぬ　意外

何の心當てもなく濱邊に來て見ると恰度今鰹舟の着いたところで人だかりがして只ならぬ光景を呈してゐる。平素見たことのないこの濱の情景を今日見ることが出來てそれを喜ぶ作者の心持が出てゐます。

よく見れば蟻甘えをり日照草　清月

松葉牡丹の花に一點黑いものがうごめいてゐる、蟻がのぼつてゐるのである。よく見るとその蟻は花の蜜を吸つてゐるのでもなく只身をもじ〳〵してゐる。それは花に甘えてゐるやうにも見えるといふのです。

糧秣のトラック着くや夕立風　正之

この句は戰場俳句の一つです。糧秣を積んだトラックが陣地に着いたとき夕立風がさつと吹いて來たといふのですがこのトラックは夕立雲に追はれ乍らも全速力で駈けて來て首尾よく夕立を逃れることが出來たのです。戰場の颯爽たる意氣がこゝにも現はれてゐます。

裾長く頂き見えず夏の富士　悔あり

水着悲しいとし子海に奪はれて　初咲きの

涼しさや海邊の月の旅衣　端居する

朝顏や飛石に散る齒磨粉　垣の外なる

朝顏やたゞ一輪の變り咲き　高話

月ありて夜の更くるまで草相撲　山の影

網打や溪の荒瀨の岩頭　朝の月

陽炎や遙かの空のアドバルン　初いんげん

からたちの眞白く咲ける野垣かな　名にし負ふ

さゞ波に月ゆれてある湖畔かな　青嵐那須野ヶ原を吹き渡る

靜けさや墓標に蟬の鳴きゐたり　下闇や勝尾へのぼるうねり徑

はてもなき沙漠の空の星涼し　潮たるゝ海女の黒髪南吹く

池の月碎けて風の涼しき夜　蓮の葉に供物の數や茅の棚

金魚玉出で立つ帶をしめ乍ら　大橋や夜振火見ゆる二つ三つ

朝讀のとけてゆらげり睡蓮花　嶺蔭に二百十日の雲ひそむ

停船燈霧ひし〳〵と立ち罩むる　駒立の岩にかゝりて蛇の衣

雜草の中に雛芥子一つ咲く　明滅す浮燈臺や土用波

新綠のベンチに並ぶ妹背らし　波に消え波に現はる海月かな

噴水や離座敷の庭にして　風向の變り凪の座亂れけり

蚊柱の風に崩れて暮れにけり　つなぐ木を馬も知るなり夏木立

鯛や近く來て鳴く夕まぐれ　旱害の田に雜草のはびこれり

出征を送りし歸途や雷雨來る　畏しや神代ながらの大杪

小菅　池原九郎　悔ありて葵に立てば憂かりけり　同

名古屋　蓑子　初咲きの朝顏鉢に妻とあり　同　進藤了風

大阪　足立碩花　端居する垣の外なる高話　福岡

名古屋　設樂銀月　山の影のびて來りし日除とる　釧路　船山船風

仙臺　みどり　朝の月かゝる伽藍や蓮の花　同

宮城　高子　初いんげん小籠に摘みぬ佛の日　大阪　北騎

京都　勢井實　名にし負ふ白河の關田搔馬　同　今川湖舟

釜山　諸岡龜友　青嵐那須野ヶ原を吹き渡る　同　老松蓮村

函館　松田思秋　下闇や勝尾へのぼるうねり徑　大曲

京城　泉原浩々洞　潮たるゝ海女の黒髪南吹く　同

松江　川津道暗　蓮の葉に供物の數や茅の棚　小田原　白河英龍

小田原　諒祐　大橋や夜振火見ゆる二つ三つ　高松　いしろ

千葉　石川公一　嶺蔭に二百十日の雲ひそむ　六男坊

大津　鈴木輝香　駒立の岩にかゝりて蛇の衣　鹿兒島

山形　村山翠水　明滅す浮燈臺や土用波　橫山白楊

小菅　菱花　波に消え波に現はる海月かな　同　副島雅石

同　葉夢　風向の變り凪の座亂れけり　同

兼平陽村　つなぐ木を馬も知るなり夏木立　府中　吉田千秋

秋田　K生　旱害の田に雜草のはびこれり　廣島　小森苔生子

府中　吉田千秋　畏しや神代ながらの大杪　山形　銀嶺山人

岡崎　三浦繁樹　虎杖の葉裏に蜻蛉生れけり　チヽハル　志田稠黃

埼玉　齋藤義雄　ほとばしる水の音して闇涼し　富山　竹枝

岐阜　高木孤月　船借りて夏の顚田川漕ぎ下る　滋賀　深田五角

被任辭令

四月十五日

正八　保健技手　山中麟次郎（東　拘）
同　看守長　佐藤秀次（松本支）

六月一日

正八　看守長　大森佐登美（宇都宮）

六月十七日

勳八　看守長　大森佐登美（宇都宮）
同　同　濱地又郎（福　岡）
同　作業技手　河合鏞太郎（名古屋）

七月十一日

勳六　典獄補　津久井作司（廣　島）
勳八　看守長　神崎八郎（長　崎）
同　同　田中明雄（福　岡）
同　同　有田和一（宇都宮）
同　同　小野寺壽雄（宮　城）

七月十七日

「平塚」ト改姓　看守長　河西武雄（小田原少）
免網走兼務　保健技師　笹部三郎（北海少兼札幌網走）
願免　保健技師　前田政臣（鳥取支）
任保健技師（鳥取支）一〇級　保健技手　小林悦三郎（京　都）
任作業技師（京都）一二級　作業技手　大津　功（豐多摩）

七月二十一日

願免三級　典獄　戸田作造（神　戸）
神戸　同　赤城一雄（熊　本）
熊本　同　大場正雄（長　野）
任典獄（長野所長）四等一級　退職檢事　枇杷田源介

七月二十九日

任典獄補（豐多摩）七等六級　願免　看守長　齋藤文藏（豐多摩）
豐多摩　同　木宮　進（浦和支）
浦和支　同　濱田稔（小　菅）
小菅　同　藤咲利衞門（川越少）

願免四級　支所長　千野頴晴（上諏訪支兼松本）
上諏訪支所長兼松本支　看守長　佐藤秀次（松本支）
任看守長（松本支）九級　看　守　山田規一（水　戸）
願免四級　看守長　高井辰之丞（福井支）
任看守長（福井支）四七　看　守　丸山幸太郎（滋　賀）
願免四級　支所長　長谷川巳吉（若松支）
若松支所長　看守長　成田助次郎（宮　城）
宮城　同　佐山正義（函　館）
免本職函館　支所長　三浦秀文（眞岡支）
眞岡支所長　看守長　淺川齡吾（網　走）
任看守長（網走）五三　看　守　渡邊酉正（府　中）

八月四日

大阪　保健技師　町田宗俊（水　戸）
水戸　同　西　周（松　山）
松山　同　岩本武夫（橘通支兼神戸）
府中　同　鈴木信雄（浦和支）

浦和支　保健技師　佐藤余司（靜　岡）
靜岡　同　志村實吾（横　濱）
平戸支所長　看守長　本川與四郎（長　崎）
免本職長崎　同　佐山正義（函　館）
長崎兼浦上支　支所長　三浦秀文（眞岡支）
看守長　江頭德太郎（平　戸）
看守長　德永方作（浦上支）

八月五日

願免　保健技師　伊川喜久藏（神　戸）
神戸　同　成田德太郎（北區支）

八月七日

死亡八級　看守長　稻葉有信（札　幌）

八月九日

願免　看守長　鶴羽菊藏（函　館）
函館　同　船山市太郎（釧路支）
任看守長（釧路支）八級　看　守　鈴木則雄（網　走）
名古屋　看守長　竹內重雄（岡崎少）
任看守長（岡崎少）五三　看　守　荒木　悟（福　岡）

八月十日

任保健技師（三重）一〇級　保健技手　大橋　董（大　阪）

矯正図書館

朝鮮

六月十三日

願免

看守長　佐藤定喜（平壤）

六月十七日

勳六瑞

教誨師　遠藤銀藏（開城）

六月三十日

五級　典獄　栗本眞一郎（大田）
七級　同　小泉知朔（咸興）
八級　同　古川三郎（清津）
六級　典獄補　森田久成（公州）
八級　保健技師　尹晏燮（同）
同　大森翠（大田）
九級　同　淺川守胤（金泉）
七級　教誨師　淺井暎雄（釜山）
五等　教授　內山隆治（刑練）
五級　看守長　靑柳義雄（新義州）
同　鈴木園吉（西大門）
同　松浦秀雄（法務局）
同　井上隆義（金泉）
同　大石泉（瑞興）
同　眞田常雄（西大門）
同　本恒輔（法務局）

同　岩切好美（法務局）
同　小泉致然（釜山）
同　古川三郎（清津）
同　森田久成（公州）
同　尹晏燮（同）
同　大森翠（大田）
同　淺川守胤（金泉）
同　淺井暎雄（釜山）
同　內山隆治（刑練）
同　靑柳義雄（新義州）
同　鈴木園吉（西大門）
同　松浦秀雄（法務局）
同　井上隆義（金泉）
同　大石泉（瑞興）
同　眞田常雄（西大門）
同　本恒輔（法務局）

六月二〇日

願免六級　岩切好美（法務局）

七月一〇日

同　小泉致然（釜山）
同　古川三郎（清津）
同　森田久成（公州）
同　尹晏燮（同）
同　大森翠（大田）
同　淺川守胤（金泉）
同　淺井暎雄（釜山）
同　內山隆治（刑練）
同　靑柳義雄（新義州）
同　鈴木園吉（西大門）
同　松浦秀雄（法務局）
同　井上隆義（金泉）
同　大石泉（瑞興）
同　眞田常雄（西大門）
同　本恒輔（法務局）

八月七日

保健技師　加來龍夫（新義州）
同　衣笠一（新義州）

訓令通牒

（刑政第五十二號第九卷）

◇麻屑類回收活用ニ關スル件

（司法省行甲第三九二號
行刑局昭和十四年五月二十四日）

現下經濟界ノ趨勢ヨリシテ抄紙作業原料中マニラ麻ノ如キ纖維ノ入手困難ニシテ操業ニ影響スルトコロ尠カラサルニ鑑ミ貴所作業廢品中ニ纖維物質殊ニマニラ麻其他麻糸屑、紐、綱ノ類有之候ハヽ昭和十三年八月行甲第一、〇〇五號通牒ノ區分ニ依リ

記

國民登錄調

（五）學歷	（イ）小學校	（ロ）指定ノ學校及學科	（ハ）其ノ他ノ學校
	不就學、尋中退	尋ヤ、高ヤ	
	靑普卒、靑本卒		
	（　年卒）	（　年卒）	（　年修了）
	（　年）		

（六）養成施設		
（七）試驗、免許		
（九）（イ）職業名		
官職名		
氏名		

刑務所（何々課分）

靜岡、高知刑務所ヘ夫々保管轉換相煩度候

◇國民登錄ニ關スル件

（司法省行甲第四五六號
行刑局昭和十四年六月十五日）

本年一月七日勅令第五號ヲ以テ實施相成候標記ノ件ニ關シテハ二月二十七日會甲第八四六號司法次官通牒ノ次第モ有之當局ニ於テモ其ノ狀況參考ニ致度候條左記樣式ニヨリ御調査ノ上來ル七月末日迄ニ報告相成度候

追テ爾今該當者ニシテ異動ヲ生シタル場合ハ其ノ都度報告相成度

備考

一、官廳ニ於テ取纏メタルモノノ外個人登錄ヲ爲シタルモノニ付テモ遺漏ナク記載スルコト

二、支所ノ分ハ本所ニ於テ取纏メ記載スルコト

三、各課別ニ別葉調製ノコト

四、調査ニ際シテハ厚生省令第一號ニヨル職業能力申告票記載事項（五）ノ（イ）（ロ）（ハ）、六、七及（九）ノ（イ）ニヨルコト

◇職員配置定員竝現員報告方ノ件

（司法省行甲第四八五號）
（行刑局昭和十四年六月二十六日）

事務ノ處理上必要有之候條標記ノ件左記ニ依リ別紙樣式ヲ以テ報告相成度候

記

一、毎年一月及七月ノ二回各一日現在ヲ以テ調製スルコト

二、定員外又ハ臨時ノ名義ヲ以テ增員セラレタルモノト雖モ處理ノ便宜上定員ニ含メ揭上スルコト

但シ自廳費支辨ニ係ルモノハ現員ノミヲ計上スルコト

何某刑務所職員定員並現員調　（月日現在）

官職名	本所	支所	支所	支所	支所	支所	計
	定員 現員	定員 現員	定員 現員	定員 現員	定員 現員	定員 現員	定員 現員
官							
看守長							
通譯							
保健技師							
保健技手							
醫務囑託							
藥劑師							
教誨師 奏任待遇							
教誨師 判任待遇							
教誨囑託							
教師							
教育囑託							

作業技師	作業技手	看守（男）	看守（女）	女看守嘱託	雇	給仕	小使	運轉手	同助手	火夫	馭者	馬丁

刑政第52巻第9号
矯正図書館

◇收容者ニ對スル石鹸給與ニ關スル件依命通牒

（司法省行刑局　行甲第五八一號　昭和十四年七月二十八日）

標記ノ件ニ關シテハ昭和三年七月行甲第一二五四號ヲ以テ依命通牒置候處近時石鹸材料ノ騰貴等ニ因ル價格ノ關係上今般同通牒第三、四ノ各號ヲ左記ノ通改正ノコトニ決定相成候條御了知相成度候

記

三　石鹸ハ一箇ノ重量ヲ八十四瓦トス

四　石鹸ノ給與量ハ特別ノ事情アル場合ヲ除キ一人一箇月二十八瓦ヲ超エサルコト

◇行刑累進處遇令ニ依ル入浴度數特例ニ基ク業種追加ノ件依命通牒

（司法省行刑局　行甲第五八二號　昭和十四年七月二十八日）

標記ニ關シテハ客年五月二十七日行甲第五九七號ヲ以テ依命及通牒置候處尚左記業種ニ付テハ特ニ發汗汚染等甚シキモノト認メ前記通牒特例中ニ追加相成候條御了知相成度候

追テ從來前記通牒ニ依ル業種ノ外其ノ所ニ於テ特例ヲ設ケ入浴ヲ許可シツツアル向モ有之ヤニ及聞候處斯テハ折角統一セラレタル通牒ノ趣旨ニ悖ルノミナラス處遇上妥當ナラスト思料セラレ候ニ付テハ此ノ際之ヲ勵行セラルルハ勿論將來右ニ據リ難キ場合ハ客年二月行甲第一六六號依命通牒ニ基キ其ノ都度認可申請相成度候

記

鍛冶工ノ內　火作、向槌、鞴方、旋盤、

製材工

綿工ノ內　綿打

鑄物工ノ內　火吹、マネ搗

藁工ノ內　打方

莞蓆工ノ內　藺草元抜、同撰方

◇新入時ニ於ケル收容者ノ身體的特徵調査ノ件通牒

（司法省行刑局　行甲第六一一號　昭和十四年八月八日）

調査ノ必要有之候條爾今新入者ニ付其ノ入所時健康診査ニ際シ左記要項ニ依リ身體的特徵ヲ調査シ各人ニ付別紙身體的特徵調査票ヲ作成シ一ヶ月分宛ヲ取纏メ送付相成度候

追テ支所ノ分ハ本所ニ於テ取纏メ送付相成度尚本調査票ヲ作成セルモノニ付テハ其ノ旨健康診査簿ノ備考欄ニ記載セラレ度右記載アルモノニ付テハ爾今本調査票ヲ作成スルノ必要無之又被告人ニ付テハ入所時ニ之ヲ作成シ判決確定ノ際罪名及刑名刑期並ニ確定年月日ヲ記入シ其ノ月ノ分ヲ取纏メ送付相成度候

記

身體的特徵調査票要項

身上關係（本欄ハ看守長指導ノ下ニ看守又ハ雇員ヲシテ調査セシムルコト）

一、年齡　數ヘ年ヲ記入スルコト

二、罪名、被告事件名　新入時受刑者ナルトキハ罪名ヲ被告人ナルトキハ被告事件名ヲ記入スルコト

三、入所度數　刑務所ニ入所セル總度數ヲ記入スルコト

四、犯罪ノ種類　初犯以來ノ罪名ヲ全部記入スルコト

但シ同一罪名二回以上アルトキハ其ノ回數ヲ記入スルコト

五、拘禁期間　初犯以來刑務所ニ拘禁セラレタル期間ノ總計ヲ記入スルコト（單位ヲ月トス）

六、初犯時年齡　數ヘ年ヲ記入スルコト

七、刑務所ニ於ケル主ナル作業　初犯以來一年以上就業セル作業名及其ノ就業期間ヲ記入スルコト（月ヲ單位トス）

八、職業　本人ノ入所前ニ從事セル主ナル職業ヲ記入スルコト

九、家業　本人ヲ生育セシメタル家長ノ主ナル職業ヲ記入スルコト

身體的特徵（本欄ハ保健助手又ハ看守補助ノ下ニ保健技師、技手又ハ囑託醫ヲシテ調査セシムルコト）

一、頭部　亙頭及小頭ハ軀幹ノ割合ニ一見シテ特ニ大又ハ小ニ見ユルモノニ付又變形ハ特ニ其ノ著シキモノニ付夫々○印

ヲ附スルコト

二、視力　近視、老視、亂視ハ眼鏡ヲ必要トスル程度ノモノニ付又盲、斜視、色盲及其ノ他ノ異常ハ其ノ有スルモノノミニ付○ヲ附シ若シ一眼ノ場合ハ右若クハ左ト記入スルコト

三、外耳ノ畸形　畸形ヲ有スルモノノミニ付○印ヲ附スルコト

四、聽力　難聽ハ通常ノ對話不能ノ程度ノモノトシ難聽、聾共其ノ有ルモノノミニ付（）印ヲ附スルコト

五、鼻　鞍鼻有ルモノノミニ付○印ヲ附スルコト

六、口唇　兎唇有ルモノノミニ付○印ヲ附スルコト

七、齒牙　齲齒、欠齒、義齒何レモ其ノ數ヲ記入スルコト

八、發語　啞、聾啞、吃何レモ有ルモノノミニ○印ヲ附スルコト

九、頸部　斜頸ハ有ルモノノミニ○印ヲ附シ且ツ右若クハ左ト記入シ瘢痕ハ外傷腫瘍ノ別ヲ記入スルコト

十、胸部　胸廓ハ異常ノモノノミニ付扁平胸、細長胸、鳩胸、洋樽胸、漏斗胸、萎縮胸ノ別ニ記入シ脊柱ノ異常ハ彎曲セルモノニ付前、後、右、左ノ別ニ記入シ擦傷、褥瘡ハ有ルモノノミニ付○印ヲ附シ且ツ右若クハ左ト記入スルコト

十一、腹部　ヘルニア有ルモノノミニ付臍若クハ鼠蹊ニ○印ヲ附スルコト

十二、上肢　左利ハ通常ノ仕事ニ主トシテ左ヲ使用スルモノニ付○印ヲ附シ二頭膊筋ノ肥厚ハ一見シテ左右ノ差著シキモノニ付○印ヲ附シ尚右若クハ左ト記入シ肘瘢、按摩瘢、水瘢、刷毛瘢、ペン瘢ハ有ルモノノミニ付○印ヲ附シ手掌皮膚ノ柔軟粗糙並ニ手指先端部皮膚ノ粗糙ハ普通トハ異ルト認ムル程度ノモノニ付○印ヲ附シ手指ノ欠損ハ其ノ欠損セル手指及節ヲ記入シ肘關節ノ異常伸展ハ特ニ著シキモノニ付○印ヲ附スルコト

十三、○脚×脚　下腿靜脈ノ努張、坐瘢、扁平足ハ何レモ其ノ有ルモノノミニ付○印ヲ附シ左右ノ別アル場合ハ右若クハ左ト記入シ足趾ノ欠損ハ其ノ足趾ヲ記入スルコト

十四、文身　部位及種類（文字及模樣名）ヲ記入スルコト

十五、其ノ他身體ノ異常　上記ノ他特ニ身體的ニ異常ト認ムルモノニ付其ノ狀態ヲ記入スルコト

身體的特徵調査票　刑務所

身上關係	氏名		年齡
	罪名 被告事件名		入所年月日
	刑名刑期		入所度數
	犯罪ノ種類		拘禁期間
	初犯時年齡		刑務所ニ於ケル主ナル作業
	職業		家業
身體的特徵	一、頭部	巨頭　小頭　變形	
	二、視力	近視　老視　亂視　盲　斜視　色盲　其ノ他ノ異常	
	三、外耳ノ畸形	先天的　後天的	
	四、聽力	難聽　聾	
	五、鼻	鞍鼻	
	六、口唇	兎唇	
	七、齒牙	齲齒　欠齒　義齒	
	八、發語	啞　聾啞　吃	
	九、頸部	斜頸　瘢痕	
	十、胸部	胸廓　脊柱ノ異常　擦瘢　褥瘢	
	十一、腹部	ヘルニヤ（臍　鼠蹊）	
	十二、上肢	左利　二頭膊筋ノ肥厚　肘瘢　按摩瘢　水瘢　刷毛瘢　手掌皮膚ノ柔軟、粗糙　手指ノ欠損　手指先端部皮膚ノ粗糙　肘關節ノ異常伸展	
	十三、下肢	○脚　×脚　下腿靜脈ノ努張　坐瘢　扁平足　足趾ノ欠損	
	十四、文身		
	十五、其ノ他身體ノ異常		

用紙ハB横造紙一〇〇斤程度ノモノトシ大サ規格B4號トス

昭和十四年六月中入出監竝月末在監人員

Prison Population during the Month of June 1938

區別		前月末日現在	入監	出監	現員	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者		44,832	4,288	4,505	44,615	△ 217	△ 4,147
被疑者		238	1,272	1,302	208	△ 30	53
刑事被告人		3,868	3,061	2,916	4,013	145	542
勞役場留置者		276	329	319	277	1	△ 170
乳兒		5	4	2	7	2	△ 1
總計	男	48,466	8,722	8,831	48,357	△ 109	△ 3,669
	女	753	223	213	763	10	△ 54
	計	49,219	8,945	9,044	49,120	△ 99	△ 3,723

備考 受刑者現員中ニ朝鮮人{男 2,134 / 女 3}ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	性別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	46	—	4	—	50
英吉利	男	1	—	—	—	1
露西亞	男	1	—	—	—	1
總計	男	47	—	5	—	52

法學協會雜誌

第五十七卷 第八號
昭和十四年八月一日發行

有斐閣

論說

無效なる行政行爲の效果の是正について……東京帝國大學教授 杉村章三郎
德川時代の爲替手形文言に就て……法學博士 中田薫

資料

舊登記法の制定とその意義……法學士 福島正夫

新刊紹介

ランゲ『法定相續制度』……東京帝國大學助教授 山田晟

學界消息

土方寧先生を憶ふ……東京帝國大學教授 高柳賢三

フランス法の動き……東京帝國大學助教授 野田良之
法理研究會記事「歐洲の最近情勢について」

判例研究

民事訴訟法判例批評(二〇四)……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
行政法判例研究(一六)……東京帝國大學名譽教授 美濃部達吉
刑事判例研究錄(八)……刑事判例研究會
民事法判例研究錄(昭和一四年度・二)……民事法判例研究會

〔新刊〕第七十四帝國議會 新法律の解說(附錄—新法律條文) 定價送料 一・五〇 一四

法曹會雜誌

第十七卷 第八號
昭和十四年八月一日發行
定價 金五拾錢

司法省構內 法曹會
振替口座 東京一五六七〇

○一個の行爲と一罪(一)……大阪地方裁判所判事 石井良三
○權利の濫用に就て……佛國グルノーブル大學教授 レオン・マゾー
○民法第百七十七條に所謂「第三者」について(二・完)……廣島地方裁判所判事 志方薫
○司法大臣懸賞論文「肇國の精神と法律一」……李恒寧
(三等三席入賞)
○非訟事件手續法の改正(三)……司法書記官 根本松男
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨
○獨逸刑事判例に現はれたる自由心證主義の內容と其の限界(四)……長崎區裁判所判事 原田早苗
○登記事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

刑政第52巻第9号 矯正図書館

刑政第52巻第9号
矯正図書館

法學新報

第四十九卷　第八號
昭和十四年八月　中央大學法學部門機關

出でたる數箇の攻撃と包括一罪（吉田常次郎）
民事判例研究……民事判例研究會
民法施行後に開始したる家督相續と施行前に緣組したる養子相互の相續順位（鎌原義治）——民事訴訟法第七百九十一條に依る仲裁人選定の訴と選定の催告（高橋靜一）
新法令
近畿外國雜誌法律論題要目

Die rechtliche Stellung der Kultur, Religion, Erziehung un Wissenschaft im nationalsozialistischen Deutschland. O. Koelreuter　教授　天野德也
立法權の範圍を再檢討す……教授　岩田新
過失論（五）……講師　矢田一男
明治以來ローマ法源邦譯事歷（二）……講師　青山道夫
社會組織の基礎としての親子關係……講師　青山道夫
刑事判例研究
差支なしと信じたることと故意（草野豹一郎）——殺害の目的に

昭和十四年八月八日　發行所　京都帝國大學法學會
第壹冊金五十錢郵稅二錢　發賣所　東京　有斐閣
四十一卷第二號
半年分郵稅共金參圓
一年分郵稅共金六圓

法學論叢

論說・資料

遺言及び遺留分法の修正……近藤英吉
ナチス獨逸のカルテル法……大隅健一郎
二重效（Doppelwirkung）に就て……於保不二雄
行政概念と權力分立の理論——ナチス行政學の一側面——……長濱政壽
獨逸改正海商法に於ける諸問題（三）——佛國新立法と比較して——……大橋光雄

批評と紹介

雜報

編輯後記

○刑務官の職責が重大なるに拘らず其の酬ひらるゝ處甚だ薄きに失するは、識者の等しく遺憾とする處であり、行刑當局が又常に苦慮する所以でもある事は今更呶々を要しない所である。殊に最近の様に好況時に於ては利に迷ひ此の聖職を捨てゝ他に職を轉ずるもの日に多きを算するは假令如何なる事由があるにせよ、滅私奉公を本分とする官吏として許さるべきではない。然し最近の物價騰貴は下級刑務官の最低限の生活をさへ脅かしつつある實狀は我々の到底默視する能はざる所である。考へ方によつては、國家の待遇が薄ければ薄い程國家への經濟的御奉公をして居るわけであり、一層此の聖職を誇りとしてよい理由が存するのであるけれ共、薄い事夫自身が必ずしも行刑の爲めよいとは云ひ得ない、否行刑執行上實に多くの不利不便が此の爲めに生じて居る故にこそ我々は常に聲を大にして刑務官の待遇改善を叫んで居るのである。刑務官自身の爲めではなく行刑の爲めに待遇を改善せよと叫んで居るのである。社會の此の點に關する充分の認識を切望して止まない次第である。

○昭和十五年度豫算の新規追加要求として常習强盜犯に對する不定期刑制度の採用と、思想犯罪非轉向者に對する豫防拘禁制度の新設とが計畫されて居る。何れも理論としては既に論じ盡くされたかの觀あるものであるが、之が實施に當つては又色色の法制と施設とが必要とせられしかく簡單には決せられ難い問題である。不定期刑採用に伴つて假釋放の審査機關が新設せらるゝは必然であり、又豫防拘禁制度の採用は當然豫防拘禁に付すべきや否やの審査決定機關を必要とするに至るであらうが、何れも刑務所長が其の役員中の重要なる一役を荷ふべきは想像に難くない所である。刑務官の使命が愈愈重加され且つ社會化されてゆく傾向にある事は行刑の爲め喜ばしい事である。

○殘暑尙嚴しいが朝夕の風は涼氣を孕んで肌に爽やかになつて來た。暫く火親しむべきの好季を迎へ會員諸君の一層の御奮鬪と御鞭撻とを期待して止まない次第である。

昭和十四年八月十三日　K生
Y生

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十四年八月二十四日印刷納本
昭和十四年九月一日發行
東京市麹町區霞ヶ關二丁目一番地一
編輯兼發行人　大原虎夫
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷人　大河內恭三郎
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷所　刑務協會印刷所
東京市麹町區霞ヶ關二丁目一番地一
發行所　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二一五〇五九番

定價表

一	冊（稅共）	金三十錢
六	冊（稅共）	金一圓八十錢
十二	冊（稅共）	金三圓六十錢

廣告料

一	等一頁	金五十圓
二	等一頁	金四十圓
普通一頁		金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

矯正図書館